

第 10 回 川薩地区法定合併協議会

資 料

日時 平成15年11月26日(水) 午後2時から

場所 川内市 ホテル太陽パレス

川薩地区法定合併協議会

第10回川薩地区法定合併協議会

日時：平成15年11月26日(水)
午後2時から
場所：ホテル太陽パレス(川内市)

会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 議案審議

議案第17号	新市まちづくり計画案について	P 5
議案第37号	慣行の取扱いについて	P 7
議案第38号	男女共同参画事業について	P 19
議案第39号	広報広聴関係事業について	P 22
議案第40号	情報公開制度について	P 27
議案第41号	一部事務組合等の取扱い(その1)について	P 33
議案第42号	消防団の取扱いについて	P 59
議案第43号	友好都市・国際交流事業について	P 75
議案第44号	消防防災関係事業について	P 80
議案第45号	農林水産関係事業について	P 96

(2) 新市名称に係わる報告事項 P 138

(3) 提案事項

提案第53号	新市名称について	P 140
提案第46号	その他事業(契約事務関係)について(変更)	P 142

(4) 協議事項

地域審議会の取扱いについて	P 146
---------------	-------

(5) 報告事項

合併協定項目G・H(一部)群の協議状況について	P 150
事務の進捗状況について	P 149
9 専門部会の進捗状況について	P 153
一部事務組合について	P 154

(6) その他

次回協議会の開催等について	P 157
合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)	P 158
合併協定項目(46項目)の協議状況	P 159

4. 閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	里永 十藏	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		助 役(総務課長)	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	肥後 和紀	
	総務部地方課市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県派遣)
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整班長	奥平 幸己	東郷町
調整班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整班員	大毛 昭徳	下甌村
調整班員	井手上和洋	祁答院町
調整班員	平 利朗	樋脇町
調整班員	久米 道秋	祁答院町
調整班員	堀切 良一	入来町
調整班員	田代 健一	川内市
調整班員	古川 太司	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甌村
計画班員	山内 拓也	下甌村
計画班員	堀之内孝充	東郷町

(1) 議案審議

議案第 1 7 号

新市まちづくり計画案について (第 6 回協議会提案・継続審議)

新市まちづくり計画案について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針 (案) 】

新市まちづくり計画案について
別紙のとおり

平成 年 月 日 確認

策定スケジュール

	策定段階	審議段階	日程	会議等
1	計画原案	幹事会提案	8月7日	第2回幹事会
2		協議会提案	8月12日	第3回協議会
3		【計画に対する広聴広報】	8月17日 ~9月13日	・まちづくり広聴会 ・まちづくりフォーラムとの意見交換
4		幹事会事前協議	9月18日	第5回幹事会（第1次意見集約）
5		協議会審議	9月25日	第6回協議会
6		幹事会事前協議	10月2日	第6回幹事会
7		協議会審議	10月7日	第7回協議会
8	計画原案の修正 (計画案の確定)	修正原案幹事会事前提案	11月6日	第9回幹事会
9		修正原案協議会提案	11月13日	第9回協議会
10		修正案幹事会事前協議	11月20日	第10回幹事会（第2次意見集約）
11		修正案協議会審議	11月26日	第10回協議会
12	計画案県知事協議 ・計画決定	計画幹事会事前協議	12月18日	第12回幹事会（県知事協議報告）
13		計画協議会審議	12月24日	第12回協議会（県知事協議報告）

議案第 37 号

慣行の取扱いについて

合併協定項目 18 号「慣行の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 26 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

慣行の取扱いについて
1 . 市章、市の木、市の花、市の鳥、市歌、市民憲章については、新市に移行後、速やかに制定する。
2 . 宣言については、新市に移行後、1 年以内を目処に調整する。
3 . 名誉市民表彰、市民表彰、功労者表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。 ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、この名誉を新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

協定項目 18 資料

慣行の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新市の市章、木、花、市民憲章、宣言、名誉市民表彰等について協議する。

市章、木、花等は、新市のシンボルであり、市民憲章、宣言は、新市の基本姿勢であることから、できるだけ早い時期に統一することが適当と考えられる。

行事等の取扱いについては、項目ごとに別に協議する。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市における一体性の確保の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

- （１）町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- （２）宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- （３）各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- （４）各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日 新設合併）

- （１）市章は、新市において、調整する。
- （２）市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
- （３）市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

- （ 1 ）市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- （ 2 ）市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- （ 3 ）都市間交流については、新市において継続する。
- （ 4 ）名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

- （ 1 ）市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- （ 2 ）市の花、木は、新市において調整する。
- （ 3 ）都市宣言は、新市において調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い					総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市章、市の木、市の花、市の鳥については、新市に移行後速やかに制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
市町村章 市町村旗	 <p>【市章】 昭和15年7月制定 昭和15年の市政施行の年に広く一般から募集し、採択したもの 市章の周囲は、八咫の鏡で型取られ、中央部は「川内」を図案化したもの</p>	 <p>【町章】 頭文字の「ヒ」を図案化したもの 一般公募 昭和43年9月 町章制定(明治百年記念を期に)</p>	 <p>【町章】 入来町が位置している地形の中に「入」を 図案化して、平和を希求し歴史の中から豊か なまちづくりをめざし、自然の美しさと人の輪 を象徴している。 制定年月日 昭和43年9月1日</p>	 <p>【町章】 左に「ト」右に「ゴ」を円く町の和を表すと同時 に、右上の翼は飛躍発展を意味する。 制定年月日 昭和36年10月制定</p>	 <p>【町章】 けどういんの「け」の字を図案化し、円満・融 和・団結を表現したものである。 昭和43年10月20日制定</p>	
市町村木	市木:くろがねもち 昭和45年2月11日制定	町の木:椿 昭和55年10月6日 町の木選定委員会指定	町の木:イスノキ 昭和43年10月1日制定	町の木:クロガネモチ 昭和57年12月1日町の木選定委員会指定	町の木:うめ 幹の強さは強靱性を意味し、花は高潔で散 り方はこぼれる、に表現されるように飽和、豊 かさを表している。 昭和52年11月20日制定	
市町村花	市花:きんもくせい 昭和45年2月11日制定	町の花:コスモス 昭和55年10月6日 町の花選定委員会指 定	町の花:ひまわり 平成7年10月1日制定	町の花:紅梅 昭和57年12月1日町の花選定委員会指定	町の花:あじさい 祁答院町の「祁」の字の意味が、衆多なる観・ 静かなる観・往來する観とあり、七色に変化する 花の色は、連帯、協調性、自立性、発展性を 表している。 昭和52年11月20日制定	
市町村鳥						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
市町村章 市町村旗	 <p>【村章】 里村の「サト」の文字を図案化したもので、サの字の内部は、里村の地形のトンボ口を表し、村勢の飛躍と発展を表現し、外の円形は、村民の融和・団結と協力を意味している。 昭和56年1月1日制定</p>	 <p>【村章】 上甌村の「カミ」の字を図案化したもので、円は、村民の融和・団結を表わし、右上に伸びる線は、村の飛躍と発展を象徴したものです。 昭和55年3月1日制定</p>	 <p>【村章】 下甌村の下の文字をデザインしたもので、円に囲まれた部分はコバルトブルーの色彩で、海に浮かぶ下甌村を表現している。周りの円は、村民の融和と連帯を表わし円外に三方に伸びる線は、下甌村の希望と限りなく躍進を示す。 昭和55年1月1日制定</p>	 <p>【村章】 鹿島村の「カ」の文字を図案化したもので、円は紺色で人の和と海を、三角の部分は、赤色で村民の情熱と無限の邁進に併せて三方海に囲まれた本村の地形を現す。 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。 新市の旗については、市章が決定次第作成する。</p>
市町村木	<p>村の木：つばき 昭和56年1月1日村の木選定委員会指定</p>	<p>村の木：ツバキ 昭和60年4月1日村の木制定審議会指定</p>	<p>村の木として「つばき」</p>	<p>村の木：ツバキ 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>
市町村花	<p>村の花：鹿の子百合 昭和56年1月1日村の花選定委員会指定</p>	<p>村の花：鹿の子百合 昭和60年4月1日村の花制定審議会指定</p>	<p>村の花として「鹿の子百合」</p>	<p>村の花：白鹿の子百合 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>
市町村鳥	<p>村の鳥：めじろ 昭和56年1月1日村の鳥選定委員会指定</p>	<p>村の鳥：メジロ 昭和60年4月1日 村の鳥制定審議会指定</p>	<p>村の鳥として「めじろ」</p>	<p>村の鳥：ウミネコ 昭和54年11月2日制定</p>	<p>新市に移行後、速やかに制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市歌、市民憲章については、合併までに制定する。 宣言については、新市に移行後 1年以内を目処に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村歌	市民歌 昭和22年9月制定 作詞 芳賀 武 作曲 山田 耕作 編曲 佐伯 亮	町民歌:作詞:一般公募 作曲:依頼 昭和39年 町民歌制定	町民歌・町民音頭 作詞・作曲 一般公募 昭和53年10月1日制定	町民歌・町民音頭 昭和57年12月2日町民歌選定委員会指定	町民歌 作詞:福村とくへい 作曲:武田恵喜秀 昭和43年制定 一般公 募による けどういん音頭 作詞:祁答院町文化協会 作曲:山中博 昭和51年制定
憲章	【名称】 川内市民憲章 【制定時期】 昭和45年2月11日 【趣旨】 【憲章の内容】 美しい自然と、古い歴史を誇りとするわたしたち川内市民は、 やさしくすれば、心はかよう。 はなしをすれば、だれでもわかる。 考えさえすれば、みちはひらける。 やりさえすれば、かならずできる。 という信条をもって 明るく豊かなまちをつくります。	【名称】 【制定時期】 昭和43年11月10日 * 明治記念百年記念式典を期に制定 【趣旨】 先人たちのたゆみない努力による郷土建設の 偉業を受け継ぎ開拓精神をもってより豊かな郷 土として発展させるための「町民憲章」を制定し 力強く前進しようとする。 【憲章の内容】 1. 私たちは 心をあわせ 平和な町を つくり ます 1. 私たちは きまりを守り 明るい町を つくり ます 1. 私たちは 教養を高め 文化の町を つくり ます 1. 私たちは 元気で働き 豊かな町を つくり ます 1. 私たちは 希望にもえ 伸びゆく町を つくり ます	【名称】 【制定時期】 昭和43年10月1日制定 町制20周年を期に制定された。 【趣旨】 わたしたちは由緒ある入来町の町民であるこ とを誇りとし、ここに町民憲章を定め入来町発 展のためにみんな力を合わせて力強く前進し ましょう。 【憲章の内容】 1 わたくしたち入来町民は、よく働いてみのり 豊かな町を雄つくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、生活をくふうし、明 るい家庭をつくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、環境を清潔にし、 体をきたえ、健康な町をつくりましょう。 1 わたくしたち入来町民は、愛情をもって、心 身ともにすこやかな青少年を育てましょう。 1 わたくしたち入来町民は、教養を高め、きま りを守り、おたがいに責任をはたしましょう。	【名称】 【制定時期】 昭和57年12月1日制定 * 町制施行30周年を記念に制定された。 【趣旨】 町制30周年を迎えた東郷町民が、東郷町 の歩みを顧み、先人の業績に感謝するとともに 現在の発展を祝福し、将来への限りなき躍進に 希望を込めて、明るく豊かな住みよい東郷町建 設の礎としたい。 【憲章の内容】 水と緑に恵まれた豊かな自然と古い歴史をもつ わたしたち東郷町民は 天に向かって伸びる杉のように 躍進の気に燃え どうとうと流れる川内川のように 広い心で助け合い りんりと寒空に咲く梅のように 耐えて学んで働いて 伸びゆく明るい町をつくります	【名称】 【制定時期】 昭和50年3月30日制定 【趣旨】 私達町民は、美しい自然と、豊かな人情をも ち、そして郷土に誇りをもち、力を合わせて、み んなの幸福と繁栄をめざして、ここに町民憲章 を定め、その実践につとめます。 【憲章の内容】 1.わたしたちは手を取り合って健康で明るい家 庭を作ります。 1.わたしたちは心を合わせて仕事に精進し、住 みよい郷土をつくります。 1.わたしたちは励まし合って道義を守り、文化の 向上につとめます。
宣言	世界連邦平和都市宣言 昭和38年2月6日 川内市議会 男女共同参画都市宣言 平成14年12月1日 川内市長	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
市町村歌	村民歌 平成3年(村制施行100周年記念式典のとき制定)	村民歌・村民音頭 昭和55年3月1日村民歌選定委員会指定	村民歌・村民音頭 昭和61年1月1日制定	村民音頭 昭和54年11月2日制定	新市に移行後、速やかに制定する。
憲章	<p>【名称】 里村民憲章</p> <p>【制定時期】 昭和56年1月1日</p> <p>【趣旨】</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1. 私たちは、心身共に健康あふれる村をつくります。</p> <p>1. 私たちは、教養を高め伸びゆく文化の村をつくります。</p> <p>1. 私たちは、心を合わせ明るく美しい村をつくります。</p> <p>1. 私たちは、子供をはぐくみ生涯学ぶ教育の村をつくります。</p> <p>1. 私たちは、郷土の歴史と伝統を重んじ豊かな村をつくります。</p>	<p>【名称】 上甌村民憲章</p> <p>【制定時期】 昭和60年4月1日制定 村政施行90周年を期に制定された。</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたしたち上甌村民は美しい自然と人情豊かな郷土に誇りを持ち、村民ひとりひとりが活力のあるむらづくりをめざして、ここに村民憲章を定めその実践につとめます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1. わたしたちは、自然を愛し、自然を育て、美しい村をつくります。</p> <p>1. わたしたちは、常に学び、教養を高め、文化豊かな村をつくります。</p> <p>1. わたしたちは、きまりを守り、礼儀を正し、住みよい村をつくります。</p> <p>1. わたしたちは、心をみがき、身をきたえ、健康で明るい村をつくります。</p> <p>1. わたしたちは、仕事にはげみ、力を合わせ、活力のある村をつくります。</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和61年1月1日制定</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたくしたちは、豊かな自然と古い歴史をもつ下甌村に誇りを持ち、さらに、限らない発展をめざして、ここに村民憲章を定め、その実践に努めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>一、みんなで あいさつを かわし ふれあいと うるおいのある下甌をつくります。</p> <p>二、みんなで 自然を守り 健康と 安らぎのある下甌をつくります。</p> <p>三、みんなで 知恵と 力をだし 豊かで 魅力のある下甌をつくります。</p>	<p>【名称】</p> <p>【制定時期】 昭和54年11月2日制定 分村30周年を期に制定された。</p> <p>【趣旨】</p> <p>わたくしたちは、先人の残してくれた鹿島に誇りを持ち、みんなで力を合わせ住みよい村をつくるためにこの憲章を定めます。</p> <p>【憲章の内容】</p> <p>1. 恵まれた自然をたいせつにし、美しい環境をつくります。</p> <p>1. 健康でよくはたらき豊かな村をつくります。</p> <p>1. きまりを守り手をとりあって明るい村をつくります。</p> <p>1. 教養を高め豊かな文化の創造につとめます。</p> <p>1. 素直でねばり強い子どもをみんなで育てます。</p>	新市に移行後、速やかに制定する。
宣言	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	新市に移行後、1年以内を目処に調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	<p>名誉市民表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。 ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、これを新市に引き継ぐ。</p>				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
<p>名誉市町村民表彰</p>	<p>【名称】 川内市名誉市民条例 川内市名誉市民条例施行規則</p> <p>公共の福祉の増進、産業文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著である本市又は本市に縁故の深い者</p> <p>(1)名誉市民の決定 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する</p> <p>(2)名誉市民の特典又は待遇 市の公の式典への参列 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 名誉市民としての栄誉を維持するためその生活に対する特典の供与(特に規定なし) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 その他市長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>(3)称号記及び名誉市民章 名誉市民の称号を贈られた者には、称号記及び名誉市民章を交付する。 死亡した者には、その遺族に対して交付する</p> <p>(4)顕彰 顕彰は称号記及び名誉市民章を交付するほか川内市歴史資料館に本人の肖像画の掲額をもつて行なう</p> <p>(5)実績 現在まで6名の方に名誉市民の称号を贈る</p>	<p>【名称】 樋脇町名誉町民条例</p> <p>(目的・推挙の基準) ・町民又は本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の発展に寄与し、もつてひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより樋脇町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>(推挙の方法) ・名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、その事項を公表して顕彰する。</p> <p>(礼遇) ・町の公の式典への参列 ・町の施設の使用に関する使用料の減免 ・名誉町民としての栄誉をたたえ尊敬の意を表する褒賞 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>(取消基準) ・名誉町民が本人の責に帰すべき行為によって、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、町長は議会の同意を得て名誉町民であることを取消することができる。 ・前項の規程によって名誉町民であることを取消された者は、その取消された日からこの条例によって与えられた特典又は待遇を失う。</p> <p>(実績) 2名</p>	<p>【名称】</p> <p>(趣旨) 入来町名誉町民条例(昭和59年入来町条例第17号。)の施行に關し、必要な事項を定める。 (決定の通知並びに表彰) 町長は、条例第2条の規定により、名誉町民を決定したときは、書面をもつてすみやかにその旨を本人に通知する。 名誉町民の事績は、「広報いきき」で公表し、名誉町民称号証(別記様式)名誉町民章を贈呈して表彰する。 (名誉町民の特典又は待遇) (1)町の公の式典への参列 (2)町の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3)死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4)その他町長が必要と認めた特典又は待遇(弔慰金等) 弔慰は、弔花、弔慰金の贈呈とし、その額は、町長が定める。 (実績) 昭和63年1名</p>	<p>【名称】 東郷町名誉町民条例</p> <p>【推挙の基準】 ・町民または本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の進展に寄与し、もつて広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより東郷町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>【推挙の方法】 ・町長は、議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。</p> <p>【特典、待遇】 ・町の公の式典への参列 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p>	<p>【名称】 祁答院町名誉町民条例</p> <p>【名誉町民の称号】 町民又は本町と縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業文化の進展に寄与し、もつて広く社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例の定めるところにより祁答院町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>【名誉町民の顕彰】 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。 (名誉町民の特典又は待遇) 名誉町民に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。 (1) 町の公の式典への参列 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (3) その他町長が必要と認めた特典又は待遇</p> <p>【名誉町民の取消し】 名誉町民が本人の責めに帰すべき行為によって、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、町長は、議会の同意を得て名誉町民であることを取消することができる。</p> <p>【名誉町民実人員】 0人</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
<p>名誉市町村民表彰</p>	<p>〔名称〕 里村名誉村民条例 〔目的〕 第1条 この条例は、村民又は本村に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は村勢の発展に寄与して特に功績顕著な者に対してその功績と栄誉を称え、以て村民の社会文化の興隆に対する意欲の高揚を図ることを目的とする。 〔選定、称号〕 第2条 村長は、前条に該当するものに対し議会の同意を得て決定し、里村名誉村民(以下「名誉村民」といふ。)の称号を贈る。 〔表彰〕 第3条 名誉村民の事績は公表し、表彰状、名誉村民章及び記念品を贈呈して表彰する。 〔特典又は待遇〕 第4条 名誉村民に対しては、次の特典または待遇を与えることができる。 (1) 村の公の式典への参列 (2) 村長の定める村の施設の使用に関する使用料手数料の減免 (3) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (4) その他村長が必要と認める待遇(取消) 第5条 名誉村民が本人の責に帰すべき行為によって著しく名譽を失墜し、村民の尊敬を失ったと認めるときは、村長は議会の同意を得て名誉村民であることを取消することができる。 2 前項の規定のよって名誉村民の資格を失った者は、その日からこの条例によって与えられた特典又は待遇を失う。 〔規則への委任〕 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。 〔実績〕 現在まで1名の方に名誉村民の称号を贈る。</p>	<p>〔名称〕 名誉村民条例 〔選定〕 村議会の同意を得て決定 〔特典及び待遇等〕 村長は名誉村民に対して必要に応じて次の各号に掲げる特典及び待遇の全部又は一部を授与し又は供与することができる。 (1) 村主権の式典その他諸行事への参列 (2) 村が管理する公共施設の利用、その他の便宜の供与 (3) 本人死亡に際しての村葬 〔実人員〕 1人</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。 ・市葬については、規定するか検討する。 ・受賞者については、その栄誉を新市に引き継ぐ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)	市民表彰、功労者表彰については、合併時に川内市の制度を基本に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村市民表彰 功労者表彰	<p>〔市民表彰〕</p> <p>市勢の発展並びに市民の文化及び福祉の向上に貢献し、特に功績顕著な者の表彰</p> <p>(1)市民表彰の部門 地方自治功労者、教育文化功労者、社会福祉功労者、産業経済功労者、一般篤行者</p> <p>(2)市民表彰の方法 市民表彰状、表彰記章の授与</p> <p>(3)市民表彰の時期 毎年市制施行を記念して2月11日</p> <p>(4)市民表彰の推薦・決定 市内の公的団体の長又は市長の事務部局の部長若しくは他 執行機関若しくは議会の事務局の長が市長に推薦する 一般篤行部門については広報で市民に周知する 推薦を受け調整会議、庁議を経て決定する</p> <p>(5)実績 受章者総数201名(昭和49年度～平成13年度) 内訳 地方自治 48名 社会福祉 37名 産業経済 54名 一般篤行 10名</p> <p>〔褒章〕</p> <p>広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えるなど、その功績が特に顕著なものを褒章する</p> <p>(1)褒章は、市長が行なう</p> <p>(2)褒章の種類 表彰状を授与する褒章 感謝状を授与する褒章 賞状を授与する褒章</p> <p>(3)褒章の方法・時期 記念品又は副賞を添える 褒章は随時行なう</p>	該当なし	<p>〔町民表彰〕</p> <p>町民表彰実施要綱 (趣旨) (1) 地方自治功労者 入来町における地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(2) 教育文化功労者 学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(3) 社会福祉功労者 社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(4) 産業経済功労者 農林水産、商業及び鉱工業等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>(5) 一般篤行者 ア 町民の師表としてふさわしい篤行があり、世人一般が認める者</p>	<p>〔町民表彰〕</p> <p>東郷町ふるさとまつり式典各部門功労者表彰実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東郷町ふるさとまつり式典にあたり、町政その他各般にわたり、その発展ならびに振興に貢献し、その功績が顕著であり、他の模範とする団体及び個人を表彰するについて、必要な事項を定めるものとする。 (表彰部門) 第2条 表彰の部門は次のとおりとする。 1. 地方自治部門 2. 教育文化部門 3. 社会福祉部門 4. 産業経済部門 5. 一般部門 (表彰の方法) 第3条 表彰は、毎年挙行する東郷町ふるさとまつりの記念式典において、表彰及び記念品を授与して行う。 (推薦及び選考の基準) 第4条 被表彰者は、次の各号の一に該当するものとする。但し、町制施行30周年記念町制功労者表彰実施要綱にもつく選考の基準の該当者を除く。 1. 地方自治部門 (1) 町の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2) 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3) 自治公民館、納税組合等地域振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 2. 教育文化部門 (1) 学校教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2) 社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3) 文化、芸術、体育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。 3. 社会福祉部門 (1) 社会福祉の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (2) 公衆衛生の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者。 (3) 交通安全、防犯活動に尽力し、その功績が特に顕著な者。</p>	<p>〔町民表彰〕</p> <p>* 社会福祉功労者及び健康推進功労者表彰規定 (目的) この規定は永年にわたり祁答院町の健康・福祉の向上に功労のあった者を表彰し、もって本町社会福祉の発展及び町民の健康作りに資することを目的とする。 (表彰の対象) (1) 民生委員・児童委員として9年以上在職中、又は在職した者。 (2) 町が委嘱する健康関係委員等として10年以上在職中又は在職した者 (3) その他永年にわたり祁答院町の健康・福祉の向上に特に功労のあった個人、グループ、団体、事業所、学校等</p> <p>* 町政施行40周年記念表彰者選考基準 (目的) 町政施行40周年を記念し、町政全般において多大な貢献をいただいた個人又は団体を表彰する。 (表彰の対象) 1. 地方自治功労者 (1) 町長、助役、収入役、議会議長に就任し、現在退任している者。 (2) 議会議員として、12年以上在任している者、退任者を含む。 (3) 消防団員として25年以上勤続している者、退任者を含む。 (4) 監査委員として12年以上勤続している者。 (5) 選挙管理委員として12年以上勤続している者、30周年表彰者は除く。 (6) 過去10年間引き続いて納期内完納の納税実績をあげた小組合。 (7) 固定資産評価委員として12年以上勤続している者。 2. 教育文化功労者 (1) 教育長に就任し、現在退職している者、30周年表彰者は除く。 (2) 教育委員として12年以上勤続している者、退任者を含む、30周年表彰者を除く。 (3) 学校医として永年に亘り、児童生徒の体位向上と保健衛生に寄与されている医師。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	18 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	調整方針案
市町村民表彰 功労者表彰	<p>【村民表彰】 本村の政治、経済、文化、社会その他村政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者の表彰 (1)村民表彰の部門 地方自治功労者、教育文化功労者、社会福祉功労者、産業経済功労者、一般篤行者、善行表彰 (2)村民表彰の方法 村民表彰状、記念品の贈呈 (3)村民表彰の推薦・決定 村内の公的団体の長又は村長の事務部局の課長若しくは他の執行機関若しくは議会の事務局の長が村長に推薦する 一般篤行部門については広報で村民に周知する 推薦を受け調整会議、庁議を経て決定する</p>	<p>【村民表彰】 【目的】 この規則は、村民の福祉に貢献し、特に功績顕著な者を表彰する。 【表彰の基準】 村民表彰者の選考の基準は、次の各号の一に該当し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者 (3)納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その功績が特に顕著な者 (4)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (5)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (6)医療事業、公共衛生、防疫事業の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (7)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (表彰の方法) 表彰は、表彰状及び金品を授与して行う。</p>	<p>【村民表彰】 【目的】 この規則は、村民の福祉に貢献し、特に功績顕著な者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。 【表彰の基準】 村民表彰者の選考の基準は、次の各号の一に該当し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者 (3)交通安全の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者 (4)納税の啓発及び普及に貢献し、その功績が特に顕著な者 (5)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (6)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (7)医療事業、公衆衛生、防疫事業の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (8)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (9)農林、水産業その他本村産業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (10)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい篤行があり、世人一般が認める者) 【表彰の方法】 1 功労表彰は、表彰状及び金品を授与して行う。</p>	<p>【村民表彰】 村民の福祉に貢献し、特に功績顕著な者の表彰について必要な事項を定める。 (表彰の基準) 村民表彰者の選考の基準は次の各号の一に該当し、長年にわたる功労者でなければならない。 (1)地方自治の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (2)消防及び防災業務の推進し、その功績が特に顕著な者 (3)納税、貯蓄の啓発及び普及に貢献し、その功績が特に顕著な者 (4)学校教育、社会教育等の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (5)社会福祉事業及び援護事業等の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (6)医療事業、公衆衛生、防疫事業の向上に貢献し、その功績が特に顕著な者 (7)観光、土木事業の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者 (8)農林水産業その他本村産業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者 (9)一般篤行者(村民の師表としてふさわしい篤行があり、世人一般が認める者) (表彰の選考) 村長は、表彰の基準に合致する者で表彰するにふさわしいと認めたときは、表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を開き表彰者を決定する。 (表彰の方法) 表彰状及び金品を授与する。 (表彰の時期) 村長が必要と認めたとき</p>	<p>合併時に、川内市の例により調整する。 ・総合的な表彰制度とする。 ・叙勲や褒章受賞者と市民表彰者との重複を認めるか検討する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 8 慣行の取扱い				総務部会 事務管理分科会
調整方針 (案)					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市町村民表彰 功労者表彰				<p>4. 産業経済部門</p> <p>(1) 農林水産業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>(2) 商工業の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>(3) その他産業経済の振興に貢献し、その功績が特に顕著な者。</p> <p>5. 一般部門</p> <p>(1) 町民の師表としてふさわしい篤行がある者。</p> <p>(表彰候補者の推薦等)</p> <p>第5条 町内の各機関、団体等が表彰候補者を推薦する場合は、次の書類を東郷町ふるさとまつり実行委員会実行委員長に提出するものとする。</p> <p>(1) 功績に関する調書(別紙様式)</p> <p>(2) その他参考資料</p> <p>(被表彰者の選考)</p> <p>第6条 委員長は、前条により推薦された者の中から、被表彰者の選考を次に掲げる職にある者(以下「選考委員会」という。)に依頼するものとする。</p> <p>(1) 東郷ふるさとまつり実行委員会委員長及び副委員長</p> <p>(2) 実行委員のうち、助役、企画課長、経済課長、町民課長、社会教育課長、さつま川内農協東郷町支所長、議会総務常任委員長、総務課長</p> <p>2 選考委員会は、前項の依頼を受けたときは、これを審議し、各部門ごとに順位を付して委員長に報告するものとする。</p> <p>(表彰者の決定)</p> <p>第7条 委員長は、前条の報告に基づき調整のうえ、被表彰者を決定する。</p>	<p>(4) 社会教育、社会体育、芸術文化等の振興に寄与した者。</p> <p>公民館長 文化財関係 社会体育団体 民生団体</p> <p>3. 社会福祉功労者</p> <p>(1) 民生委員として12年以上勤続している者。退任者を含む。</p> <p>(2) 保護司として永年勤続している者。</p> <p>(3) 社会福祉事業に貢献した者。</p> <p>国保 老人福祉 児童福祉 身障者 母子寡婦 遺族会 交通安全</p> <p>(4) 環境衛生</p> <p>4. 産業経済功労者</p> <p>(1) 農林業</p> <p>農業委員 12年以上。退任者を含む。 土地改良 畜産関係 園芸関係 その他</p> <p>(2) 商工業</p> <p>商工会 企業 観光 うめんこ村 村づくり</p> <p>5. 一般篤行者</p> <p>町民の師表としてふさわしい篤行があった者。</p>
		里村	上甕村	下甕村	鹿島村

議案第38号

男女共同参画事業の取扱いについて

合併協定項目23-1号「男女共同参画事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

男女共同参画事業の取扱いについて
条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、速やかに基本計画を策定する。

平成 年 月 日 確認

男女共同参画事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

男女共同参画社会の実現に向け、新市での条例制定や基本計画策定など事業実施を進める必要がある。

2 提案の理由

新市において条例を制定し、基本計画を策定することで、各種事業を推進する内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併） 女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター（仮称）計画との調整を図り進めるものとする。
山梨県南アルプス市（平成15年4月1日 新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プラン（旧6市町村中4市町村が策定）を策定する。宣言都市については、平成15年3月31日で終了し、新市において検討中である。事業についても新市で策定する。
福井県春江町・坂井町合併協議会（平成16年3月15日 目標新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プラン（合併2町とも策定）を策定する。宣言都市については、未定。条例（2町とも無し）については、新市において、速やかに制定する。
広島県庄原市・比婆郡4町・総領町合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プランを策定する。

4 参考法令等(条文等抜粋)

男女共同参画社会基本法

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会名	企画財政部会
協定項目	23-1男女共同参画事業の取扱いについて		
調整方針(案)	条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。		
項目	川内市	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甕村・下甕村・鹿島村	調整方針(案)
条例制定・基本計画策定に関すること	<p>川内市男女共同参画基本条例(抜粋) (目的) 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって「市民一人ひとりが幸せを実感できるまち」の実現に寄与することを目的とする。 (基本計画) 第10条 市長は男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに第23条に規定する川内市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。 (設置) 第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、川内市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (組織) 第25条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。 (任期) 第26条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>平成14年10月制定 平成14年12月1日施行</p> <p>せんだい男女共同参画プラン(基本計画) 平成11年3月策定 平成15年度改定予定(現在、プラン改定作業中)</p>	該当なし	<p>条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。</p>

議案第39号

広報広聴関係事業の取扱いについて

合併協定項目23-4号「広報広聴関係事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓朗

【 調整方針(案) 】

広報広聴関係事業の取扱いについて

- 1 広報広聴
 - (1) ご意見箱については本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。
 - (2) 市政モニター制度については、合併時に新たな制度として制定する。
- 2 市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 広報(広報紙発行)については、合併時に新たな制度等を制定する。(新たな広報紙として月2回発行する。)

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 4号資料

広報広聴関係事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

多様化した市民ニーズに反映した新市政の運営を行うにあたっては、的確な広報広聴活動を行う必要がある。

2 提案の理由

新市において、市民に幅広い意見や要望を聴く機会と、地域の現状や施策などの行政情報を市民に提供するための広報紙作成等の広報広聴関係事業の取扱いについて、調整方針を提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。2. 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。3. 相談業務については、新市において、現行の相談業務が実施できるよう調整する。
香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。2. 新市において、ホームページを開設する。3. 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。4. 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。5. 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。
山口県周南市（平成15年4月21日 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 市・町広報紙（広報紙の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行）新たに制度等を創設する。2. 市政・町政だより〔電波メディア〕（ケーブルテレビ、電光掲示板）新たに制度等を創設する。3. 広聴活動（市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会）新たに制度等を創設する。
新潟県北魚沼6か町村合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 広報誌 行政と住民の交流の場として、「広報誌」を毎月1回発行する。 行政と各種団体等の行事等を広報するため、「お知らせ版」を毎月2回発行する。
広島県庄原市・比婆郡4町総領町合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） <ol style="list-style-type: none">1. 広報紙は、新市において統一し、毎月発行する。2. 行政懇談会は、新市においても実施することとし、実施方法は、新市において調整する。3. 防災行政無線、オフトーク通信による放送については、当面、現行のとおりとする。4. 行政相談委員による相談業務は、新市においても実施することとし、実施方法は、新市において調整する。 なお、行政相談委員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。5. ホームページは、新市において開設する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	(1) ご意見箱については、本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。 (2) 市政モニター制度については、新たな制度として制定する。				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
広報広聴	<p>1 ご意見箱</p> <p>(1) 目的 市民の意見や要望を聴く機会を設けるために市庁舎にご意見箱を設置した。</p> <p>(2) 対象 市民</p> <p>(3) 内容 ・ご意見箱の開封は、月に3回(1日, 11日, 21日) ・投函された意見・要望等については、市長から関係各課へ回され、記名の要望等については本人に回答書を送付。無記名の要望等については、広報紙等で回答を行う。</p> <p>2 市長への手紙 該当なし</p>	<p>1. ご意見箱</p> <p>(1) 目的 広く住民の意見を取り入れるため設置</p> <p>(2) 対象 だれでも</p> <p>(3) 内容 役場と市比野出張所に設置, 現在のところ投函される文書なし</p> <p>2. 町長への手紙 制度としては無し</p> <p>3 町政モニター 該当なし</p>	<p>町長への手紙</p> <p>入来町町民からの町行政に関する相談、意見、要望、照会、苦情等を総務課庶務係(広報担当)で受け付け、町長決済後、氏名が明記されているものには、各担当者により回答する。 関係書類は庁舎や教育委員会、各分館等に設置している。 平成11年11月から実施しており、平成15年1月現在で、62件が寄せられている。</p>	<p>1, ご意見箱 目的 該当なし 対象 "</p> <p>2, 町長への手紙 目的 該当なし 対象 "</p> <p>3, 町政モニター 目的 概要なし 対象 " 内容 "</p>	<p>1 ご意見箱 該当なし</p> <p>2 町長への手紙 該当なし</p> <p>3 町政モニター 該当なし</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1 ご意見箱</p> <p>目的 村民等の意見や要望を村政に反映させるために、庁舎・集会施設・旅客待合所等に意見箱を設置</p> <p>対象 村民及び当地を訪れる旅行者等</p> <p>内容 意見箱の開封は月に1回 投函された意見・要望等は、村長から関係課長に渡され適格な方策により対応する</p> <p>2 村長への手紙 該当なし</p> <p>3 村政モニター 該当なし</p>	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1. 御意見箱 該当なし</p> <p>2. 村長への手紙 該当なし</p> <p>3. 村政モニター 該当なし</p>	<p>1 ご意見箱については、本庁と各支所に設置することとし、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>2 市政モニターについては、合併時に新たに制度として制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-4 広報公聴関係事業の取扱いについて				
調 整 方 針 案	市政対話集会については、新市に移行後速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
市政対話集会	<p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の市政に対する意見・要望等を広く聴き、市政に反映させるため開催 <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内を川北・川南地区に分け、隔年おきに要望のあった校区ごとに開催。 市と校区公連会との共催事業 提案議題に対し、市長若しくは所管部長が回答するという形式で行う。 <p>(1)開催時期 7・8月, 10月</p> <p>(2)提案理由 提案議題・会進行等は各校区で事前に提案し、行政と調整のうえ決定</p> <p>3 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区公連会役員, 公民会長, 地元選出市議会議員等 市・市長, 総務部長及び提案議題所管の部長 	<p>[公民館長及び納税組合長会議]</p> <p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 町政を公民館長等に理解してもらい、広く周知するため開催 <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年4月・12月に各公民館長・納税組合長・地区公民館長を一同に集め、町政についての説明会を開催 町からの出席者 4役・課長・局長 <p>[町長と語る会]</p> <p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 町政に関する町民の意見要望を広く聴取し、また各種施策等の周知や理解を得るため、開催を希望する団体と町長が意見交換を行う。事前に団体から出された意見・要望に対して回答するほか、町長からの施政報告や質疑応答が行われる。 <p>2 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区・自治公民館、町内の各種団体 	<p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長の諮問により、振興計画に関し、必要な事項を調査及び審議させるため、振興計画審議会を置く。 <p>2 委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 20名で構成する。 町議会の議員 町教育委員会の委員 町農業委員会の委員 町の職員 公共的団体の役員又は職員 学識経験者 	<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> 町政に関する町民の意見要望を広く聴取し、また各種施策等の周知や理解を得る。 <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催を希望する団体と町長が意見交換を行う。事前に団体から出された意見・要望に対して回答するほか、町長からの施政報告や質疑応答が行われる。 開催時期 年間を通じて(団体からの希望で随時開催) 提案議題 各団体より事前に総務課へ提出してもらう 市からの出席者 町長, 総務課長及び提案議題所管の課長 <p>対 象</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区・自治公民館, 町内の各種団体 	<p>【 町政対話集会 】</p> <p>1 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民の皆様からの声を十分に伺い、さらに住みよい町づくりに取り組むため。 <p>2 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町政全般にわたる意見の集約 (5地区 5日間 夜 7:00~9:00) 年1回 <p>3 (対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全町民 町出席者 4役, 及び全課長, 局長
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村政に対する意見・要望等を広く聴き、村政に反映させるため開催 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館や各種団体等から意見・要望等の要請があった時や地域住民に対し説明が必要な事業等を行う場合の村政報告 開催時期については、要請等があったから日程調整を行って実施する 村からの出席者 村長, 助役, 各課長・及び所管担当職員 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村民 	<p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 村政に対する意見・要望等を広く聴き、村政に反映させるため開催 <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館や各種団体等から意見・要望等の要請があったり、広く地域住民に説明が必要な事業などの村政報告等 開催時期については、要請等があったから、日程調整を行い、実施する。 村からの出席者: 村長・各課長・(所管担当職員) <p>3 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 村内の各種団体や公民館 	<p>【市政対話集会】 該当なし</p>	<p>【市政対話集会】 該当なし</p>	<p>市政対話集会については、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協定項目	23-4 広報公聴関係事業の取扱いについて				
調整方針案	広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する）				
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
広報（広報紙発行）	<p>1 広報紙の概要 広報紙名 広報せんだい 発行 月1回（10日前後） サイズ A4版 ページ数 基本18ページ（増あり） 表紙及び裏表紙カラー 2色刷 印刷部数 26500部 単価 1部40円 制作方法 DTP 使用ソフト イラストレーター、ホトショップ 印刷業者への原稿 MO（作成済原稿） 配布方法 公民会を通じて配布（公民会未加入者対策として、公共施設や大型店にラックを設置して、広報紙を自由に取れるようにしている。） 配布先 公民会加入世帯、川内大使や企業立地推進委員</p> <p>2 お知らせ版 発行 月1回（25日前後） サイズ A4版 ページ数 基本6ページ（増あり） その他2色刷 印刷部数 26500部 単価 1部12円</p>	<p>【広報誌の概要】 名称 広報ひわき 発行 毎月15日 サイズ A4 ページ数 8ページ 表紙及び裏表紙カラー その他2色刷り 印刷部数 3000部 単価 1部31.6円 原稿締め切り 前月20日 制作方法 原稿渡し 使用ソフト なし 印刷業者への原稿 文章のみMO渡し 配布方法 各公民館長を通じて公民館加入世帯へ配布 配布先 町内各世帯 個人郵送分 119件 団体郵送分 36件</p> <p>【まるやまの里】 （内容）地元新聞に掲載された、樋脇町に関する記事を取りまとめ印刷し、各公民館に回覧として配布。東京・近畿の樋脇会で配布</p>	<p>【広報誌の概要】 名称 広報いりき 発行 毎月15日 サイズ A4 ページ数（平均16ページ） 表紙及び裏表紙カラー その他2色刷り 印刷部数 2,700部 単価 1部3,465円 原稿締め切り 前月20日 制作方法 製作ソフト イラストレーター フォトショップ 使用ソフト なし 印刷業者への原稿 MO渡し（原稿・レイアウト作成済） 配布方法 公民会を通じて配布。町外居住者、企業等へは郵送170部程度 配布先 公民会加入者及び町外居住者、企業等。 個人郵送分 53件 団体郵送分 130件</p>	<p>1、広報紙 広報紙名 広報 東郷 発行 月1回(第3木曜日) サイズ A4版 ページ数 基本12ページ(増あり)・2色刷り (年4回2ページカラー) 印刷部数 2700部 単価 2700部1ページ6.20円・カラー1ページ26円 制作方法 15年度にDTP導入予定 使用ソフト エディカラー 印刷業者への原稿 MOの予定 配布方法 自治公民館長を通じて配布 配布先 町内各世帯、公共機関、報道機関、東郷会、北薩地区の福祉施設、本町出身県職員、広報交換市町村、個人購読者 その他 ・個人購読者 11人 ・切手代のみ負担 ・受付 随時</p> <p>2、行事予定表 広報紙名 広報 東郷 お知らせ版 発行 毎月1回(第4木曜日) サイズ B4版縦 ページ数 1ページ 1色刷り 印刷部数 2300部 印刷方法 エクセルで作成した表を庁内印刷 その他 庁内RANを利用し予定行事を電算入力後、</p>	<p>1【広報紙の概要】 広報紙名 広報けどういん 発行日 月1回(第2水曜日) サイズ A4版 ページ数 基本10ページ(増有り) 表紙及び裏表紙カラー その他2色刷(4月から)現在1色刷 印刷部数 2,670部 単価 88円 原稿締め切り 前月末 制作方法 一郎郎で文章を作成しフロッピーに保存し業者へ 使用ソフト なし フロッピーにテキスト形式で保存し業者に渡す。 配布方法 町民には自治公民館をつうじて配布 町民で自治公民館に入っていない方は、町負担で郵送。 町出身で県外在住の方で希望者には、町負担で郵送。 配布先 個人・・・町民、町出身者(無料) 団体・・・町内施設、近隣市町村 その他 以外の方には切手代(1年分1,080円)をいただく</p>
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	<p>【広報誌の概要】 広報誌名 広報さと 発行 月1回 サイズ A4 ページ数 8ページ(表紙及び裏表紙カラー) 印刷部数 1,150部 単価 1部110円(消費税別) 制作方法 DTPは使用していない 使用ソフト 一太郎 エクセル 使用しないがイラストレーター、フォトデラックスのソフトは持っている 印刷業者への原稿 メール送信(写真は郵送) 配布方法 地区の連絡員により全戸配布 配布先 個人30件、団体(行政含む)84件 個人購読 購読料 年間1,200円 201件</p>	<p>1 広報誌の概要 広報誌名 広報かみこしき 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本8ページ 表紙・裏表紙カラー・その他2色刷り 印刷部数 1,700部 単価 1部:89円 制作方法 DTP等は使用なし 使用ソフト WORD 印刷業者への原稿 WORDで作成した原稿 配布方法 村内については、各地区駐在員へ配布依頼 村外については、郵送にて対応 配布先 ・地区住民・公民館・各学校・村内官公庁 ・県庁・自治会館・県内報道機関 ・郷土会・県選出国会議員・県議会議員事務所 自治体28件 県・官公庁 9件 報道機関19件 郷土会 8件 県・国議会議員 4件 個人・企業17件 計85件 郵送にて役場より送付 その他 ・広報のページは、8ページが基本であるが、増ページすることもある。</p> <p>2 行事予定 行事予定名称 情報カレンダー 発行 月1回(25日前後) サイズ B4 ページ B4で1枚 部数 1,000部 印刷方法 役場にて印刷(輪転機)</p>	<p>1 広報誌の概要 広報誌名 広報しもこしき 発行 月1回(25日前後) サイズ A4版 ページ数 基本8ページ 表紙・裏表紙カラー・その他2色刷り 印刷部数 2,000部 単価 1部:80円 制作方法 DTP等は使用なし 使用ソフト 印刷業者への原稿 原稿(レイアウト・メモ帳)(写真は郵送・メール) 配布方法 区内については、各地区駐在員へ配布依頼 村外については、郵送にて対応 配布先 ・地区住民・公民館・各学校・村内公共機関 ・県庁・自治会館・県内報道機関 ・郷友会・県選出国会議員・県内市町村 ・港待合所 その他 購読希望者には年間1,000円で郵送する。</p>	<p>1、広報紙 広報紙名 広報かしま 発行 年10回(8月・2月除く) サイズ A4版 ページ数 6ページ又は8ページ 印刷部数 800部 単価 1部(6頁)147円 1部(8頁)155.4円 制作方法 広報担当者が取材し、起草、構成、写真等を行っている。 使用ソフト 該当なし 印刷業者への原稿 原稿、写真は印刷業者へ郵送する。 配布方法 各区駐在員が全戸配布、村外は郵送等 配布先 村内全戸配布450部。郵送分行政関係50部、個人50部 その他 購読希望者に年間1,000円で郵送する。</p>	<p>広報（広報紙発行）については、合併時に新たな制度等を制定する。（新たな広報紙として月2回発行する。）</p>

議案第40号

情報公開制度について

合併協定項目23-22号「情報公開制度」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

情報公開制度について

1. 情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
2. 市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

情報公開制度について

1. 協議項目の要旨・留意点

住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示請求の権利を保障することにより、行政の透明性の確保と説明責任が求められている。
関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市において市民に開かれた行政の推進、透明性の確保を確立する方向で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（地方公共団体の情報公開）

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 22 情報公開制度	【情報公開制度】		総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)	情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	川内市情報公開条例 川内市情報公開条例施行規則 川内市情報公開・個人情報保護審査会規則	樋脇町情報公開条例 樋脇町情報公開条例施行規則	入来町情報公開条例	東郷町情報公開条例 東郷町情報公開条例施行規則 東郷町情報公開事務取扱要領	祁答院町情報公開条例
請求件数	平成13年度 25件	平成13年度 2件	平成13年度 1件	平成13年度 0件	平成13年度 0件
実施機関	市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業 管理者	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開の対象となる情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されるもの並びに本市の図書館、資料館その他の実施機関の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されているものを除く。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)及びこれらに類するもの(以下「文書等」という。)であって、当該実施機関が保有しているもの	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
公開請求できる者	1 本市の区域内に住所を有する者 2 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 本市の区域内に存する学校に在学する者 5 1から4までに掲げるもののほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	・樋脇町の区域内に住所を有する者 ・樋脇町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・樋脇町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・樋脇町の区域内に存する学校に在学する者 ・前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	何人も	入来町に同じ	入来町に同じ
情報公開審査会	川内市情報公開・個人情報保護審査会 【委員】 5名以内(うち委員長1名) 2名が鹿児島市, 3名は川内市 【任期】 3年 【報酬】 日額報酬 委員長 11,500円 委員 10,300円 弁護士及び大学教授 10,300円 弁護士及び大学教授を除く者 7,100円	樋脇町情報公開審査会 【委員】 5名 弁護士、学識経験者等 町村会で選任した委員を樋脇町も任命 【任期】 2年 【報酬】 日額報酬 会長 18,000円 委員 15,000円 *委員の旅費について町が負担	入来町情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ	東郷町情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ	祁答院町情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ
費用負担	(閲覧・聴取及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録…無料 コピー、郵送等は実費負担	川内市に同じ	(閲覧及び視聴) 1.文書、図画、写真及び電磁的記録(複写機により複写したもの)…1件につき 白黒20円 カラー70円 2.録音テープ(録音カセットテープに複写したもの)…1巻につき600円 3.ビデオテープ(ビデオカセットテープに複写したもの)…1巻につき700円 4.電磁的記録(2又は3項に該当しないもの)…1枚につき20円	川内市に同じ	川内市に同じ
請求方法	所定の請求書を提出	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
公開・非公開の決定及び通知	開示請求があった日から15日以内にしなければならない。 ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を15日以内に限り延長することができる。	当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる	当該公開請求があった日から起算して30日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。	入来町に同じ	入来町に同じ
情報公開コーナー	有	無	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-22 情報公開制度		【情報公開制度】	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針（案）					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	該当なし	該当なし	該当なし	鹿島村情報公開条例 鹿島村情報公開条例施行規則	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・情報開示コーナーの設置をすると専任職員が必要となる。 ・制度の整備を行う。
請求件数				平成13年度 0件	
実施機関				村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会	
公開の対象となる情報				樋脇町に同じ	
公開請求できる者				入来町に同じ	
情報公開審査会				鹿島村情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ	
費用負担				(閲覧及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録・・・1件につき200円 文書、図画・・・1件につき200円に、写し白黒1枚につき20円を加えて得た額 ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する場合は、写しの交付の手数料のみとする。	
請求方法				川内市に同じ	
公開・非公開の決定及び通知				当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。	
情報公開コーナー				樋脇町に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 22 情報公開制度		[市町村長の資産等の公開に関する条例]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)	市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	政治倫理の確立のための川内市長の資産等の公開に関する条例 川内市長の資産等の公開に関する規則 川内市長の資産等報告書等の閲覧に関する規程	政治倫理の確立のための樋脇町長の資産等の公開に関する条例 樋脇町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための入来町長の資産等の公開に関する条例 入来町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための東郷町長の資産等の公開に関する条例 東郷町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための祁答院町長の資産等の公開に関する条例 祁答院町長の資産等の公開に関する規則
趣旨	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律第7条の規定に基づき、川内市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。	川内市に同じ ただし、川内市長は樋脇町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は入来町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は東郷町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は祁答院町長に置き換える。
内容	1. 資産等報告書等の作成 2. 所得等報告書等の作成 3. 関連会社等報告書等の作成 4. 資産等報告書等の保存(5年間) 5. 資産等報告書等の閲覧 (何人も閲覧請求することができる。)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	政治倫理の確立のための里村長の資産等の公開に関する条例 里村長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための上甌村長の資産等の公開に関する条例 上甌村長の資産等の公開に関する規則	下甌村政治倫理の確立のための村長の資産等の公開に関する条例 下甌村長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための鹿島村長の資産等の公開に関する条例 鹿島村長の資産等の公開に関する規則	市町村長の資産等の公開に関する条例については、現行のまま新市に引き継ぐ。
趣旨	川内市に同じ ただし、川内市長は里村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は上甌村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は下甌村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は鹿島村長に置き換える。	
内容	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	

議案第41号

一部事務組合等の取扱い(その1)について

合併協定項目13号「一部事務組合等の取扱い(その1)」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

一部事務組合等の取扱い(その1)について

- 1 川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。
- 2 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 3 祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
- 4 鹿児島県市町村自治会館管理組合、鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合、鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合、鹿児島県町村交通災害共済組合、鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 5 鹿児島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

- 6 鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、関係町村は、合併の日の前日に当該組合から脱退する。新市の当該組合への加入については、合併までに調整する。
- 7 土地開発公社については、次のとおりとする。
- (1) 川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
- (2) 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社、東郷町支社、里村支社、上甕村支社、下甕村支社、鹿島村支社及び祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日までに鹿児島県町村土地開発公社及び祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。各支社の財産等は、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
- (3) 入来町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
- 8 財団法人 川内市民まちづくり公社、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 9 川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在、事務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日までに委託契約を解除する。
甕島地区視聴覚教育協議会は、合併の日の前日までに解散する。
入来町及び祁答院町は、祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日までに脱退する。
- 10 鹿児島県人事委員会に事務委託している4町4村の公平委員会事務については、合併の日の前日をもって、鹿児島県との「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。
- 11 肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甕産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆったり館については、出資等の財産について、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

協定項目 13号 資料

一部事務組合等の取扱い(その1)について

1. 協議項目の要旨・留意点

一部事務組合とは、事務の一部を複数の市町村等が共同で処理するために設置した組合をいう。(地方自治法第284条)

新設合併の場合、合併関係市町村の法人格が消滅するため、廃止、脱退、再加入及び規約の変更等について協議する必要がある。

一部事務組合については、合併関係市町村外の市町村も関係するため、広域的な協議が必要である。

一部事務組合のほか、事務委託、公社、第三セクター等の取扱いについても協議が必要である。

薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合については、別途協議する。

関連資料については、別紙のとおりである。

2. 提案の理由

原則として、住民に急激な変化を与えないよう一部事務組合等の現有施設の有効活用と広域にわたるため関係組合や構成市町村との協議調整が必要なことを考慮し提案する。

3. 協定(協議)先進事例

兵庫県篠山市(平成11年4月1日新設合併)

(1) 一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日を持って当該組合を脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃止し、新町において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は、合併の日の前日をもって規約を廃止する。

埼玉県さいたま市(平成13年5月1日新設合併)

(1) 一部事務組合等の取扱い

埼玉県浦和競馬組合、埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、新市において現行どおり加入する。

埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

埼玉県市町村消防災害補償組合は、新市において加入しない。

(2) 公社・事業団等の取扱い

3市に設置されている公社・事業団等については、次のとおりとする。

- ア 3市の土地開発公社、社会福祉法人社会福祉協議会、社団法人シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。
- イ 浦和市と大宮市の社会福祉法人社会福祉事業団、財団法人土地区画整理協会は、それぞれ合併時に再編する
- ウ 財団法人浦和市公園緑地協会、財団法人大宮市都市整備公社は、それぞれ合併時に再編する。
- エ 財団法人浦和市文化振興事業団と財団法人大宮市公立施設管理公社、財団法人与野市ふるさと振興機構は、合併後速やかに再編する。
- オ 浦和市、大宮市の財団法人学校給食協会と与野市学校給食会は、合併後速やかに再編する
- カ 3市の観光協会については、合併後速やかに再編するよう調整する。
- キ その他の公社・事業団等については、合併後も現行のとおりとする。

(3) 第3セクターの取扱い

第3セクターについては、現行のとおりとする。

(4) その他協議会等の取扱い

その他協議会等については、合併後、新市において再び加入する（現行のとおりとする。）ただし、同種の協議会等で国又は県の管轄地域の違いに係るものについては、管轄の見直し後速やかに調整する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日新設合併）

- (1) 大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外4ヶ町県行造林組合、長尾町外2ヶ町組合、白鳥町外4ヶ町組合、香川県東部清掃施設組合、三木・長尾葬斎組合、香川県消防補償等組合及び香川県市町村職員共済組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 大川町外2ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (3) 香川県町村職員退職手当組合及び香川県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。
- (4) 公平委員会事務に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する規約を廃する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日新設合併）

(1) 一部事務組合の取扱い

山口県徳山地方養老介護施設組合は、新市で合併の日に当該組合に加入する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村消防団員補償等組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

光地域広域水道企業団、周南地区衛生施設組合、周陽環境整備組合、玖西環境衛生組合、光地区消防組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域を対象地区として、当該組合に加入する。

周南地区食肉センター組合、山口県市町村災害基金組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。

山口県自治会館管理組合は、合併の日の前日をもって一部事務組合から脱退する。

(2) 協議会の取扱い

協議会については、合併の日の前日をもって関係の協議会から脱退し、合併の日に新市で当該協議会に加入する。ただし、徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会及び徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会については、合併の前日までに廃止するものとする。

機関の共同設置については、山口県市町村公平委員会は合併の日の前日をもって脱退するとともに、徳山市・鹿野町介護認定審査会は合併の日の前日をもって廃止し、それぞれ新市において事務を行う。

事務の委託については、4市4町住民票の写しの交付等の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、合併の日に新市で新たに委託する。火葬に関する事務委託は合併の日の前日をもって廃止する。下水道及び下水処理の事務委託は合併の日の前日をもって廃止し、新市において事務を行う。

(3) 財団等の取扱い

財団等については、当面、現行どおりとする。ただし、同様な事業を行う財団等は、新市の速やかな一体性の確立を図るため、統合整備に努めるものとする。

(4) 土地開発公社の取扱い

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（抄）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

地方公務員法（抄）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条

- 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

土地開発公社に関する法令：公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年、法律第66号） （設立）

- 第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。
- 2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

目的

名称

設立団体

事務所の所在地

役員の定数、任期その他役員に関する事項

業務の範囲及びその執行に関する事項

基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

公告の方法

解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

- 2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣は又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年、政令第284号）

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第6条 法第14条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

事務所の所在地の変更

土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更

前2号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年 3 月 29 日 法律 6 号）

（一部事務組合等に関する特例）

第 9 条の 2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第 284 条第 2 項又は第 3 項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合には、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第 286 条第 1 項本文又は第 291 条の 3 第 1 項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第 290 条又は第 291 条の 3 第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 291 条の 11 並びに第 293 条第 1 項の規定は、前項の場合について準用する。

川薩地区関係一部事務組合等一覧表

川薩地区法定合併協議会

*は、事務局担当市町村

団体名	業務	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	川内地区消防組合	西薩衛生処理組合	甌島衛生管理組合	川薩地区介護保険組合	上甌島バス企業団	その他(構成市町村)
1 川内地区消防組合	消防															
2 祁答院地区消防組合	消防															*宮之城町、薩摩町、鶴田町
3 西薩衛生処理組合	し尿処理															
4 甌島衛生管理組合	ごみ処理・火葬業務															
5 祁答院地方卸売市場管理組合	卸売市場管理															*宮之城町、薩摩町、鶴田町
6 上甌島バス企業団	交通事業															
7 鹿児島県市町村自治会館管理組合	自治会館管理															県内他市町村
8 鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合	議会議員公務災害補償															県内他町村
9 鹿児島県町村職員退職手当組合	職員退職手当															県内他町村
10 鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合	非常勤職員公務災害補償															県内他町村
11 鹿児島県市町村消防補償等組合	消防補償															県内他市町村
12 鹿児島県町村交通災害共済組合	交通災害共済															県内他町村
13 鹿児島県離島緊急医療対策組合	離島緊急医療															県内他離島市町村
14 川内市土地開発公社	公有地取得等															
15 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社	公有地取得等															県内他町村
16 鹿児島県町村土地開発公社東郷町支社	公有地取得等															
17 鹿児島県町村土地開発公社里村支社	公有地取得等															
18 鹿児島県町村土地開発公社上甌村支社	公有地取得等															
19 鹿児島県町村土地開発公社下甌村支社	公有地取得等															
20 鹿児島県町村土地開発公社鹿島村支社	公有地取得等															
21 祁答院地区土地開発公社祁答院町支社	公有地取得等															*宮之城町、薩摩町、鶴田町
22 入来町土地開発公社	公有地取得等															
23 財団法人 川内市民まちづくり公社	施設管理等															
24 川内川多目的取水管理組合	工業用水															
25 川内市立視聴覚ライブラリー	視聴覚教育															
26 甌島地区視聴覚教育協議会	視聴覚教育															
27 祁答院地区視聴覚教育協議会	視聴覚教育															*宮之城町、薩摩町、鶴田町
28 鹿児島県人事委員会(公平委員会)	公平委員会															
29 肥薩おれんじ鉄道 株式会社	鉄道運行事業等															
30 株式会社 遊湯館	道の駅管理															
31 株式会社 甌産業振興公社	宿泊等															
32 株式会社 東郷温泉ゆったり館	宿泊等															

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 消 防 業 務 】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	川内地区消防組合については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、その業務は新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体との協議を行い、合併までに調整する。		

団 体 名	川内地区消防組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和56年4月1日		組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 新市での業務体制等については、合併までに関係団体と協議する。
構 成 市 町 村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村		
事 務 所 の 位 置	川内市原田町22番10号		
担 任 事 務	消防組織法及び消防法に基づく関係市町村の消防に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 132名 うち組合採用職員数 129名 うち市町村採用派遣職員数 3名		
財 産 及 び 債 務	【土地】 ・上甌分駐所待機宿舎用地 205.20㎡ ・下甌分駐所待機宿舎用地 333.43㎡ ・東部消防署庁舎用地 4,708.15㎡ ・西部消防署庁舎用地 3,003.78㎡ 【建物】 ・消防本部・中央消防署 1,714.17㎡ ・南部分署 560.00㎡ ・上甌分駐所 164.00㎡ ・上甌分駐所待機宿舎 204.98㎡ ・下甌分駐所 164.00㎡ ・下甌分駐所待機宿舎 204.98㎡ ・東部消防署 561.27㎡ ・西部消防署 835.29㎡ ・寺山無線中継局 9.00㎡	【車両等】 ・常備分 34台 ・川内市消防団分 45台 計 79台 【基金】(15年度末基金高) ・財政調整基金 89,645千円 ・退職手当準備基金 466,190千円 【債務】(15年度末起債残高予定) ・常備分 210,496千円 ・川内市消防団分 87,860千円 計 298,356千円	

団 体 名	祁答院地区消防組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和55年 8月 1日		祁答院町は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退し、その業務は新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体との協議を行い、合併までに調整する。
構 成 市 町 村	祁答院町・宮之城町・鶴田町・薩摩町		
事 務 所 の 位 置	薩摩郡宮之城町時吉366番地		
担 任 事 務	消防及び救急に関する事務		
職 員 数	15年度当初職員総数 39名 うち組合採用職員数 37名 うち市町村採用派遣職員数 2名(宮之城町)		
財 産 及 び 債 務	【土地】 3,883.41㎡ 【建物】 1,530.72㎡	【車両等】 10台 【基金】(15年度末基金高) 11,793,060円 【債務】(15年度末起債残高予定) 224,512,776円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 し尿処理・ごみ処理・火葬業務 】	住民健康福祉部 環境分科会
調整方針(案)	西薩衛生処理組合は、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 甌島衛生管理組合については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。		

団体名	西薩衛生処理組合		調整方針(案)
設立年月日	昭和39年4月1日		組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。
構成市町村	川内市・樋脇町・東郷町		
事務所の位置	川内市五代町 7632番地(西薩環境センター内)		
担 任 事 務	・し尿処理施設の設置及び管理運営並びにし尿の収集、運搬及び処分に関すること。 ・し尿の収集、運搬及び処分を業として行おうとする者又は浄化清掃業を営もうとするものに係る許可に関すること。		
職 員 数	15年度当初職員総数 12名 うち組合採用職員数 11名 うち市町採用派遣職員数 1名(川内市)		
財産及び債務	【土地】 67,479㎡ 【建物】 延面積 3,420㎡ 【車両等】 7台	【基金】(15年度末基金高) 次期建設費対応: 769,484千円 その他目的対応: 156,945千円 【債務】(15年度末起債残高予定) 0円	

団体名	甌島衛生管理組合		調整方針(案)
設立年月日	ごみ処理業務: 昭和48年5月1日 最終処分場建設: 平成13年12月1日 火葬業務: 昭和57年4月1日		組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。 新市での業務体制等については、合併までに関係機関と協議する。
構成市町村	里村・上甌村・鹿島村・下甌村		
事務所の位置	里村里1922番地		
担 任 事 務	・ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 [里村・上甌村] ・火葬場の設置、管理及び運営に関すること。 [里村・上甌村] ・一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。 [里村・上甌村・鹿島村・下甌村]		
職 員 数	15年度当初職員総数 5名 うち組合採用職員数 4名 うち市町採用派遣職員数 1名(里村)		
財産及び債務	【土地】 3,878㎡ 【建物】 ごみ処理施設: 830.69㎡ 火葬施設: 218㎡ 【車両等】 4台	【基金】(15年度末基金高) 0円 【債務】(15年度末起債残高予定) 217,589千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 介護保険・卸売市場業務 】	住民健康福祉部会 国保介護分科会 産業経済部会 農林畜産分科会
------	----------------	-----------------	------------------------------------

調整方針(案)	<p>祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町と祁答院町は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合を脱退する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。</p> <p>上甌島バス企業団については、組合構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、消滅することとなる。よって、合併の日(平成16年10月12日)に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。</p>		
---------	---	--	--

団体名	調整方針(案)	
祁答院地方卸売市場管理組合		
設立年月日	昭和52年 9月 29日	
構成市町村	入来町、宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町	
事務所の位置	宮之城町船木3,080番地	
担 任 事 務	地方卸売市場の設置及び管理運営並びに生鮮食料品等の取引。	
職 員 数	15年度当初職員総数 0名 うち組合採用職員数 0名 うち町採用派遣職員数 0名(宮之城町職員兼務)	
財産及び債務	【土地】 7,614.60㎡	【基金】(15年度末基金高) 19,512千円
	【建物】 1,606.60㎡	【債務】(15年度末起債残高予定) 0千円
	【車両等】 0台	

団体名	調整方針(案)	
上甌島バス企業団		
設立年月日	昭和53年 4月 1日	
構成市町村	上甌村、里村	
事務所の位置	上甌村中甌481-1番地(上甌村役場内)	
担 任 事 務	道路運送法第3条第2項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業。	
職 員 数	15年度当初職員総数 6名 うち組合採用職員数 6名 うち村採用派遣職員数 0名	
財産及び債務	【土地】 714.04㎡	【基金】(15年度末基金高) 0円
	【建物】 104.4㎡	【債務】(15年度末起債残高予定) 0円
	【車両等】 5台	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	総務部会 人事厚生分科会 議会・監査部会 議会分科会
調整方針(案)	鹿児島県市町村自治会館管理組合については、合併関係市町村全てが加入しているため、当該組合及び構成団体との協議を行い、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。 鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係市町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。		

45

団体名	調整方針(案)	
鹿児島県市町村自治会館管理組合		
設立年月日	昭和23年12月9日	
構成市町村	川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、下甑村、上甑村、鹿島村 他 87市町村	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	
担 任 事 務	鹿児島県市町村自治会館の管理運営に関する事務	
負 担 金 等	負担金なし	
財産及び債務	【土地】 4,868.68㎡ 【建物】 非木造 12,469.96㎡	【基金】(平成13年度末) 財政調整基金 594,000千円 退職手当組合加算負担金準備基金 20,100千円

団体名	調整方針(案)	
鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合		
設立年月日	昭和43年4月1日	
構成市町村	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村 他 74町村	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	
担 任 事 務	町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務の共同処理	
負 担 金 等	議員補償基礎額(12,000円)の20%×議員定数(4月1日現在)	
財産及び債務	【基金】(平成13年度末) 公務災害補償等基金 63,040千円	

当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	鹿児島県町村職員退職手当組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退する。当該組合への加入については、合併までに調整する。 鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係市町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。		

団体名	鹿児島県町村職員退職手当組合	調整方針(案)
設立年月日	昭和36年3月1日	当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退する。 当該組合への加入については、合併までに調整する。
構成市町村	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甌村 下甌村 鹿島村 他 73町村 甌島衛生管理組合 上甌島バス企業団 他 46団体	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	
担 任 事 務	県内町村(一部事務組合含む。)の常勤職員の退職手当の支給に関する事務	
負 担 金 等	一般職員 給料×1000分の130 特別職 給料×1000分の300(町村長) 給料×1000分の200(助役、収入役及び教育長等) 特別負担金 一般職(5条規定適用者) 5条適用額 - 4条適用額 特別職(死亡等による退職の場合) 50%の加算分を別途負担	
財産及び債務	【基金】(平成13年度末) 退職手当給付基金 9,973千円	

団体名	鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合	調整方針(案)
設立年月日	昭和43年4月1日	当該組合及び構成団体との協議を行い、関係市町村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に当該組合へ加入する。
構成市町村	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甌村 下甌村 鹿島村 川薩地区介護保険組合 上甌島衛生管理組合 西薩衛生処理組合 他 134団体	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	
担 任 事 務	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づく組合町村の非常勤の職員(町村の議会の議員を除く。以下、「職員」という。)に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)の規定に基づく町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する公務上の災害に対する補償に関する事務	
負 担 金 等	町村 人口割合に応じた負担 一部事務組合 一律	
財産及び債務	【基金】(平成13年度末) 基金残高 62,328千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	鹿兒島県市町村消防補償等組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に直轄事業として実施する。 鹿兒島県町村交通災害共済組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。		

団 体 名	鹿兒島県市町村消防補償等組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和27年9月6日		当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に直轄事業として実施する。 精算事務等については、合併までに調整する。
構 成 市 町 村	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村 他 2市 74町村		
事 務 所 の 位 置	鹿兒島市鴨池新町7番4号 (鹿兒島県市町村自治会館内)		
担 任 事 務	・消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る公務災害補償に関する事務 ・消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者及び救急業務に従事した者に係る災害補償に関する事務 ・水防法第6条の2第1項の規定による水防団長、又は水防団員に係る災害補償に関する事務 ・水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る災害補償に関する事務 ・災害基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る災害補償に関する事務 ・消防法第35条の7の規定により救急業務に協力した者に係る災害補償に関する事務 ・消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務		
負 担 金 等	次の合計額 ア 公務災害補償関係負担金 人口1人につき 年額 3.5円 消防団員1人につき 年額 1,900円 見舞金負担金並びに事務費負担金 人口1人につき 年額 7円 消防団員1人につき 年額 330円	イ 退職報償金関係負担金 消防団員1人につき 年額 16,210円 事務費負担金 消防団員1人につき 年額 180円	
財 産 及 び 債 務	【基金】(平成13年度末) 公務災害補償準備基金 27,593千円		

団 体 名	鹿兒島県町村交通災害共済組合		調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和44年10月1日		当該組合及び構成団体との協議を行い、関係町村は、合併の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。
構 成 市 町 村	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村 他 74町村		
事 務 所 の 位 置	鹿兒島市鴨池新町7番4号 (鹿兒島県市町村自治会館内)		
担 任 事 務	交通事故による災害見舞金の共済事業 県町村会に本部を置き、構成町村を支部 (支部の事務) ・共済加入者の受付、掛金の徴収 ・見舞金請求の必要書類の交付と受理 ・申請者への見舞金の交付 (本部の事務) ・加入者証の保管 ・見舞金請求の査定(審査会の運営等を含む) ・見舞金の支払い(通知書は申請者へ直接送付、送金は支部宛、窓口交付としている。) ・事務研修会等の実施		
負 担 金 等	1人 500円		
財 産 及 び 債 務	【基金】(平成13年度末) 災害見舞金準備基金 396,400千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 町村会関係 】	住民健康福祉部会 健康管理分科会
調整方針(案)	鹿児島県離島緊急医療対策組合については、当該組合及び構成団体との協議を行い、関係村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。		

団体名	鹿児島県離島緊急医療対策組合	調整方針(案)
設立年月日	昭和49年4月1日	当該組合及び構成団体との協議を行い、関係村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)に当該組合から脱退し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に新たに当該組合へ加入する。
構成市町村	里村、上甑村、下甑村、鹿島村 他 1市 21町村	
事務所の位置	鹿児島市鴨池新町7番4号 (鹿児島県市町村自治会館内)	
担 任 事 務	ア 組合市町村における救急患者発生に対応する医療従事者の確保に関すること。 イ 全豪の医療従事者に対する傷害保険、補償等に関すること。	
負 担 金 等	均等割 150,000円 応益割 団体ごと過去6カ年の搬送実数 / 過去6カ年の搬送全体総数 × 13,100,000円	
財産及び債務	[基金](平成13年度末) 見舞金・財政調整基金 42,202千円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。 鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

49

団体名	川内市土地開発公社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年6月29日	川内市土地開発公社は、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。
設立団体	川内市	
事務所の位置	鹿児島県川内市神田町1番22号(川内市役所内)	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役員定数等	理事 12名以内(うち理事長1名、うち1名は常任とする。) 監事 2名 任期 2年	
職員数等	事務職員 5名 技術職員 1名 * 市出向職員1名、嘱託(常勤)2名、嘱託(非常勤)3名	
財産及び債務	【基本財産の額】 1,000,000円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 2,317,957,099円 負債合計: 1,649,548,117円 差引純財産: 668,408,982円 【保有土地の状況】(平成13年度末) 20件 109,920.66㎡ 1,695,664,778円 【借入金の状況】(平成13年度末) 21件 1,494,000,000円	

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 樋脇町支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	鹿児島県町村土地開発公社樋脇町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	樋脇町	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡樋脇町塔之原1173番地	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 樋脇町支社審議会 委員 10名以内(8名) 任期 2年	
職員数等	事務職員 5名(兼任)	
財産及び債務	【出資金】 1,936,800円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 41,765,174円 負債合計: 0円 差引純財産: 41,765,174円 【保有土地の状況】(平成13年度末) なし 【借入金の状況】(平成13年度末) なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	鹿児島県町村土地開発公社東郷町支社・里村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 東郷町支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	<p>鹿児島県町村土地開発公社東郷町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。</p>
設立団体	東郷町	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡東郷町斧洲362番地	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 東郷町支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 8名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 1,617,100円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 154,154,898円 負債合計: 0円 差引純財産: 154,154,898円</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) 7件 27,531.71㎡ 147,328,739円</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) なし</p>	

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 里村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	<p>鹿児島県町村土地開発公社里村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。</p>
設立団体	里村	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡里村里1922番地	
担 任 事 務	<p>1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 里村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 1名(兼任)	
財産及び債務	<p>【出資金】 644,300円</p> <p>【財産目録】(平成13年度末) なし</p> <p>【保有土地の状況】(平成13年度末) なし</p> <p>【借入金の状況】(平成13年度末) なし</p>	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
調整方針(案)	鹿児島県町村土地開発公社上甕村支社、下甕村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 上甕村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	鹿児島県町村土地開発公社上甕村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	上甕村	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡上甕村中甕481番地1	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 上甕村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 2名(兼任)	
財産及び債務	[出資金] 849,400円 [財産目録](平成13年度末) 資産合計: 484,315円 負債合計: 0円 差引純財産: 484,315円 [保有土地の状況](平成13年度末) なし [借入金の状況](平成13年度末) なし	

団体名	鹿児島県町村土地開発公社 下甕村支社	調整方針(案)
設立年月日	昭和48年3月31日	鹿児島県町村土地開発公社下甕村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設立団体	下甕村	
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡下甕村手打819番地	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役員定数等	理事 1名 監事 2名 任期 2年 下甕村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職員数等	事務職員 4名(兼任)	
財産及び債務	[出資金] 1,095,600円 [財産目録](平成13年度末) 資産合計: 471,314円 負債合計: 0円 差引純財産: 471,314円 [保有土地の状況](平成13年度末) なし [借入金の状況](平成13年度末) なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
------	----------------	--------------	----------------

調整方針(案)	鹿児島県町村土地開発公社鹿島村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。 祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		
---------	---	--	--

団 体 名	鹿児島県町村土地開発公社 鹿島村支社	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和48年3月31日	鹿児島県町村土地開発公社鹿島村支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに鹿児島県町村土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設 立 団 体	鹿島村	
事 務 所 の 位 置	鹿児島県薩摩郡鹿島村閻牟田1457番地10	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役 員 定 数 等	理 事 1名 監 事 2名 任期 2年 鹿島村支社審議会 委員 10名以内 任期 2年	
職 員 数 等	事務職員 1名(兼任)	
財 産 及 び 債 務	[出資金] 464,500円 [財産目録](平成13年度末) なし [保有土地の状況](平成13年度末) なし [借入金の状況](平成13年度末) なし	

団 体 名	祁答院地区土地開発公社 祁答院町支社	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和49年4月1日	祁答院地区土地開発公社祁答院町支社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに祁答院地区土地開発公社を脱退し、解散する。また、同支社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設 立 団 体	祁答院町	
事 務 所 の 位 置	鹿児島県薩摩郡祁答院町下手67番地	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役 員 定 数 等	理 事 2名以内 監 事 2名以内 任期 4年 祁答院町支社審議会 委員 4名以内 任期 2年	
職 員 数 等	事務職員 9名(兼任)	
財 産 及 び 債 務	[出資金] 500,000円 [財産目録](平成13年度末) 資産合計: 1,003,226円 負債合計: 0円 差引純財産: 1,003,226円 [保有土地の状況](平成13年度末) なし [借入金の状況](平成13年度末) なし	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 土地開発公社関係 】	企画財政部会 土地開発分科会
------	----------------	--------------	----------------

調整方針(案)	入来町土地開発公社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。また、同公社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。		
---------	---	--	--

団 体 名	入来町土地開発公社	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和47年12月21日	入来町土地開発公社は、合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。また、同公社の財産等については、新市の土地開発公社へ引き継ぐものとする。
設 立 団 体	入来町	
事 務 所 の 位 置	鹿児島県薩摩郡入来町浦之名33番地	
担 任 事 務	1(1)次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行うこと。 ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 イ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ウ 公営企業の用に供する土地 エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 オ 観光施設事業の用に供する土地 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 (2)住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。 (3)前2号の業務に附帯する業務を行うこと。 2前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1)前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施に併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2)国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。	
役 員 定 数 等	理 事 8名以内(うち理事長1名、2名常任) 監 事 2名以内 任 期 2年	
職 員 数 等	事務職員 2名(兼任)	
財 産 及 び 債 務	[基本財産の額] 1,000,000円 [財産目録](平成13年度末) 資産合計: 76,159,222円 負債合計: 15,300,000円 差引純財産: 60,859,222円 [保有土地の状況](平成13年度末) 4件 12,331.65㎡ 14,337,954円 [借入金の状況](平成13年度末) 1件 15,300,000円	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 公社・財団法人 】	総務部会 上下水道部会	事務管理分科会 水道温泉管理分科会
調整方針(案)	財団法人、川内市民まちづくり公社については、現行のまま新市に引き継ぐこととし、受託業務の範囲については、随時調整する。 川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。			

団体名	調整方針(案)
財団法人 川内市民まちづくり公社	
設立年月日	平成10年4月1日
構成団体	川内市
事務所の位置	鹿児島県川内市若松町3番10号
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設を利用した生涯学習推進に関する事業 ・生涯学習推進を図るための調査研究に関する事業 ・文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理受託に関する事業 ・文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の運営等に係る関係機関及び団体との連絡調整に関する事業 ・その他目的を達成するために必要な事業
役員定数等	理事長 1名 副理事長 1名 理事 8名以上12名以内(理事長、副理事長含む。) 監事 2名 任期 2年
職員数等	一般職員 9名 嘱託職員 22名 臨時職員 27名 管理人 11名 合計 69名
財産及び債務	【基本財産の額】 50,000,000円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 122,339,986円 負債合計: 70,830,359円 差引純財産: 51,509,627円

団体名	調整方針(案)
川内川多目的取水管理組合	
設立年月日	平成4年5月19日
構成団体	川内市水道事業 川内市工業用水道事業 中越バルブ工業株式会社川内工場 準用河川管理者 県農業用水管理委託者 川内市土地改良区 川内川河川事務所
事務所の位置	鹿児島県川内市田海町1745番地
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・川内川取水口取水施設(第1揚水機場)の維持管理 ・予備取水口工事の推進に関すること ・組合員相互の連絡調整に関すること ・関係官庁及び関係機関との連絡に関すること ・緊急時における措置等に関すること ・その他管理組合の目的達成のために必要な事項に関すること
役員定数等	組合長 1名 副組合長 1名 監事 1名 幹事会 10名
職員数等	管理責任者 1名(事務局長専任の場合、これを兼ねる。) 事務責任者 1名
財産及び債務	【施設】 ・第1揚水機場 取水施設 吐出水管 沈砂池 管理棟 電気施設 吐出、送水施設 ・導水路(トンネル) ・注水施設 ・斧淵揚水機場 取水施設(取水樋管、ポンプ場、着水井、操作室) ・導水路(トンネル) 【修繕積立金】(平成13年度末) 11,570,943円

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 ライブラリー・視聴覚協議会 】	教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在業務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに委託契約を解除する。甌島地区視聴覚教育協議会は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。		

55

団 体 名	川内市立視聴覚ライブラリー	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和50年4月1日	川内市立視聴覚ライブラリーについては、現行のまま新市に引継ぎ、現在業務委託している東郷町、樋脇町は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに委託契約を解除する。
構 成 団 体 等	川内市 【受託団体】 東郷町 樋脇町	
事 務 所 の 位 置	川内市大小路町14番5号(川内市中央公民館内)	
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、社会教育施設等に対し、視聴覚機材・教材を供給すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関する研修を実施すること。 ・映画会、展示会等を開催すること。 ・視聴覚機材・教材の利用に関し指導すること。 ・視聴覚教材を製作し、及び視聴覚機材を補修すること。 ・その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡並びに協力に関すること。 	
役 員 付 属 機 関 等	視聴覚ライブラリー運営審議会 委員: 7名 任期: 2年	
職 員 数 等	館長・館長補佐・係長 各1名、主事 3名(図書館兼務) 嘱託 1名(ライブラリー指導員)	
負 担 金 等	40.79円×人口+300,000円	
財 産 等	視聴覚備品	
そ の 他	樋脇町・東郷町・川内市視聴覚教育に関する事務の事務委託に関する規約	

団 体 名	甌島地区視聴覚教育協議会	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和51年4月1日	甌島地区視聴覚教育協議会は合併の日の前日(平成16年10月11日)までに解散する。
構 成 団 体 等	里村 鹿島村 上甌村 下甌村	
事 務 所 の 位 置	薩摩郡上甌村中甌481番地1(上甌村役場内)	
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・甌島地区における視聴覚ライブラリーに関する事務を管理し、及び執行すること。 ・甌島地区における視聴覚教育振興に関すること。 	
役 員 付 属 機 関 等	【役員】 会長 1名 任期: 2年 委員 7名 任期: 1年 監査委員 1名 任期: 1年 運営委員会 委員 16名 任期: 1年	
職 員 数 等	事務局長 1名 その他の職員 2名(非常勤)	
負 担 金 等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 均等割 人口割 (里20%、上甌30%、鹿島10%、下甌40%) ・県視聴覚教育連盟負担金 負担金額 ・事務費 均等割 人口割 (里20%、上甌30%、鹿島10%、下甌40%) 	
財 産 等	視聴覚備品	
そ の 他	里村立視聴覚ライブラリー 上甌村立視聴覚ライブラリー 下甌村立視聴覚ライブラリー 鹿島村立視聴覚ライブラリー	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	1 3 一部事務組合等の取扱い	【ライブラリー・視聴覚協議会】 【公平委員会】	教育部会 社会教育分科会 総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会
------	-----------------	----------------------------	--------------------------------------

調整方針(案)	<p style="color: red;">入来町及び祁答院町は祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日(平成16年10月11日)までに脱退する。 4町4村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)をもって、鹿児島県との間の「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に公平委員会を設置する。</p>
---------	--

56

団 体 名	祁答院地区視聴覚教育協議会	調整方針(案)
設 立 年 月 日	昭和51年4月1日	<p style="color: red;">入来町及び祁答院町は祁答院地区視聴覚教育協議会から合併の日の前日(平成16年10月11日)までに脱退する。</p>
構 成 団 体 等	入来町 祁答院町 宮之城町 鶴田町 薩摩町	
事 務 所 の 位 置	薩摩郡宮之城町船木302番地 (宮之城町教育委員会内)	
担 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、社会教育施設等に対し、視聴覚機材・教材を供給すること。 ・ 視聴覚機材・教材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。 ・ 視聴覚機材・教材の利用に関する研修を実施すること。 ・ 映写会、展示会等を開催すること。 ・ 視聴覚機材・教材の利用に関し指導すること。 ・ 視聴覚教材を製作し、及び視聴覚機材を補修すること。 ・ その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡並びに協力に関すること。 	
役 付 属 機 関 員 等	会長 1名 委員 10名 (会長:関係長教育長より選任) 任期:教育長の任期 監査委員:各町監査委員 祁答院地区視聴覚教育協議会運営委員会 委員:15名 任期:1年	
職 員 数 等	(宮之城町教育委員会町民学習課職員兼務) 事務局長 1名 兼任職員 1名 専任職員 1名	
負 担 金 等	均等割30% 人口割30% 学校数割20% 児童生徒数割20% 県視聴覚教育連盟負担金 57,000円	
財 産 等	視聴覚備品	
そ の 他	入来町視聴覚ライブラリー 祁答院町視聴覚ライブラリー	

団 体 名	鹿児島県人事委員会(公平委員会)	調整方針(案)
受 託 団 体 等	樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上甌村 下甌村 鹿島村 (川内地区消防組合 西薩衛生処理組合 甌島衛生管理組合 川薩地区介護保険組合)	<p style="color: red;">4町4村は、合併の日の前日(平成16年10月11日)をもって、鹿児島県との間の「公平委員会の事務の委託に関する規約」を廃し、新市において合併の日(平成16年10月12日)に公平委員会を設置する。</p>
担 任 事 務	(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 (3) 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務	
負 担 金 等	各町村 8,000円 (各一部事務組合 4,000円)	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樋脇町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 入来町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 東郷町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 祁答院町と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 里村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 上甌村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 下甌村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 ・ 鹿島村と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 	
そ の 他	川内市公平委員会	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 第三セクター等 】	産業経済部会 商工業・運輸分科会 産業経済部会 観光イベント分科会
------	----------------	-------------	--------------------------------------

調整方針(案)	肥薩おれんじ鉄道株式会社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。 株式会社 遊湯館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。		
---------	---	--	--

団体名	肥薩おれんじ鉄道株式会社		調整方針(案)																											
設立年月日	平成14年10月31日		肥薩おれんじ鉄道株式会社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。																											
設立団体	熊本県 鹿児島県 日本貨物鉄道 株式会社 熊本県八代市 水俣市 芦北町 津奈木町 田浦町 鹿児島県川内市 出水市 阿久根市 高尾野町 野田町																													
事務所の位置	熊本県熊本市段山本町4番29号																													
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客鉄道業 ・軽量小荷物運送業 ・鉄道及び自動車運送事業者からの旅客運送委託業務の請負業 ・自動車及び自転車のレンタル業 ・旅行業 ・損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務ほか 																													
役員定数等	取締役 20名以内 当初 8名(2年) 監査役 4名以内 当初 3名(4年)																													
決算等	【基本財産の額】 1,560,000,000円																													
発行株式等	【発行株式数】 株式総数42,400株 当初発行株式数 31,200株(額面5万円) 【引受株式数】 <table border="1"> <tr> <td>熊本県</td> <td>12,410株</td> <td>鹿児島県</td> <td>12,410株</td> </tr> <tr> <td>熊本県八代市</td> <td>1,215株</td> <td>水俣市</td> <td>587株</td> </tr> <tr> <td>芦北町</td> <td>180株</td> <td>津奈木町</td> <td>123株</td> </tr> <tr> <td>田浦町</td> <td>85株</td> <td>鹿児島県川内市</td> <td>1,016株</td> </tr> <tr> <td>出水市</td> <td>549株</td> <td>阿久根市</td> <td>364株</td> </tr> <tr> <td>高尾野町</td> <td>193株</td> <td>野田町</td> <td>68株</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道 株式会社</td> <td></td> <td></td> <td>2,000株</td> </tr> </table>			熊本県	12,410株	鹿児島県	12,410株	熊本県八代市	1,215株	水俣市	587株	芦北町	180株	津奈木町	123株	田浦町	85株	鹿児島県川内市	1,016株	出水市	549株	阿久根市	364株	高尾野町	193株	野田町	68株	日本貨物鉄道 株式会社		
熊本県	12,410株	鹿児島県	12,410株																											
熊本県八代市	1,215株	水俣市	587株																											
芦北町	180株	津奈木町	123株																											
田浦町	85株	鹿児島県川内市	1,016株																											
出水市	549株	阿久根市	364株																											
高尾野町	193株	野田町	68株																											
日本貨物鉄道 株式会社			2,000株																											

団体名	株式会社 遊湯館		調整方針(案)
設立年月日	平成12年4月20日		株式会社 遊湯館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。
設立団体	樋脇町		
事務所の位置	鹿児島県薩摩郡樋脇町市比野156番地		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町から委託を受けた観光拠点施設「道の駅樋脇」の管理運営に関する業務 ・「道の駅樋脇」及び樋脇町の魅力を広く普及するためのイベント等の企画立案、実施に関する業務 ・観光資源の発掘及び有効活用に関する調査研究に関する業務 ・地域資源の有効活用による特産品の開発及び販売に関する業務 ・その他前各号に付帯する一切の業務 		
役員定数等	取締役 3名以上12名以内(2年) 11名 監査役 1名以上 2名以内(3年)		
決算等	【基本財産の額】 10,000,000円 【財産目録】(平成13年度末) 資産合計: 23,179,002円 負債合計: 12,729,992円 差引純財産: 10,449,010円		
財産及び債務	【発行株式数】 株式総数800株 当初発行株式数200株(額面5万円) 【引受株式数】 樋脇町長 200株		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	【 第三セクター等 】	産業経済部会 宿泊施設分科会
------	----------------	-------------	----------------

調整方針(案)	株式会社 甌産業振興社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。 株式会社 東郷温泉ゆったり館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。		
---------	--	--	--

団 体 名	株式会社 甌産業振興社	調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成7年12月8日	株式会社 甌産業振興社については、出資等の財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。
設 立 団 体	里村 里村漁業協同組合 里村商工会 里村観光協会	
事 務 所 の 位 置	鹿児島県薩摩郡里村里1922番地	
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物(里村交流センター)の維持管理 ・宿泊施設及び食堂並びに売店の経営 ・水産物の生産及びその加工品の開発・製造・販売業 ・魚介類の養殖業 ・観光船の経営及び維持管理 ・民芸品の開発・製造・観光用みやげ物の販売業 ・自動車及び自動車の賃貸業ほか 	
役 員 定 数 等	取締役 3名以上5名以内 任期:2年 監査役 2名以内 任期:3年	
決 算 等	[基本財産の額] 43,000,000円 [財産目録](平成13年度末) 資産合計: 62,650,357円 負債合計: 49,311,948円 差引純財産: 13,338,409円	
発 行 株 式 等	[発行株式数] 株式総数1,600株、当初発行株式数430株(額面5万円) [引受株式数] 里村 800株 里村漁業協同組合 20株 里村商工会 20株 里村観光協会 20株	

団 体 名	株式会社 東郷温泉ゆったり館	調整方針(案)
設 立 年 月 日	平成14年2月8日	株式会社 東郷温泉ゆったり館については、出資等財産について、新市に引継ぎ、管理運営については現行のとおりとする。
設 立 団 体	東郷町	
事 務 所 の 位 置	薩摩郡東郷町斧淵1940番地1	
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営 ・温泉浴場施設の経営 ・飲食店の経営 ・貸会場の経営 ・農林水畜産物の加工及び販売 ・公園緑地及び庭園の維持管理 ・前各号に付帯する一切の事業 	
役 員 定 数 等	取締役10名以内 任期:2年 監査役 2名以内 任期:3年	
決 算 等	[基本財産の額] 100,000,000円	
財 産 及 び 債 務	[発行株式数] 株式総数4,000株 当初発行株式数1,000株(額面10万円) [引受株式数] 東郷町 1,000株	

議案第42号

消防団の取扱いについて

合併協定項目21号「消防団の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

消防団の取扱いについて

- 1 消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。
- 2 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。
- 3 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。
- 4 消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。
- 5 消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。
- 6 消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。
- 7 消防団に関係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。
- 8 消防団に関係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。

平成 年 月 日 確認

協定項目 2 1 資料

消防団の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

消防団や消防団員の身分等の取扱いについて協議する。

関係市町村の組織、機構等が異なるが、新市において災害時の出勤など統一された迅速な行動が要求されるため、合併までに統合へ向けた検討が必要である。

関係市町村の地域性に考慮し、調整する必要がある。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市において、災害など緊急時に即応できるよう一体性の確保や住民福祉の向上に配慮した内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

防災関係の取扱い

（１）防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。

（２）水防協議会については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。

（３）災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

東京都西東京市（平成 13 年 1 月 21 日 新設合併）

消防団は、合併時に統合する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

消防団については、当面、現行のとおりとする。

ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

（ 1 ）消防団員の定員、任期、定年

新市に移行後、速やかに調整する。

（ 2 ）消防団組織

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

【消防組織法（抄）】

（消防の任務）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

（市町村の消防責務）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村消防の管理）

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（消防団）

第 15 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 ～ 3 （略）

（消防団員）

第 15 条の 2 消防団には消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団長）

第 15 条の 3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い							〔団員 施設〕	総務部会 消防防災分科会		
調整方針(案)	消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に即して調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。 消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。 消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。										
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	調整方針案
消防団名	川内地区消防組合 川内市消防団	樋脇町消防団	入来町消防団	東郷町消防団	祁答院町消防団	里村消防団	上甌村消防団	下甌村消防団	鹿島村消防団		
本部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
分団数	14	8	4	6	5	6	7	6	3	59	〔消防団〕 合併時に、新たな制度等を制定する。
団員数(実数:人)	627	155	137	168	182	91	144	163	50	1,717	
団長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	・1市1団を基本に調整する。 これまでの地域の団長の位置付けを考慮する。
副団長	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
本部員	3	0	0	0	4	0	0	0	0	7	〔組織〕 合併時に、新たな制度等を制定する。
分団長	14	8	4	6	5	6	7	6	3	59	
副分団長	14	8	4	6	5	6	7	6	0	56	・各地区の状況に応じて再編する。
部長	30	10	16	0	15	0	7	11	0	89	・指揮命令系統を統一すべき。 ・消防団の系統と本所、支所の系統の整理
班長	42	24	32	40	14	0	17	21	5	195	
団員	520	103	79	114	137	77	104	117	40	1,291	
条例定数	646	162	150	170	190	92	165	187	60	1,822	
消防団詰所(ヶ所)	39	8	4	6	14	0	0	8	1	80	
消防団車庫(ヶ所)	42	8	4	6	14	6	7	9	3	99	施設・機械 現行のまま新市に引き継ぐ
消防団車両(台)											更新は新市で随時行う。
消防ポンプ自動車	8	2	2	6	5	1	2	2	1	29	施設整備計画 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度)
小型動力ポンプ積載車	34	8	2	2	10	5	7	11	3	82	
小型動力ポンプ	39	16	4	6	10	5	7	23	5	115	
本部車(指令車)	1	1				1				3	・整備制度の統一と整備計画の策定を行い、年次計画で整備する。
マイクロバス	2									2	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い										【報酬 手当 費用弁償】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	消防団員の報酬、手当等については、合併までに調整する。											
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計	調整方針案	
報酬(年額:円)											平成13年度実績	合併時に、新たな制度等を制定する。 県下14市の状況等も調査し、調整する。
団長	164,000	161,600	161,000	161,600	161,600	161,600	161,600	161,600	161,600	161,600		
副団長	99,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000		
分団長	77,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500	94,500		
副分団長	54,200	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	58,300	-		
部長	48,900	50,500	50,500	-	50,500	-	50,500	50,500	50,500	-		
班長	44,500	40,100	40,100	40,100	40,100	-	39,400	39,400	39,400	39,400		
団員	41,200	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900	35,900		
団本部員	77,500											
平成13年度実績額(合計)	27,837,600	6,669,100	6,309,900	6,822,400	7,570,000	3,379,100	6,147,910	6,856,097	2,009,650	73,601,757		
機関員等手当(加算、年額:円)											平成13年度実績	
ポンプ車等	8,800											
小型ポンプ	8,800											
自動車運転手		18,000	18,800		27,900					12,900		
機関要員(可)			17,200		17,400		7,200					
機関要員(自)			29,100		17,400		13,200					
整備手当(正技術員)						8,600		(消防ポンプ車、積載車) 16,800	(機長手当) 10,700			
整備手当(副技術員)						4,500		(小型動力ポンプ車) 7,900	(助手手当) 5,300			
平成13年度実績額(合計)	844,800	180,000	311,800	0	634,200	78,600	325,200	371,200	192,275	2,938,075		
費用弁償(1回:円)											平成13年度実績	
出勤	4,500以内	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500		
警戒	4,500以内	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500		
訓練	4,500以内	4,500	4,500	2,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,300		
会議	4,500以内	4,500	4,500	4,400	4,500	4,500						
機械整備員整備出勤(年)				4,700								
自動車運転手(年)				9,000								
教育訓練	4,500以内	4,500										
平成13年度実績額(合計)	37,976,250	11,259,000	6,921,000	4,409,200	9,342,000	1,984,500	2,821,500	5,635,140	2,184,800	82,533,390		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い									【被服貸与】	総務部会 消防防災分科会
調整方針(案)	消防団員の被服貸与制度については、合併までに調整する。										
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整方針案	
被服貸与										合併時に、新たな制度を制定する。 ・貸与の基準を統一する。 ・合併後、1年以内に揃える。	
制服(上下)	分団長以上	分団長以上	副分団長以上	分団長以上	副分団長以上	副団長以上	副団長以上	副分団長以上	副団長以上		
制帽	分団長以上	分団長以上	副分団長以上	分団長以上	副分団長以上	副団長以上	副団長以上	副分団長以上	副団長以上		
活動服	全団員	全団員	全団員	全団員							
作業服(夏)		全団員			全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		
盛夏略衣(半袖)					全団員		分団長以上				
作業服(冬)		全団員			全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		
アボ口帽	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		全団員	全団員	全団員		
略帽						全団員					
保安帽(ヘルメット)	全団員	全団員	全団員	全団員	部長以上、操法要員	全団員	全団員	全団員	全団員		
革半長靴	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		
ゴム長靴	全団員										
雨衣	全団員	全団員	全団員								
防寒衣	全団員	全団員		全団員	全団員						
法被(冬用)	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員	全団員		全団員			
法被(夏用)	団本部員以上										
防火衣	各分団 計367着	各分団 計36着	各分団 計42着	各分団 計30着	各部 計30着	各分団 計14着	各分団 計28着	各分団 計12着	各分団 計 8着		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い		【任免・表彰】	総務部会 消防防災分科会	
調整方針 (案)	消防団員の任免、表彰については、合併までに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
消防団員の任免	<p>【入退団の時期】 入団 4月1日及び10月1日 退団 原則3月31日</p> <p>【定員】 団員の定数は、646人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は、消防団の推薦に基づき管理者が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから管理者の承認を得て任命する。 (1) 川内地区消防組合川内市消防団の区域内に居住する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 本人の申し出による(条例に規定なし)</p> <p>【欠格事項】 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 6ヶ月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>	<p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき町長が、これを任命する。消防副団長は、消防団の推薦に基づき、団長が任命する。その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者から町長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住する者 年齢18歳以上 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 町条例では規定していない 【資格の喪失】 団員が次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。 本町の区域内に居住しなくなった場合 所在不明となった場合 禁固以上の刑に処せられた場合 身体に重大な故障を生じた場合</p> <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職、又は免職することができる。 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 団員としてふさわしくない非行があったとき 停職は、1月以内の期間を定めて行う。</p>	<p>【任命】 第3条 消防団長(以下「団長」という。)、は、消防団の推選に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【分限】 第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し又は免職することができる。 (1) 勤務実績が良くない場合 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合 (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 2 団員は次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。 (1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至つたとき。 (2) 入来町消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。 (懲戒) 第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。 (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。 【入退団の時期】 原則入団は4月1日、退団は3月31日であるが、中途の入退団もある。</p>	<p>【入退団の時期】 入団 毎年4月1日 退団 毎年3月31日</p> <p>【定員】 団員の定数は170人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て委嘱又は任命する。 (1) 東郷町に居住する年齢18歳以上の者。 (2) 団長の場合は町長、団員の場合は団長の求めに応じ志操堅固、身体強健であつて団員たるに足るものとして分団長より推せんされたものであること。</p> <p>【退職】 団員は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>【欠格事項】 条例に規定なし。</p>	<p>【入団の時期】 入団 原則4月1日 退団 原則3月31日</p> <p>【定員】 団員の定数は、190人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得てこれを任命する。 (1) 本町に居住する年齢満20歳以上の者であること。 (2) 団長の場合は、志操堅固、身体強健であつて、団長たるに足るものとして消防団より推薦された者であること。</p> <p>【退職】 団員は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。</p> <p>【欠格事項】 条例に規定なし。</p>
表彰	<p>【分団表彰】 平常における活動状況及び運営状況による 最優良分団 優良分団</p> <p>【団員表彰】 功労があると認められるもの</p> <p>【感謝状】 消防団以外の個人又は団体が対象となる 水火災の予防又は鎮圧 消防設備強化拡充についての協力 水火災現場における人命救助 水火災その他の災害時における警戒防ぎよ 救助に関し消防団への協力 防火貯水槽用地提供者 20年勤続の団員の妻</p> <p>【日本消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会薩摩支部定例表彰】 【鹿児島県知事表彰】</p>	<p>【表彰】 ・町長表彰 ・樋脇町より勤続10年以上の団員へ</p> <p>【感謝状】 ・樋脇町より5年以上勤続の退職団員へ ・樋脇町より25年以上の勤続現職団員の家族へ</p> <p>その他の定例表彰等は川内市と同じ</p>	<p>【表彰】 第16条 町長は、分団又は、消防団員がその任務遂行に当たり、功労が特に抜群である場合は、これを表彰することができる。 (表彰の種類) 第17条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。 2 表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与し、賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対し、これを授与するものとする。 (感謝状の贈呈) 第18条 町長は、消防団員以外の個人又は団体が、次の各号の一に該当する事項につき、その功績顕著な者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。 (1) 水火災の予防又は鎮圧 (2) 消防設備強化拡充についての協力 (3) 水火災現場における人命救助 (4) 水火災その他の災害時における警戒防ぎよ (5) 救助に関し消防団への協力 (提出書類) 第19条 消防団員から団長に提出する書類は、所属分団長を経由しなければならない。</p>	<p>定例表彰 消防協会薩摩支部関係…薩摩支部への具申(8月) 県知事表彰…消防協会へ具申(8月) 消防庁関係…県消防防災課へ具申(その都度) 町長表彰 町長10年表彰 退団者感謝状…記念品</p>	<p>【町長表彰】 町長10年表彰…記念バッチ、1,000円程度 協力隊20年表彰…記念品 退団者感謝状…記念品</p> <p>定例表彰については、川内市と同じ。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【任免・表彰】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	調整方針案
消防団員の任免	<p>【入退団の時期】 入団 - 規定なし 退団 - 規定なし</p> <p>【定員】 団員の定数は、92人とする。</p> <p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から町長の承認を得て任命する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢20歳以上 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者</p>	<p>【入退団の時期】 入団 定めなし(随時) 退団 定めなし(随時)</p> <p>【定員】 団員の定数は、165人</p> <p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 本人の申出による(条例に規定なし)</p> <p>【欠格条項】 次の各号の一に該当する者は、団員となる事ができない。 (1)成年被後見人又は被保佐人 (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4)6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p>	<p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上満60歳までの者 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 村条例では規定していない</p> <p>【分権】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当する者は、降任し、又は免職できる。 (1)勤務実績が良くない者 (2)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3)前2号に規定する場合のほか、消防団に必要な適格性を欠く場合 (4)定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 団員は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う (1)前条第2号を除く各号の1に該当するに至ったとき (2)当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき</p> <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として、警告、停職又は免職することができる (1)消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (3)団員としてふさわしくない非行があったとき 停職は、1月以内の期間を定め行う</p>	<p>【任用】 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者から村長の承認を得て任命する。 (1)当該消防団の区域内に居住する者 (2)年齢18歳以上 (3)志操堅固で、かつ、身体強健な者</p> <p>【退職】 村条例で規程していない</p> <p>【分権】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 (1)勤務実績が良くない者 (2)心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合 (3)前2号に規程する場合のほか、消防団に必要な適格性を欠く場合 (4)定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 団員は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その身分を失う (1)前条第3号を除く各号の1に該当するに至ったとき (2)当該消防団の区域外に転住したとき</p> <p>【懲戒】 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、懲戒処分として、警告、停職又は免職することができる (1)消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき (2)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (3)団員としてふさわしくない非行があったとき 停職は、1月以内の期間を定め行う</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。 ・制度の統一が必要</p>
表彰	<p>【村長表彰】 消防団の業務の推進に貢献し、その功績が顕著な者</p> <p>【表彰の基準】 次の各事項の一に該当した功労者に対して授与する。 1 任務の遂行に功労抜群であるもの 2 紀律厳正、技能就達時に勤務成績優良で他の模範となるもの 3 機械器具、その他消防設備資材の改善向上を図り消防業務に功績をあげたもの 4 消防団員として満20年以上勤務したものの この他消防団員として満10年を基準とし、勤務成績優良な者に精勤章を授与することができる</p> <p>【定例表彰】 川内市と同じ</p>	<p>【感謝状】 消防団以外の個人又は団体が対象となる (1)水火災の予防又は鎮圧 (2)消防設備強化拡充についての協力 (3)水火災現場における人命救助 (4)火災その他の災害時における警戒防御 (5)救助に関する消防団への協力</p> <p>【日本消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会定例表彰】 【鹿児島県消防協会薩摩支部定例表彰】 【鹿児島県知事表彰】</p>	<p>【村長表彰】 消防功労章 消防功績章</p> <p>【団長表彰】 入団10年目団員</p> <p>【県、支部協会表彰】 協会規程による</p>	<p>【村長表彰】 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が特に顕著な者</p> <p>【鹿児島県消防協会定例表彰】 精勤章、功績章、勤続章 【日本消防協会定例表彰】 精勤章、功績章、勤続章 【鹿児島県薩摩支部定例表彰】 【鹿児島県知事表彰】</p>	<p>合併時に、新たな制度を制定する。 ・各市町村で差異のある表彰制度を統一する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【諸行事】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
諸行事	4月 新入団員辞令交付式 6月 消防団員健康診断 団幹部行政視察(分団長以上) 団本部会議 7月 分団長会議 8月 消防操法大会(隔年) 消防団集団献血 花火大会警備 車両点検 9月 分団特別点検(2日間) 川内大綱引(綱練り) 10月 市民運動会(がんばれ消防団障害物走) 1市3町消防幹部会議 11月 川内はんや祭り 団本部会議 12月 分団長会議・規律訓練 団幹部忘年会(班長以上) 2月 団本部会議 団本部行政視察 分団長会議 1 毎月(1日・15日)車両点検・水利点検 2 毎月 団本部連絡会議を開催 3 不定期 消防団主催のゴルフ、ボウリング大会を開催	【樋脇町消防団諸行事】 4月 第1回幹部会議(部長以上) 消防団幹部県外研修(分団長以上)2年に1回実施 7月 第2回幹部会議(分団長以上) 町消防操法大会 10月 第3回幹部会議 11月 秋季消防演習 12月 第4回幹部会議 年末火災予防特別警戒 1月 出初式 2月 第5回幹部会議 3月 春季消防演習 【薩摩支部消防団諸行事】 5月 県消防協会薩摩支部総会 7月 県消防協会薩摩支部役員会 8月 薩摩支部操法大会(2年に1回) 11月 県消防協会薩摩支部臨時総会	入来町消防団諸行事 4月 消防団幹部研修 5月 消防幹部会議 7月 消防幹部会議 8月 消防フェスティバル 10月 消防幹部会議 11月 予防査察 12月 消防幹部会議 1月 消防出初式 2月 消防幹部会議 支部会議 5月 支部総会 7月 役員会及び主任合同会議 9月 管内消防団幹部会議 11月 支部臨時総会	東郷町消防団諸行事 4月 消防団幹部会 5月 新入団規律訓練 6月 消防団幹部会 9月 消防団幹部会 11月 秋季防火パレード 11月 消防団幹部会 12月 消防団幹部会 12月 年末特別巡視 1月 消防出初式 2月 消防団幹部会 3月 春季防火パレード 3月 消防団幹部会 薩摩支部消防団諸行事 5月 薩摩支部総会 11月 薩摩支部臨時総会 (諸行事への協力) 7月 夏まつり納涼大会 9月 各小学校運動会 10月 町民体育大会 11月 町内一周駅伝大会 12月 薩摩地区駅伝競走大会(隔年) 1月 梅マラソン大会	祁答院町消防団諸行事 4月 春季総会 5月 幼年消防・婦人防火クラブ発令式 6月 町防災会議及び部長以上幹部会 7月 分団長以上幹部会 8月 消防記念日 消防操法大会(隔年) 分団長(部長)以上幹部研修(隔年) 9月 分団長以上幹部会 10月 秋季総会 11月 秋の全国火災予防運動 紫尾森林消防隊訓練式 予防査察・ポンプ一斉点検 12月 部長以上幹部会 年末特別警戒 1月 出初式予行・出初式 2月 山火事防火パレード 3月 分団長以上幹部会 春の火災予防運動 【薩摩支部消防団諸行事】 5月 支部総会 7月 支部役員会及び主任合同会議 11月 支部臨時総会 【祁答院地区消防連絡協議会諸行事】 4月 総会 5月 新入団員等研修 9月 連絡協議会研修視察 10月 紫尾森林消防隊訓練式 12月 出初式打ち合わせ 2月 山火事予防宣伝パレード打ち合わせ (諸行事への協力) 7月 のぞみ園夏祭り警備 8月 花火大会警備 11月 町内一周駅伝大会

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【諸行事】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
諸行事	<p>里村消防団諸行事</p> <p>6月 分団長以上役員会 9月 分団長以上役員会 秋の防火パレード(村内一周) 12月 年末警戒と独居老人宅訪問 1月 出初め式 2月 分団長以上役員会 3月 春の防火パレード(村内一周)</p> <p>12月26日から31日まで全消防団で年末特別警戒に当たる。 8月13日の花火大会では役場分団が特別警戒にあたる。</p> <p>出初式 1月5日午後1時から全消防団員による出初式を里中学校グラウンドで行う。又、午後3時から中央公民館において表彰式等式典を行う。</p>	<p>上甌村消防団諸行事</p> <p>5月 防犯組合会議(分団長以上) 10月 村民体育大会(消防団力を合わせて) 11月 秋季防火パレード 12月 分団長以上会議 年末特別警戒(12月28日から30日まで) ポンプ操法訓練 1月 出初式 (毎年1月6日) (場所:上甌村総合運動公園)</p>	<p>下甌村消防団諸行事</p> <p>5月 分団長会(団長、副団長含む) 5月 分団長以上先進地研修(2年に1回) 8月 ふれあい防火ゲートボール大会 9月 幹部団員訓練(班長以上) 10月 分団長会 11月 消火訓練・ソフトボール大会 11月 秋の防火パレード(村内) 12月 分団長会 12月 年末特別警戒 1月 出初め式 3月 春の防火パレード(村内)</p>	<p>鹿島村消防団諸行事</p> <p>4月 班長以上役員会 8月 班長以上役員会 10月 班長以上役員会 11月 秋の防火パレード 班長以上役員会 12月 年末警戒班長以上役員会 1月 出初式 2月 班長以上役員会 3月 春の防火パレード</p> <p>特別警戒 港祭りの警戒(花火大会) お盆警戒(線香の後始末)</p> <p>消防団出初式 場所 鹿島小学校グラウンド(雨天 体育館) 日時 平成15年1月6日(月)13時30分～ 出席案内 40名</p> <p>消防団慰労会 場所 鹿島村公民館 日時 平成15年1月6日(月)16時30分～ 出席案内 100名 表彰 9名</p> <p>演習・訓練 鹿島村消防団防災訓練(鹿島村役場と消防団が合同で訓練を実施) 村内に火点を想定して、消火訓練</p>	<p>調整方針案</p> <p>合併時に、新たな制度等を制定する。 地域の実情を考慮し、残すべきものは残す、他のものは統一する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い		【消防団無線】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後3年以内を目処に調整する。			
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町 祁答院町
消防団無線	<p>〔消防団無線〕 呼出名称 せんしょうだん ほんぶ しゃくしょ1 しれいしゃ1 ほんぶしゃ1 1～146</p> <p>電波の型式 F3C 153.35MHz 富士通ゼネラル製</p> <p>基地局(10W) 川内地区消防組合消防本部 庁舎内 1局 陸上移動局 可搬固定局兼用(10W) 市役所、団長 2局 車載携帯兼用(10W) 団本部車 1局 車載(10W) 44局 消防本部指令車 1局 マイクロバス 1局</p> <p>第1分団(向田部、宮里部) 2局 第2分団(平佐西部、天辰班、田崎部) 3局 第3分団(大小路部、東大小路部、中郷部) 3局 第4分団(上川内部) 1局 第5分団(龜山1班～4班) 4局 第6分団(隈之城部、中福良班、宮崎部) 3局 第7分団(中央班、飯母班、2部1班、2班) 4局</p> <p>第8分団(水引部、湯島部、港班、小倉班、網津班) 5局 第9分団(百次部、永利部) 2局 第10分団(高江部、久見崎部、寄田班、池之団班、土川班) 5局 第11分団(白浜班、中央班、上田海班) 3局</p> <p>第12分団(高城部、陽成部) 2局 第13分団(上城上部、下城上部) 2局 第14分団(西方部、上湯田班、下湯田班) 3局</p> <p>携帯(5W) 39局 団長 1局 団本部員 6局 分団長(1～14) 14局 通信指令室 18局 合計 87局</p>	<p>消防団無線については、町の移動系無線を使っている。</p> <p>団長、副団長、各分団長(8名)にハンディタイプ10台、消防自動車に車載型10台</p>	<p>消防団無線については、町の防災行政無線を使っている。</p> <p>団長、副団長、各分団長(4名)、副分団長(4名)にハンディタイプ10台、消防自動車に車載型8台</p>	<p>防災行政無線を利用している</p> <p>各分団消防自動車に登載 呼び出し名称</p> <p>黒木分団 1部 けどういん防災10 黒木分団 2部 けどういん防災11 黒木分団 3部 けどういん防災12 上手分団 1部 けどういん防災13 上手分団 2部 けどういん防災14 上手分団 3部 けどういん防災15 下手分団 1部 けどういん防災16 下手分団 2部 けどういん防災17 轟分団 1部 けどういん防災18 轟分団 2部 けどういん防災19 蘭牟田分団1部 けどういん防災20 蘭牟田分団2部 けどういん防災21 蘭牟田分団3部 けどういん防災22 蘭牟田分団4部 けどういん防災23 役場協力隊 けどういん防災24 計15基</p> <p>消防正副団長、分団長所持(携帯無線)</p> <p>黒木分団 けどういん防災32 上手分団 けどういん防災44 下手分団 けどういん防災39 轟分団 けどういん防災45 蘭牟田分団 けどういん防災40 団長 けどういん防災36 副団長 けどういん防災49 計7基</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 1 消防団の取扱い			【消防団無線】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
消防団無線	防災行政無線(移動系)を利用	【移動系携帯型無線設置】 防災行政無線を利用 各地区消防分団車庫(移動局): 7箇所	【携帯型無線設置】 防災行政無線 各地区消防団詰所(移動局): 11箇所 無線機器貸与責任者: 各分団長	携帯型無線設置 消防団長 消防団副団長 防災行政無線 消防団詰め所	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年以内程度) ・指揮命令系統の統一を図る。 ・組織、所轄範囲の調整が必要である。 ・システム等の研究を行う必要がある。

公共的団体等(関係市町村内の団体等)比較表(1)

川薩地区法定合併協議会 総務部会 消防防災分科会

種 別	川内市 川内地区消防組合	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
1	川内市消防団	樋脇町消防団	入来町消防団	東郷町消防団	祁答院町消防団	里村消防団	上甌村消防団	下甌村消防団	鹿島村消防団
2	川内市消防団火消 会								
3	消 防	樋脇町役場消防協 力隊		東郷町役場消防協 力隊	祁答院町役場職員 消防協力隊			下甌村役場自衛消 防隊	鹿島村役場自衛消 防団
4	防火クラブ委員会								
5	川内市消防団消防 後援会連合会			東郷町消防後援会 連絡協議会					

公共的団体等(関係市町村外の団体等)比較表(2)

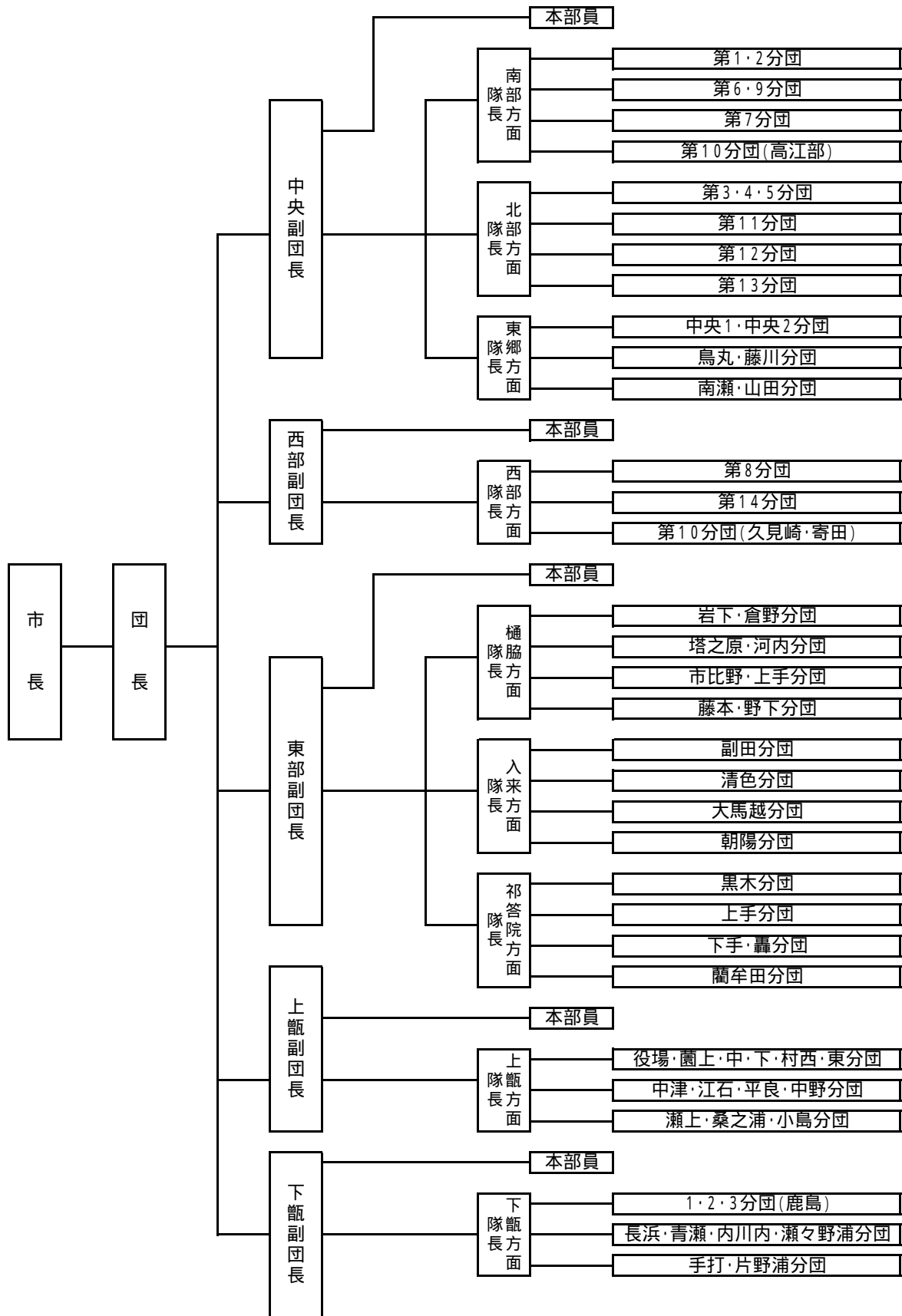
川薩地区法定合併協議会 総務部会 消防防災分科会

種 別	川内市 川内地区消防組合	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
1	川内地区防火管理協会	川内地区防火管理協会	川内地区防火管理協会	川内地区防火管理協会	祁答院地区防火管理協会	川内地区防火管理協会	川内地区防火管理協会	川内地区防火管理協会	川内地区防火管理協会
2	川内地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会	祁答院地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会	川内地区危険物安全協会
3	全国消防長会								
4	全国消防協会								
5	鹿児島県消防長会								
6	鹿児島県消防署長会								
7	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会	(財)鹿児島県消防協会
8	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部	鹿児島県消防協会薩摩支部
9	北薩地区消防長連絡協議会								
10					祁答院地区消防連絡協議会				
11					紫尾森林消防隊				
12	原子力発電所等所在市町村消防情報連絡会								

補助金等比較表

協定項目		16 補助金、交付金等の取扱い								
調整方針の分類		川内地区法定合併協議会								
		1 現行のまま新市に引き継ぐ。			5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					
		2 合併時に、()の例により調整す			6 廃止の方向で調整に努める。					
		3 合併時に、新たに制度等を制定する。								
		4 新市に移行後、速やかに調整する。								
項	川内市 (川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針
1		樋脇町消防協力隊補助金		東郷町役場消防協力隊運営交付金	祁答院町役場職員消防協力隊補助金					4
2	川内地区消防組合 消防団員福祉共済掛金 負担金	樋脇町消防団員福祉共済補助金	入来町消防団員福祉共済補助金	東郷町消防団福祉共済補助金	祁答院町消防団福祉共済補助金	里村消防団福祉共済補助金	上甌村消防団福祉共済補助金	下甌村消防団福祉共済補助金	鹿島村消防団福祉共済補助金	2 川内市 (川内地区消防組合)
3	川内地区消防組合 火消会運営補助金	樋脇町消防団本部補助金		東郷町消防団運営交付金						3
4				東郷町消防後援会連絡協議会負担金						6
5	川内地区消防組合 消防団車庫詰所運営補助金									5
6		樋脇町消防分団活性化補助金	入来町消防分団運営補助							3
7	川内地区消防組合 防火クラブ委員会補助金									2 川内市 (川内地区消防組合)
8			入来町副田女性防火クラブ					下甌村婦人防火クラブ		6

新市消防団組織図(案)



議案第43号

友好都市・国際交流事業の取扱いについて

合併協定項目23-2号「友好都市・国際交流事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

友好都市・国際交流事業の取扱いについて

- 1 友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

友好都市・国際交流事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 友好都市交流事業の取扱いについては、友好都市締結自治体の意向や財政上の課題を含め総合的な政策判断が必要である。
- (2) 構成区域内の国際交流団体（川内市日本中国友好協会・入来町国際交流協会・東郷町国際交流を進める会等）については、新市において新たに設立する国際交流協会に統合する方向で調整する。
- (3) 国際交流員等招致事業については、(財)自治体国際化協会が行う JET 事業（語学指導等を行う外国青年招致事業）のうち、国際交流員（CIR）または、スポーツ交流員（SEA）招致を選択する必要がある。

2 提案の理由

各事務事業は、全て政策的判断を必要とするものである。各構成市町村の過去の経緯を十分検討する必要があることを考慮し提案する。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市(平成13年 1月21日 新設合併)

- 1 姉妹都市交流事業に関すること
合併後も継続する。
- 2 国際交流事業に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する。

山口県周南市(平成15年4月1日 新設合併)

- 1 姉妹都市縁組
現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流事業
新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 中学生等海外派遣事業
新たな制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。

広島県庄原市比婆郡4町総領町合併協議会(平成16年11月1日目標 新設合併)

- 1 姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐ方向で調整する。
- 2 国際交流事業は、新市に引き継ぐ。

新潟県魚沼6か町村合併協議会(平成16年11月1日目標 新設合併)

- 1 友好都市提携関係
提携町村において関係自治体と合併前に協議し、友好関係存続の方向で調整する。
国際交流については、合併後に検討する。
- 2 友好都市提携締結先以外の交流
文化、産業交流事業の拡大に努めるものとし、合併後に調整する。
文京区とは、友好都市締結の方向で検討する。
- 3 児童・生徒の交流事業
校外交流事業については、各校の事業経緯を尊重し、合併後に調整する。
海外ホームステイ（語学留学等）については、事業の拡大を図ることとし、合併後に調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	2 3 - 2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて			
調 整 方 針 案	国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。			
項 目	川内市	入来町	東郷町	樋脇町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村
国際交流団体(協会等の活動状況)	<p>【名称】 川内市日本中国友好協会</p> <p>【設立年月日】 昭和57年7月26日</p> <p>【会員数】 441（個人376，賛助65）</p> <p>【根拠法令等】 川内市日本中国友好協会規約</p> <p>【事務所の位置】 川内市天辰町2211-1 川内市国際交流センター内</p> <p>【主な活動等】 ・交流団の受け入れや交流の世話 ・新鑿真に係る事業（主に集客） ・興行や物産展などの開催 ・中国語会話教室の開催 ・中国留学（長期・短期）の紹介 ・中国三誌の斡旋，ネクタイピン販売 ・協会報発行（年1回）</p> <p>【組織（役員等）】 会長 1名 副会長 4名 理事 16名 監事 2名 顧問 3名</p> <p>【平成13年度実績】 2,890千円</p>	<p>【名称】 入来町国際交流協会</p> <p>【設立年月日】 平成9年7月8日</p> <p>【会員数】 86（個人65，賛助21）</p> <p>【根拠法令等】 入来町国際交流協会規約</p> <p>【事務所の位置】 入来町役場内</p> <p>【主な活動等】 交流会・研修・ホームステイ等</p> <p>【組織（役員等）】 会長 1名 副会長 2名 理事 6名 監事 2名 顧問 4名</p> <p>【平成13年度実績】 470千円</p>	<p>【名称】 東郷町国際交流協を進める会</p> <p>【設立年月日】 平成9年</p> <p>【会員数・主な活動・組織】 からいも交流実行委員会，韓国一直面友好協会，TFCCの3団体で国際交流を進めている。</p> <p>【平成13年度実績】 470千円</p>	<p>該当なし</p>
				調整方針(案)
				国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて				
調 整 方 針 案	友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
友好都市交流	<p>【交流相手先】 中国江蘇省常熟市</p> <p>【経過等】 平成3年7月26日に、川内市で「常熟市」との友好都市締結式が行われた。以来、政治・経済・文化・スポーツ等の諸分野で交流を行っており、お互いに毎年1団ないし2団を派遣し、交流を深めている。</p> <p>【事業費】 平成12年度 3,905千円（決算額） 平成13年度 5,089千円（決算額） 平成14年度 4,234千円（決算額）</p>	該当なし	<p>【交流相手先】 中国上海市嘉定区馬陸鎮（マルチン）*鎮は町に相当。</p> <p>【交流の経過】 平成6年 入来町の誘致企業が上海ジソル鎮に進出 平成7年 ジソル鎮政府関係者が来日。友好交流協議書締結。 平成8年 入来町から「緑の使節団」（91名）を派遣 平成9年 入来町文化ホール落成記念にあわせ訪日。胡弓など中国伝統芸能を披露。 平成10年 「いりき青少年中国友好の旅」（136名）派遣。 平成10年 入来商業高校、修学旅行においてジソル鎮を訪問。 平成11年 鎮政府関係者訪日。教育、行政事情等視察。 平成12年 「青少年スポーツ交流（サカ）」（29名）派遣。 平成13年 ジソル鎮が馬陸鎮に吸収合併。 平成14年 馬陸鎮政府関係者と青少年来日。友好交流協議書の締結。青少年交流。</p> <p>【事業費】 平成12年度決算額 3,621千円 平成13年度決算額 0千円 平成14年度決算額 2,591千円</p>	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて				
調 整 方 針 案	国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
国際交流員等招致事業	<p>【経緯】 平成7年度から、自治体国際化協会を通じて、中国から国際交流員(CIR)1名を招致し、中国語講座の開催、小中学校における国際交流学習、各公民館等の研修会の講師として派遣するなどして、国際交流を推進している。</p> <p>【国際交流員の活動状況】 ・語学講座 ・通訳業務 ・翻訳業務(中国からの書簡(公・私用)) ・文化講座 料理教室、学校給食メニュー作成等 ・その他 講師派遣業務(年10回程度) 老人会、小中学校等</p> <p>【実績額】 平成12年度 5,143千円 平成13年度 4,948千円 平成14年度 5,591千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。

議案第 4 4 号

消防防災関係事業について

合併協定項目 2 3 - 5 号「消防防災関係事業」について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針（案） 】

消防防災関係事業について

- 1 地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成 16 年度中の県の承認を目指す。
- 2 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。
- 3 自主防災組織については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。
- 4 防災行政無線については、次のとおりとする。
 - (1) 同報系については、合併後速やかに本庁・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。
 - (2) 移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3 年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。
- 5 原子力防災計画については、川内市の例により、平成 16 年度中の県の承認を目指す。
- 6 応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。
- 7 常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。

- 8 消防計画（常備消防分）については、合併までに策定する。
- 9 消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。
- 10 防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日 確認

消防防災関係事業について

1 . 協議項目の要旨・留意点

消防・防災等に関係する組織、計画、制度等について協議する。
消防防災体制の整備は、市民の生命及び財産を守るために直接関わるもので、早期に統一できるよう整備する必要がある。
また、災害時などの緊急時に即応できる組織体制を整備する必要がある。
関連資料については、別紙のとおり。

2 . 提案の理由

新市施行とともに、安全かつ確実な消防防災体制がとれるよう考慮し、提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1)防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。
- (2)水防協議会については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。
- (3)災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

(1)常備消防の取扱い

消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。

ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに、新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。

(2)防災事業の取扱い

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- （１）防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- （２）水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。

熊本県あさぎり町（平成 15 年 4 月 1 日 新設合併）

- ・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
- ・地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。
- ・水防協議会については、設置しない。

4 . 参考法令等（条文等抜粋）

災害対策基本法（抄）

（市町村地域防災計画）

第 4 2 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （１）当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- （２）当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- （３）当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- （４）前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

消防組織法（抄）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因する被害を軽減することを以て、その任務とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業		【地域防災計画・防災組織・防災会議】		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。 防災会議、防災組織、災害対策本部については、合併までに体制を整備する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
地域防災計画	1 地域防災計画の構成 風水害対策計画 高潮・津波災害予防計画 地震災害対策計画 海上における大規模な流出油等災害対策計画 特別防災区域川内地区災害対策計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定 5 げけ地近接住宅の実態調査(毎年) 6 気象観測機器の実態 7 災害統計 8 罹災証明 9 災害報告	1 地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と箇所数 4 災害時の応援協定 5 災害救助協力協定書 6 防災会議条例	1 地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編の構成 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定 協定の明文化なし 5 災害救助協力協定書	1 地域防災計画の構成 一般災害対策 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧・復興計画 震災対策 2 参考資料 3 防災倉庫等の種別と箇所数 4 災害時の応援協定 6 気象観測機器の実態 雨量観測所 2カ所 水位観測所 2カ所 7 罹災証明 総務課庶務係で発行 自治公民館長等の証明が必要	1 地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定 5 げけ地近接住宅の実態調査(毎年) 6 気象観測機器の実態
防災会議	1 会長 市長 2 委員定数 20人以内 3 委員の構成の詳細 国関係 川内川工事事務所長 鶴田ダム管理所長 串木野海上保安部長 県関係 薩摩地域振興連絡協議会長 川内土木事務所長 警察関係 川内警察署長 議会関係 議員 2名 市長部局 助役 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合消防長 川内市消防団長 指定公共機関 NTT西日本鹿児島支店長 九州電力株式会社 川内営業所長 川内市医師会代表 公共団体 川内市社会福祉協議会長 川内市公民会連絡協議会代表 川内市女性団体連絡協議会代表 市長が認めた者 陸上自衛隊第8施設大隊長 済生会川内病院長 4 報酬 4700円/1回あたり 国・県の職員にあっては受領辞退 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給 6 平成14年度の開催時期と回数 5月 1回	1 会長 町長 2 委員定数 25人以内 3 委員の構成 1) 指定行政機関の職員のうち町長が任命する者 2) 鹿児島県知事の部門の職員のうちから町長が任命する者 3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 4) 町議会議員のうちから町長が任命する者 5) 町長がその部門の内から任命する者 6) 教育長 7) 消防団長 8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち町長が任命する者 専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。 平成14年度の開催回数 1回	1 会長 町長 2 委員定数 21人以内 3 委員の構成の詳細 国関係 森林管理署長 県関係 川内総務事務所長 宮之城土木事務所長 川内警察署長・入来駐在所 警察関係 なし 議会関係 助役・総務課長・企画開発課長 町長部局 建設課長・経済課長・町民課長 水道課長 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合東部署長 入来町消防団長・各分団長・副分団長 その他町長が認めた者 平成14年度の開催回数 1回	1 会長 町長 2 委員定数 12人 3 委員の構成 1) 指定行政機関の職員のうち町長が任命する者 2) 鹿児島県知事の部門の職員のうちから町長が任命する者 3) 鹿児島県警察の警察のうちから町長が任命する者 4) 町長がその部門の内から任命する者 5) 教育長 6) 消防団長 7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち町長が任命する者 8) 公共機関又は公共団体の職員のうちから町長が任命する者 専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。 平成14年度の開催回数 1回	1 会長 町長 2 委員定数 12名以内 3 委員の構成の詳細 県関係...宮之城土木事務所長 1名 警察関係...宮之城警察署長 警備課長 駐在所 2名 議会関係...なし 町長部局関係...三役、課長、担当議員 消防関係...祁答院地区消防組合消防長 各地区...消防団分団長 各地区公民館長...5名 婦人会長...1名 4 報酬 6,200円 5 費用弁償 1,200円 6 平成14年度開催時期、回数 6月 1回
防災組織(体制)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地区の災害対策連絡会議 4 地震対策 情報収集体制 震度3 第1配備 震度4 第2配備 震度5弱又は5強 第3配備 震度6弱	[風水害時の非常配備] 第1警戒配備 第2警戒配備 第1非常配備 第2非常配備 [地震時の非常配備] 警戒配備 第1非常配備 第2非常配備 警戒配備 第1非常配備 第2非常配備	災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備)	第1配備(警戒体制) 第2配備(災害警戒体制) 第3配備(非常体制)(災害対策本部)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 災害警戒 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地区の災害対策連絡会議 4 地震対策

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業			【地域防災計画・防災組織・防災会議】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
地域防災計画	1 地域防災計画の構成 総則(目的等) 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2 資料編 3 防災倉庫等の種別と課所数 4 災害時の応援協定	1総則 2災害予防計画 3災害応急対策計画 4災害復旧計画 5消防計画 6資料編	1総則 2災害予防計画 3災害応急対策計画 4災害復旧計画 5消防計画 6資料編 平成7年4月更正	1地域防災計画の構成 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 2資料編 3防災倉庫等の種別と箇所数 4災害ときの応援協定 5がけ地近接住宅の実態調査(毎年) 6気象観測の実態 7災害統計 8罹災証明 9災害報告	地域防災計画については、合併までに原案を策定し、平成16年度中の県の承認を目指す。 ・平成16年4月から防災計画の策定作業を行う。 ・県認可までのスケジュールを立てる。
防災会議	1 会長 村長 2 委員定数 10人以内 3 委員の構成の詳細 国関係 里郵便局長 県関係 甌島土木事務所長 警察関係 川内警察署里駐在巡查 村長部局 助役 総務課長 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合上甌分駐所長 里村消防団長 指定公共機関 里村漁業協同組合長 4 報酬 5,800円/1回あたり 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給。 6 平成14年度の開催時期と回数 実績なし	1 会長 村長 2 委員定数 16人 3 委員の構成の詳細 国関係 中甌郵便局長 県関係 甌島土木事務所長 警察関係 川内警察署甌島幹部派出所長 議会関係 なし 村長部局 助役・収入役・総務課長・企画課長 住民福祉課長・産業振興課長・ 建設課長・甌島中央診療所事務長 教育機関 教育長 消防機関 川内地区消防組合上甌分駐所長 上甌村消防団長 指定公共機関 九州電力甌島第一発電所長 4 報酬 5,900円(月額) 5 費用弁償 費用弁償規定に基づき支給 6 平成14年度の開催時期と回数 実績なし	下甌村防災会議 会長は、村長をもって充てる。 委員は、次に掲げる者を充てる。 1.指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 2.鹿児島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 3.鹿児島県警察の警察官のうちから、村長が任命する者 4.村長がその部内の職員のうちから指名する者 5.教育長 6.消防団長 専門委員を置くことができる 専門委員は、関係地方行政機関の職員 鹿児島県の職員 村の職員 関係指定公共機関の職員 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者	1 会長 村長 2 委員定数 12人 3 委員の構成の詳細 県関係 川内地区消防組合消防長 警察関係 川内警察署鹿島駐在所所長 議会関係 議長 1名 村長部局 助役 教育機関 教育長 消防機関 鹿島村消防団長 指定公共機関 鹿島郵便局 公共団体 鹿島村漁業協同組合長 4 報酬 5,800円/1回あたり 5 費用弁償 費用弁償規程に基づき支給 6 平成14年度開催時期と回数 5月 1回	合併と同時に体制を整備する。
防災組織(体制)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地震対策 第1配備 震度4 津波注意報発表 第2配備 震度5又は津波警報発表 第3配備 震度6 全職員	第1配備 1 比較的軽微な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合 本部は総務課長から関係課長へ連絡、関係課長は必要に応じ所属職員を所定の系統により動員する。他の部は待機を命ずる。 第2配備 1 村内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合 全員(全職員、全消防団員)	第1配備 1 比較的軽微な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合 本部は総務課長から関係課長へ連絡、関係課長は必要に応じ所属職員を所定の系統により動員する。他の部は待機を命ずる。 第2配備 1 村内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合 全員(全職員、全消防団員)	1 災害の状況に応じた対策の設置基準 一般災害 情報収集体制 災害警戒本部 災害対策本部(第1配備) 災害対策本部(第2配備) 災害対策本部(第3配備) 2 地区の災害対策 3 地震対策 情報収集体制 震度3 第1配備 震度4 第2配備 震度5弱又は5強 第3配備 震度6弱	合併と同時に体制を整備する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業			【災害対策本部】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
災害対策本部	<p>【里村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 住民対策部 部長 住民課長 保健福祉対策部 部長 保健福祉課長 経済対策部 部長 経済課長 建設対策部 部長 建設課長 教育対策部 部長 教育長 消防団 団長 副団長</p> <p>*災害対策本部の設置基準 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>【上甌村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 民生対策部 部長 住民福祉課長 経済対策部 部長 産業振興課長 土木対策部 部長 建設課長 出納対策部 部長 収入役 教育対策部 部長 教育長 応援対策部 部長 議会事務局長</p> <p>*災害対策本部の設置 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>【下甌村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部長 総務課長 民生対策部長 民生課長 環境対策部長 環境整備課長 経済対策部長 経済課長 建設対策部長 建設課長 税務対策部長 税務課長 出納対策部長 収入役 教育対策部長 教育長 企業対策部長 企業課長 消防機関 消防団長</p> <p>*災害対策本部の設置 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>【鹿島村災害対策本部】 本部長 村長 副本部長 助役 総務対策部 部長 総務課長 企画対策部 部長 企画課長 住民対策部 部長 住民課長 経済土木対策部部長 経済土木課長 教育対策部 部長 教育長 応援対策部 会計室</p> <p>*災害対策本部の設置 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき設置することができる。 1. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。 2. 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して、対策の実施を必要とするとき。</p>	<p>合併と同時に体制を整備する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業		【自主防災組織・防災行政無線】		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	自主防災組織については、現行のまま引き継ぎ、新市において新たな組織の結成を推進する。 防災行政無線については、次のとおりとする。 (1) 同報系については、合併後速やかに本所・支所間を結ぶ一斉放送ができる体制を確立する。ただし、それまでの間は、現有施設の有効利用による広報体制をとる。 (2) 移動系については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
自主防災組織	【自主防災組織の結成状況】 平成14年4月1日現在 39組織 70公民会 5,244世帯 組織率 20.6%	自主防災組織 平成14年4月11日現在 2組織 13公民館 575世帯 組織率 14.0%	該当なし	【自主防災組織の結成状況】 平成15年4月1日現在 2地区 本俣地区自主防災組織(本俣集落34戸) 舟倉町内会自主防災組織(273戸) 組織率(13.3%)	(自主防災組織の結成状況) 平成14年10月1日現在 12組織 隊員数 88人 752世帯 組織率 39.7% 平成15年度に6組織293世帯を新規に結成する計画である。
防災行政無線	【施設の概要】 ・屋外同報子局 97基 ・戸別受信機 3055台 ・市設置の有線放送 31局 57公民会 2050世帯 ・公民会設置の有線放送の親局に戸別受信機を接続し、市の放送を加入世帯に流している。 49局 49公民会 3992世帯 【施設の管理】 ・業者への委託 防災行政無線の保守委託 戸別受信機保守点検委託 再免許申請業務委託 ・日常の管理 業者へ指示、施工は業者 ・施設の土地借用についての更新手続き 屋外同報子局の土地 有線放送の電柱 有線放送ケーブルの架設 戸別受信機の場所借用 ・公民会長との連携により、障害箇所及び新規加入者等の実態調査を年1回実施する。 屋外同報子局については、障害の有無を常時確認する。 【移動系設備の概要】 ・基地局 久見崎町笠山 ・中継局 川内市役所屋上 ・移動系 51台 ・設置年度 昭和55年 【同報放送の内容】 ・チャイム 午前7時 正午 午後5時 ・尋ね人放送 警察からの要請により実施	(同報系なし) 固定局 2局 役場(役場総務課) 中継局 【移動無線局】 呼び出し名称 ひわきぼうさい 基地局 樋脇町役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 ひわきぼうさい 2 消防車 10台 公用車 7台 可搬型無線装置 呼び出し名称 ひわきぼうさい 1台 携帯型無線装置 呼び出し名称 ひわきぼうさい 役場 7台 消防団10台	【施設の概要】 ・屋外同報子局 36局 ・戸別受信機 2332台 ・有線放送施設 無し 【施設の管理】 ・業者への委託 防災行政無線の保守業務委託 ・日常の管理 戸別受信機の雑音・落雷等による不具合之連絡を受け業者に依頼する。 ・施設の土地借用についての更新手続き 屋外子局の土地 ・公民会長との連絡により、障害箇所及び新規加入者等の実態調査を行う。 【移動系設備の概要】 ・基地局 役場 ・移動系 38台 ・設置年度 昭和55年 【同報放送の内容】 ・チャイム 午前7時 午前10時 正午 午後3時 午後5時 午後6時(歌) ・尋ね人放送 警察からの要請により実施 ・火災のお知らせ 時間内 サイレンは消防署 放送は役場 時間外 サイレン及び放送を消防署(別途覚書による) 【その他】 ・主要な催し物など定時(朝7:30 夕5:30に放送する。)	親局 庁舎内 中継局1局 遠隔制御装置1 町内各戸へ個別受信機設置 地区遠隔制御装置5 同報無線(免許区分:防災行政) 呼び出し名称 とうごうぼうさい 親局 東郷町役場内 屋外拡声子局 町内22箇所 個別受信機 町内の各世帯 朝夕の放送、臨時放送等 移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 基地局 東郷町役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 とうごうぼうさい11~19 消防車9台、公用車10台 可搬型無線装置 呼び出し名称 とうごうぼうさい120-25 6台 携帯型無線装置 呼び出し名称 とうごうぼうさい126-27 役場2台 (同報放送の内容) ・チャイム 午前6時・8時・正午・午後5時(夏休み期間中 午前6時・10時・正午・午後6時) ・ラジオ体操 午前6時30分 ・定時放送 午前6時50分・午後7時50分 ・尋ね人 警察等の要請により随時 ・火災 サイレン吹鳴(屋外子局) 放送(屋外+全戸別)(但し、午後10時から午前5時までは屋外のみ)	(設置の概要) 固定系 親局...1局(役場庁舎内) 中継局...1局 基地局...1台 遠隔制御装置...2台 屋外受信機...22局 戸別受信機...1,754基(平成13年4月1日現在) (施設の管理) ・業者への委託 防災行政無線の保安委託 戸別受信機保守点検委託 再免許申請業務委託 ・日常の管理 戸別受信機の修理 新規設置 世帯より連絡を受け、業者に指示する。 (移動系設備の概要) 移動系 親局...1局(役場庁舎内) 中継局...1局(下手広段) 基地局...1局 移動局...44局 公用車 24台(車載型) 20台(携帯型) 設置年度 平成8年 (同報放送の内容) ・チャイム...午前10時、正午、午後3時、午後5時、午後9時 ・定時放送時間...午前6時45分、午後0時45分、午後7時45分 ・放送は緊急放送、一般放送とする。 (1)地震、風木害、気象情報等緊急予防予告通報 (2)行政事務の広報 (3)その他町長が必要と認めた事項 ・尋ね人放送...町長が必要と認めた場合実施 ・火災のお知らせ...実施している ・定時お知らせ...実施している(一般放送として)

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業			【自主防災組織・防災行政無線】	総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
自主防災組織	該当なし	<p>【自主防災組織の結成状況】 平成14年4月1日現在 7組織 7公民会 966世帯 組織率 100%</p>	該当なし	<p>【自主防災組織】 ボランティアによる救急患者搬送 } 削除 平成14年4月1日現在 1組織 38.4世帯 組織率 100%</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。 ・新市において組織結成へ向けて取り組みを強化する。</p>
防災行政無線	<p>【移動系施設の概要】 ・基地局(里村役場内) 1基 ・移動局 10台</p> <p>移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 さとぼうさい</p> <p>車載型無線装置 役場分団消防自動車1台、公用車1台</p> <p>携帯型無線装置 役場3台、消防団5台</p> <p>【同報系施設】 同報系及び戸別受信機は未整備 なお、災害情報伝達についてはオフトーク通信を利用して加入世帯(630世帯)に流している。</p> <p>【オフトーク通信放送の内容】 ・チャイム 午前6時 正午 午後5時 午後6時(夏休み時期) ・定時放送(土・日は除く) 午前6時40分 午後6時35分 ・臨時放送 ・緊急放送</p>	<p>親局 庁舎内 拡声子局 9局 村内各戸へ戸別受信機設置 固定型(役場固定局) 無線室1箇所 同報無線(免許区分:防災行政) 呼び出し名称 ぼうさいかみこしきむらやくば 親局 上甌村役場内 屋外拡声子局 村内9箇所 戸別受信機 村内の各世帯等(1,120台) 移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 かみこしきぼうさい 基地局 上甌村役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 かみこしきぼうさい 消防車2台 携帯型無線装置 呼び出し名称 かみこしきぼうさい 役場22台、消防団7台</p> <p>【同報放送の内容】 ・チャイム 正午 ・歌 午前6時 午後5時(7月20日～8月31日の期間は、午後6時) ・夕読み放送 午後5時10分(小学校休日を除く) ・定時放送 午後7時30分(毎週日曜日) ・臨時放送 行政事務の広報 ・緊急放送 (災害予防等)</p>	<p>親局 庁舎内 子局 村内18局 村内各戸へ個別受信機設置</p> <p>固定型 総務課1箇所 同報無線(免許区分:防災行政) 呼び出し名称 ぼうさいしもこしきそん 親局 下甌村役場内 屋外拡声子局 村内18箇所 戸別受信機 村内の各世帯</p> <p>朝夕の放送、臨時放送等</p> <p>移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 ぼうさいしもこしきそん 基地局 下甌村役場内 車載型無線装置 呼び出し名称 しもこしきぼうさい 村営バス6台、公用車4台 可搬型無線装置 呼び出し名称 しもこしきぼうさい5台 携帯型無線装置 呼び出し名称 しもこしきぼうさい役場31台、消防団5台</p> <p>放送内容:一般行政広報、大雨、台風等の災害情報 チャイム:7:00、12:00、17:00、18:00(夏休み期間)</p>	<p>・屋外同報子局 1基 ・戸別受信機 400台</p> <p>【施設の管理】 ・業者への委託 防災行政無線の保守委託 戸別受信機保守点検委託 再免許申請業務委託 ・日常の管理 戸別受信機の雑音・落雷障害との連絡を受けたら、調査し、委託業者に連絡する。 ・屋外同報子局については、障害の有無を常時確認する。</p> <p>【同報放送の内容】 ・チャイム 午前6時30分 正午 午後5時 夏休み期間 ラジオ体操 午前6時32分 帰宅放送 午後6時</p>	<p>【同報系】 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度) ・1年以内に本所、支所間を結び、一斉放送ができるようにする。(現有施設の改修) ・この間は、FAXやメールにて原稿を送信し、支所で放送する体制をとる。</p> <p>【移動系】 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内に基地局を整備し、その他については随時整備する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業		[原子力防災計画・応援協定]		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)	原子力防災計画については、川内市の例により、新市において策定する。 応援協定については、現行のまま新市に引き継ぎ、関係機関と総合的に調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
原子力防災計画	<p>[原子力防災計画] ・昭和53年6月 川内市地域防災計画の原子力災害対策編として策定 ・平成14年5月 川内市防災会議により修正決定 ・原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、防災指針において提案されているめやすを基準として、原子力発電所を中心として、概ね10km以内の範囲とする。 ・災害対策本部の組織は、原子力災害時に有効に機能できるように鹿児島県の組織と連携をたせている。</p> <p>[資料編] ・毎年4月1日を基準日として修正している。</p> <p>[原子力事業者防災業務計画] ・九州電力が制定した上記計画の修正協議。 [オフサイトセンターとの連携] ・一方の災害時には、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置されるが、その機能班として7つの班が設置され、市の職員も配置されている。 [職員研修] ・一般防災と違い、原子力に関する研修が必要であり、関係する研修には職員を派遣する。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
応援協定	<p>【川内市】 川内郵便局との災害時に係る相互協力に関する協定書 九州電力との川内市地区災害復旧に関する覚書 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>【川内地区消防組合】 鹿児島県消防相互応援協定 平成4年1月30日 締結 消防及び救急業務応援協定 阿久根地区消防組合 昭和56年5月1日 締結 串木野市消防本部 昭和56年5月1日 締結 祁答院地区消防組合 昭和60年12月1日 締結 始良郡西部消防組合 昭和60年12月1日 締結 日置地区消防組合 昭和60年12月1日 締結 出水地区消防組合 昭和60年12月1日 締結 救急業務応援協定 鹿児島市消防局 昭和56年4月18日 締結 川内地区消防組合管内(龍島4村を除く)消防業務相互応援協定 樋脇町・入来町・東郷町(消防団業務) 昭和60年4月1日 締結 消防機関相互の施設等の使用に関する協定 上飯村・里村・下飯村・鹿島村 昭和61年4月1日 締結 船舶火災の消火活動に関する業務協定 串木野海上保安部 昭和56年5月11日 締結</p> <p>緊急時におけるクレーン車のリース等に関する協定 西薩クレーンリース協会 昭和63年3月18日 締結</p> <p>[申合せ] ガス爆発等防止対策に関する申合せ 川内警察署・南日本ガス株式会社 昭和56年5月11日 締結 LPガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申合せ 川内警察署・九州電力川内営業所・鹿児島県・プロパンガス協会川薩支部 昭和56年11月1日 締結</p>	<p>鹿児島県北薩支管内市町村相互応援に関する協定書 鹿児島県消防相互応援協定 九州・山口9県災害時相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>串木野市・樋脇町消防相互応援協定 昭和61年12月1日 締結</p>	<p>鹿児島県北薩支管内市町村相互応援に関する協定書 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p>	<p>鹿児島県北薩支管内市町村相互応援に関する協定書 鹿児島県消防相互応援協定 九州・山口9県災害時相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>災害時における東郷町内郵便局東郷町間の相互協力に関する覚書</p>	<p>緊急の事態における消防の警察に対する特別な援助協力協定 鹿児島県消防協会薩摩支管内市町村相互応援協定 鹿児島県消防相互応援協定 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定</p> <p>緊急の事態において宮之城警察署管内各町村消防団は宮之城警察署に対して特別な援助協力、本協定に基づいて援助協力の要請は、騒動暴動又は大火災若しくは地震台風等により又は他の地方に此れのような事態が発生し、警察官出動して手薄となった場合その他緊急事態発生の際に実施する。警察に対する消防の特別な援助協力は町村長又は其の代理者の命令によってこれを行う。 管内市町村中いずれかの区域に災害が発生した場合において被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図るために相互応援をする。 (応援体制) ・普通応援...市町村長からの要請なし 1隊 ・特別応援...市町村長からの要請あり 状況により編成 災害が発生した自治体の首長が、他の首長に対し応援要請</p> <p>要請の種別 ・第1要請...同じ管内の市町村に対し要請 ・第2要請...同じ管内外の市町村に対し要請 第1要請、第2要請の順に行う 本協定に基づく応援隊の登録(下手分団)</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業		【原子力防災計画・応援協定】		総務部会 消防防災分科会
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
原子力防災計画	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	川内市の例により調整する。 ・新市による原子力防災計画の策定を行う。
応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県北薩支部管内市町村相互応援に関する協定書 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国かしま連絡協議会相互応援協定 ・鹿児島県消防相互応援協定 ・鹿児島県消防協会薩摩支部管内市町村相互応援協定 ・鹿児島県消防ヘリコプター応援協定 ・上甌村、里村、鹿島村、下甌村長と甌島地区警察署長の災害救助に関する相互援助協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のまま新市に引き継ぐ。 ・協定の結びなおし ・消防組織法によるものその他のものの区分

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業			【常備消防関係】	総務部会 消防防災分科会
調整方針（案）	常備消防の体制及び消防通信・無線については、川内地区消防組合の体制等を基本に合併までに調整する。 消防計画については、合併までに策定する。 消防施設整備計画（常備消防分）については、現行の整備計画を新市に引継ぎ、新たな整備計画を3年以内に策定する。				
分野名	消防本部・消防署設置に関すること	消防本部の組織に関すること	消防署の組織に関すること	消防吏員階級及び昇任	消防通信
川内地区消防組合	<p>【趣旨】 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定める</p> <p>【消防本部及び消防署の設置】 ・消防本部 ・消防署</p> <p>【消防本部位置及び名称】 ・位置 川内市原田町22番10号 ・名称 川内地区消防組合消防本部</p> <p>【消防署の位置、名称及び管轄区域】 川内地区消防組合中央消防署 ・位置 川内市原田町22番10号 ・管轄区域 東部消防署及び西部消防署の管轄区域を除く区域 川内地区消防組合東部消防署 ・位置 入来町浦之名727番地2 ・管轄区域 榑脇町及び入来町の区域の全部 川内地区消防組合西部消防署 ・位置 川内市水引町3397番地2 ・管轄区域 川内市西方町、湯田町、網津町、水引町、小倉町 湯島町、港町、久見崎町及び寄田町の区域の全部</p>	<p>【趣旨】 消防本部の組織等について必要な事項を定める</p> <p>【組織】 ・消防本部に消防長を置き、必要がある場合は次長を置く ・消防本部の課、係 総務課 管理係、装備係 警防課 第1、第2通信指令係、警防係 予防課 予防係、危険物係 各課に課長、係には係長を置き、必要がある場合は課に参事及び課長補佐、係に主査を置く 【任命】 ・次長 消防司令長の階級から ・課長及び参事 消防司令長若しくは消防司令の階級又は吏員相当職員から ・課長補佐、係長及び主査 消防司令若しくは消防司令補の階級又は吏員相当職員から 【職能、事務分掌】 【職員】 ・役付吏員職 消防長、次長、課長、参事、課長補佐、係長及び主査 ・一般吏員職 消防吏員、事務吏員（主事、技師） 【会計職員】 地方自治法第171条の規定により、収入役の権限に属する事務を処理するため出納員その他会計職員を置く</p>	<p>【趣旨】 消防署の組織等について法令に定めるもの以外の必要な事項を定める</p> <p>【組織】 ・各署 署長、副署長、庶務係、予防係（中央署、東部署、西部署） ・中央署の管轄区域内 南部分署 分署長、副分署長 上置、下置分駐所 分駐所長、副分駐所長 ・各隊 隊長、副隊長、救急隊長、救助隊長 ・各分隊 分隊長、副分隊長 ・各係 係長、係主査 【任命】 ・署長 消防司令長又は消防司令の階級から ・副署長 消防司令の階級から ・隊長及び分署長 消防司令又は消防司令補の階級から ・副隊長、救急隊長、救助隊長、副分署長、分隊長、分駐所長 消防司令補又は消防士長の階級から ・副分隊長及び副分駐所長 消防士長又は消防副士長の階級から</p>	<p>【階級】 消防長の職の階級 消防監 消防長以外の職の階級 消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士 【昇任】 方法 ・競争試験 消防司令補、消防士長及び消防副士長試験 筆記及び面接 ・選考による 消防司令長、消防司令及び消防副士長 面接 受験資格 ・消防司令長 消防司令の職 ・消防司令 消防司令補として5年以上 ・消防司令補 消防士長として8年以上 ・消防士長 消防副士長として3年以上 (4年制大学卒は1年以上) ・消防副士長 消防士として5年以上 (4年制大学卒は3年以上) 但し、選考による場合は消防士として10年以上 * 休職、私傷病休暇及び停職期間は延長 欠格事項 ・戒告以上の懲戒処分を受けた日から1年を経過しない者 ・降任の日から1年を経過しない者</p>	<p>【119番通報受付・出場指令】 消防緊急通信指令施設概要 ・119番専用回線 23回線 ・119番専用回線使用料 135,365円 / 月 × 12月 = 1,660,380円 ・指令制御装置 型 平成10年4月1日 運用開始 【統制的指揮運用及び応援要請】 ・災害時における通信統制及び車両動態把握 ・緊急消防援助隊要綱に基づく救急部隊の応援要請及び出場 ・鹿児島県消防相互応援協定に基づく応援要請及び出場 ・相互応援要請に基づく応援要請 【一般加入電話交換業務】 ・一般加入電話(5回線)の、受付、交換 ・平日(8:30～17:00)は、代表電話受付に、臨時職員1名を配置 【消防通信の計画・配備・運用】 ・消防通信機能の効果的、合理的運用を図るための計画、立案 【消防通信施設維持管理】 ・日常点検保守 通信勤務員による点検、整備及び保守 ・点検保守委託 定期点検保守(毎月、総合(6ヶ月毎)) 緊急保守(障害発生時) 保守委託料 年額4,147,500円 日本電気(株)鹿児島支店 【通信技術】 ・119番通報受付や、無線交信に係る訓練 ・各種機器の操作、取扱い訓練</p>
調整方針案	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p> <p>・組織と事務分掌の整理</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p> <p>・組織と事務分掌の整理</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p>	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p> <p>・119通報の体制整備。</p> <p>・消防緊急通信指令システムの整備</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-5 消防防災関係事業		【常備消防関係】	総務部会 消防防災分科会
調整方針（案）				
分野名	消防無線		消防計画	消防施設整備計画（常備消防分）
川内地区消防組合	<p>常備無線 【現況】 固定局2局 無線機(10W・0.01W)4基 内訳 川消寺山 現用・予備 川消本部 現用・予備・サイレン用 サイレン用は基地局兼用のため基地局で計上 基地局2局 無線機(10W) 4基 内訳 川消寺山 現用・予備・有線用 川消本部 サイレン用 固定局兼用 移動局64局車載無線機(10W)28基 事務所用(10W)5基 携帯無線機(5W)41基 使用周波数 ・市町村消防波 149.63MHz ・市町村消防波 150.19MHz (固定局0.01W 用) ・県波 148.21MHz ・県消防防災波 158.35MHz ・全国共通波 1 150.73MHz ・全国共通波 2 148.75MHz ・全国共通波 3 154.15MHz 川内市無線サイレン吹鳴装置・通信指令室へ親機を設置し、 無線(149.63MHz)にて子局サイレンを吹鳴させる ・子局 モーターサイレン 4基 (本部・旧体育館跡地・市役所・梅ヶ淵)</p> <p>【委託契約】 無線機保守委託 平成14年度 877,275円 (旬ゼネラル通信システム 無線局再免許申請事務委託 平成14年度(固定局)63,200円 無線局認定点検業務委託 平成13年度実績(基地局)67,900円</p>	<p>サイレン吹鳴装置保守委託 平成14年度(年2回)160,000円</p> <p>【使用料】 NTT専用線使用料 月額13,923円 ・指令室遠隔制御装置により、川消寺山基地局 無線機を遠隔操 作するために設けた市内専用線</p> <p>【無線資格取得状況】 第二級陸上特殊無線技士 35名 第三級陸上特殊無線技士 25名 第四級海上無線通信士 1名 第四級アマチュア無線技士22名</p> <p>【その他】 車両動態管理装置(AVM) ・消防車両に搭載した端末装置から無線により動 態情報を取り込 み、指令台等の外部装置へデータ 出力を行うシステム ・設置車両 16台(別に予備1機)指揮車、上 籠救急、予備タンク 車、予備救急車を除く署所の全車両 県防災行政無線 防災川内消防 無線局番435号</p>	<p>消防計画 【目的】 【組織計画】 【消防力の整備計画】 【調査計画】 【教育訓練計画】 【訓練計画】 【災害予防計画】 【警報発令伝達計画】 【情報計画】 【火災警防計画】 【風水害等警防計画】 【避難計画】 【救助・救急計画】 【集団救助・救急事故発生時における 救助・救急業務計画】 【石油コンビナート等特別防災区域防災計画】 【原子力防災計画】 【応援協力体制計画】 【地震・津波等警防計画】 【水難救助警防計画】 【毒・劇物にかかる火災等警防計画】 【安全管理基本原則】 【交通安全運転指針】</p>	<p>【概要】 川内地区消防組合運営基本方針に基づき、5年間の事業計 画及び財政見直しを作成し、庁舎改修(大規模な内装工事、防 水工事及び訓練塔の補修等)及び消防車両更新等について計 画的に整備を図る。 【庁舎等の改修計画】(予定) 平成15年度 西部消防署庁舎防水工事 東部消防署庁舎改修工事(仮眠室等) 平成16年度 西部消防署庁舎改修工事(仮眠室等) 【消防車両等】(予定) 平成16年度 梯子車分解整備(オーバーホール) 救急車 2B型(更新) 平成17年度 大型高所放水車 平成18年度 大型化学消防ポンプ自動車 大 型(更新) 消防ポンプ自動車 CD- (更新) 平成19年度 泡原液搬送車(更新) 平成20年度 水槽付消防ポンプ自動車 水 型(更新) 【更新基準年数】 ・救急車 10年 ・消防ポンプ自動車 13年 ・特殊車両 15年~20年 ・梯子車等の分解整備(オーバーホール) 8年</p>
調整方針案	<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。 ・難聴区域の把握と解消を図る必要がある。 ・消防緊急通信指令システムとの連動を図る。</p>		<p>合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>・川内地区消防組合を基本に調整する。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併 後3年以内程度)</p> <p>・各整備計画を基本に新たな整備計画を新市移行までに策定 する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業		【防犯組合連合会】	総務部会 消防防災分科会	
調整方針 (案)	防犯組合連合会については、新市に移行後速やかに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
防犯組合連合会	<p>【防犯対策事業の概要】 川内警察署管内の1市3町(川内市、樋脇町、東郷町、入来町)が連絡協議し、防犯思想の普及を図るとともに、自主的活動等を強力に推進することにより、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害のない明るい社会を建設することを目的として、川薩地区防犯協会連合会を組織し、活動を行っている。</p> <p>主な活動内容 地域安全ニュース、地域安全白書等の発行による防犯意識の啓発 地域安全モニターの活動支援及び研修会の開催 警察、教育委員会、自治体等関係機関との連携による街頭補導等の実施 防犯少年野球大会、防犯少年剣道大会等の開催による青少年健全育成活動の推進 防犯作文・ポスター・標語の募集</p> <p>【名称】 川薩地区防犯協会連合会</p> <p>【団体の目的】 管内各市町の防犯思想の普及 犯罪・事故・災害のない明るい社会の建設</p> <p>【活動内容等】 防犯思想の指導啓発 各市町の防犯組合連絡協議会の指導 青少年健全育成のための活動と諸施策 地域安全活動の推進 優良防犯団体及び防犯功労者の表彰等</p> <p>【市との関わり】 負担金拠出(3,242,000円) 市長・連合会会長</p> <p>【組織の状況】 会員は川内市公民会、樋脇町、入来町、東郷町3町の防犯組合連絡協議会</p>	<p>樋脇町防犯組合連合会</p> <p>(目的) 各防犯組合相互及び町青少年健全育成町民会議等の防犯関係機関との連絡・協調を図り、防犯思想の普及及び警察活動に積極的に協力し、援助して「犯罪のない明るい生活ができるようにつとめる」ことを目的としている。</p> <p>(活動内容) 1. 防犯思想の指導啓蒙 2. 防犯組合の指導 3. 青少年不良化に対する諸施策 4. 防犯組合並びに防犯功労者の表彰 5. その他本会の目的達成に必要な事項</p> <p>(構成) 会長 町長 副会長1名 理事9名(公民館役員) 監事(公民館役員) 書記会計(総務課職員)</p> <p>(活動状況) 各公民会からの要望に応じて防犯の設置補助をする。 町補助金 135,000円 協会負担金378,000円</p>	<p>入来町防犯組合連合会</p> <p>(目的) 各防犯組合相互及び町青少年健全育成町民会議等の防犯関係機関との連絡・協調を図り、防犯思想の普及及び警察活動に積極的に協力し、援助して「犯罪のない明るい生活ができるように努める」ことを目的としている。</p> <p>(活動内容) 1. 防犯思想の指導啓蒙 2. 防犯組合の指導 3. 青少年不良化に対する諸施策 4. 防犯組合並びに防犯功労者の表彰 5. その他本会の目的達成に必要な事項</p> <p>(構成) 会長 町長 副会長1名 理事5名(公民会役員) 監事(公民会役員) 書記会計(総務課職員) 顧問(町公連会長、地域安全モニター代表、入来中学校PTA代表、町消防団長)</p> <p>(活動状況) 各公民会からの要望に応じて防犯の設置補助をする。新規3分の2 器具取替え2分の1</p> <p>(川薩防犯協議会の負担金) 年間 329,000 円</p> <p>(その他)</p>	<p>川薩地区防犯協会連合会に加入している。</p> <p>【事務局】 川内警察署</p> <p>【目的】 川内警察署管内各市町村の防犯組合連絡協議会が連絡協議し、防犯思想の普及を図るとともに、自主的活動等を強力に推進することにより、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害のない明るい社会を建設することを目的とする。</p> <p>【活動内容】 地域安全モニターの委嘱(本町は6人) 防犯キャンペーン、少年ボランティア連絡会 防犯指導、強盗模擬訓練、地域安全ニュース発行</p> <p>本町の事業所において、年末時の防犯対策として強盗模擬訓練の実施など警察の指導により実施している。 地域安全モニターに同行しチラシを配布。</p> <p>【負担金】 319,000円(平成13年度)</p>	<p>宮之城地区防犯組合連合会に加入</p> <p>【事務局】 宮之城警察署</p> <p>【目的】 安全で住みよい地域社会を実現するため住民の生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害を未然に防止するため。</p> <p>【活動内容】 防犯連新聞の毎月発行、チラシリーフレットの配布 広報活動、身近な犯罪の防止 青少年防犯バレーボール大会の開催 地域モニター、少年補導員、少年補導員サポーター研修会 街頭指導、パトロール</p> <p>【負担金】 661,000円(平成14年度)</p> <p>【その他】 祁答院町防犯組合 (活動内容) ・総合地域安全運動 ・宮之城地区防犯バレーボール大会 ・年末年始の防犯運動 ・消防団年末特別警戒 ・防災無線による注意啓発 ・広報誌の発行 ・超えかけ事案等に対する啓発用看板の設置 (町補助金額) 9,500円</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 5 消防防災関係事業		【防犯組合連合会】	総務部会 消防防災分科会	
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
防犯組合連合会	<p>里村防犯組合連合会</p> <p>(目的) 各防犯組合相互及び村青少年健全育成村民会議等の防犯関係機関との連絡・協調を図り、防犯思想の普及及び警察活動に積極的に協力し、援助して「犯罪のない明るい生活ができるようにつとめる」ことを目的としている。</p> <p>(活動内容) 1. 防犯思想の指導啓蒙 2. 防犯組合の指導 3. 青少年不良化に対する諸施策 4. 防犯組合並びに防犯功労者の表彰 5. その他本会の目的達成に必要な事項</p> <p>(構成) 会長 村議会議長、副会長1名 理事2名 監事2名 書記会計(総務課職員) 顧問(村長、教育長、派出所巡査、村消防団長)</p> <p>(活動状況) 各公民会からの要望に応じて防犯の設置補助をする。</p> <p>(分担金) 甌島地区防犯組合連合会分担金 56,000円</p>	<p>(名称) 上甌村防犯組合連合会</p> <p>(事務所) 上甌村役場</p> <p>(目的) 犯罪予防・青少年の非行防止活動、犯罪思想の高揚を図る</p> <p>(活動内容) 防犯思想の啓発普及・青少年の健全育成についての諸施策・ 環境浄化運動・防犯施設の拡充改善・警察活動の協力等</p> <p>(組織・構成) 7地区に支部を置く(村内各駐在所長) 会長 村議会議長 副会長 村総務課長 顧問 村長・村教育長・派出所長・消防分駐所長 理事 消防団長・消防分団長 監事 村収入役・上甌中学校校長 事務局 総務課</p> <p>(活動状況) 年1回の定例会議(事業経過報告、決算監査、事業計画等) 防犯灯の点検、補修、新設</p> <p>各支部の負担金(1世帯当り100円) 村負担金(150,000円)</p>	<p>甌島地区防犯組合連合会に加入</p> <p>【事務局】 川内警察署甌島幹部派出所</p> <p>【目的】 防犯思想の普及を図るとともに、少年の非行防止活動など警察活動に協力し、犯罪のない明るい社会ができるように努める。</p> <p>【活動内容】 防犯思想の啓発普及 青少年の健全育成についての諸施策 防犯組合及び防犯功労者の表彰 その他目的達成に必要な事項 街頭指導、パトロール</p> <p>【負担金】 81,020円(平成14年度)</p>	<p>甌島地区防犯組合連合会に加入</p> <p>【事務局】 川内警察署甌島幹部派出所</p> <p>【目的】 防犯思想の普及を図るとともに、少年の非行防止活動など警察活動に協力し、犯罪のない明るい社会ができるように努める。</p> <p>【活動内容】 防犯思想の啓発普及 青少年の健全育成についての諸施策 防犯組合及び防犯功労者の表彰 その他目的達成に必要な事項 街頭指導、パトロール</p> <p>【負担金】 42,840円(平成14年度)</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。 ・横のつながりのある組織体制を確立する。(組織の一本化ができないか検討する。) ・県(警察)との調整が必要である。</p>

議案第45号

農林水産関係事業について

合併協定項目23-15号「農林水産関係事業」について、次のとおり提案する。

平成15年11月26日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【調整方針(案)】

農林水産関係事業について

1 農政関係事業

- (1) 地域農業マスタ・プラン及び農業振興助成制度(融資関係市町村単独)については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (4) 市町民農園(ふれあい農園)については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。

2 畜産関係事業

- (1) 生産総合対策事業(畜産ハード 畜産経営活性化事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。
- (4) 肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- (5) 特定離島ふるさとおこし推進事業（県有牛導入事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (7) 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3 林業関係事業

- (1) 市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。

4 農業土木関係事業

- (1) 農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 農道等に関する使用（占用）許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (3) 土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。
- (5) 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (6) 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。
- (7) 農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- (8) 生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (9) 県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (10) 市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- (11) 農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。

5 水産関係事業

- (1) 漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (2) 漁港占用許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

- (4) 水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (5) 水産観光促進奨励金制度については、4村を対象にし、合併時に、上甑村の例により調整する。
- (6) 信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 漁船建造資金利子補助制度については、4村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 15号 資料

農林水産関係事業について

1. 協議項目の要旨・留意点

農林水産関係に関する事業・制度について検討する。

農林水産業の施策については、従来からの経緯や地域の特性を活かし、新市において安定的かつ継続的な振興を図るため、引き続き事業の推進に努めるものとする。

2. 提案の理由

各種事務事業については、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案する。

3. 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。
 - ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。
- (2) 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。
 - イ 農会長会については、合併時に統合する。
 - ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。
 - エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。
- (3) 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。
- (4) 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5) 農林業関係基金については、合併時に合計額を持って基金を設置する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- (1) 農林水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。

町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。
ただし、農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農地流動化推進助成事業については、新市において実施する。

- (2) 農林水産関係団体等については、次のとおり取り扱うものとする。
漁業協同組合については、新市との一体性を保つために、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努めるものとする。
転作関係団体及び農業経営者団体については、現行のとおりとし、組織を新市に引き継ぐものとする。ただし、将来の統合に向けて検討ができるよう指導する。
土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。
農林水産業施策の推進を図るための協議会等の組織については、新市において新たに設置する。
- (3) 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (4) 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当該事業の促進体制（組織等）については、新市において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新市で調整し新たに作成する。
- (5) 生産調整（転作）については、新市において調整する。
- (6) 林道・漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (7) 林地開発については、合併時に調整する。
- (8) 漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。

長崎県老枝四町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

農林関係事業の取扱いについては、以下のとおり調整を行う。

(1) 農政関係事業

- イ．農業振興地域整備促進事業については、新市において農業振興地域整備計画を策定する。
- ロ．農業経営基盤強化促進対策事業については、新市において経営対策体制整備の地域農業マスタープランを作成する。
- ハ．農地流動化地域総合推進事業については、新市において目標面積を設定し推進する。
- ニ．米の生産調整については、生産調整推進基本計画を新市において策定し実施する。
なお、生産調整の助成については、合併前に調整し合併時から適用する。
- ホ．中山間地域等直接支払事業、有害鳥獣駆除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ヘ．各種関係団体については、合併時前に調整し合併時から適用する。
- ト．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し合併前に調整し合併時から適用する。
- チ．各町の産業まつり等及び農業機械銀行等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 畜産関係事業

- イ．国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、地

元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ロ．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

(3) 林務関係事業

イ．造林事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、地元負担に対する町助成については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ロ．林道、森林病虫害対策（航空防除等）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ハ．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

(4) 農業農村整備関係事業

イ．国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ロ．農道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ハ．現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。

ただし、各土地改良区運営費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

水産関係事業の取扱い

(1) 水産関係事業の補助金等については、4町の従来からの経緯、実情に配慮しつつ、均衡を失しないよう合併前に調整し合併時から適用する。

(2) 漁港等の水産関係施設及びその利用料、占用料、使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

1. 農業振興地域整備計画については、広島県による農業振興地域の指定が変更された後に新たな計画を策定するものとし、それまでの間、現行どおりとする。

2. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者制度の基準となる営農類型については地域の特性に配慮し設定する。

3. 農業振興の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 生産調整制度については、国の動向を踏まえて、合併までに調整を図る。

(2) 作物振興に関する助成制度については、新市において総合的・体系的な制度を設け、積極的な支援に努める。

(3) 中山間地域等直接支払制度については、現行どおりとする。

(4) 利子補給制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとする。

- (5) 集落営農組織については、その活動を支援する。
- 4 . 有害鳥獣対策については次のとおりとする。
- (1) 新市における駆除体制について、有害鳥獣駆除対策協議会は統一し、駆除班は現行どおりとする。
- (2) 鳥獣被害防止対策助成については、新市において統一する。
- 5 . 市民農園等の管理運営については、現行どおりとする。
- 6 . 畜産振興については次のとおりとする。
- (1) 各種助成事業については、「和牛改良3原則」の推進を基本とし、制度を統一して積極的に支援する。
- (2) 酪農振興のため、ヘルパー制度に対して助成する。
- (3) 個々の畜産農家が行う肥育経費への助成は廃止する。
- (4) 畜産振興総合対策事業特別導入事業については廃止する。なお、合併時において制度を適用中のものは現行どおりとする。
- 7 . 農業基盤整備については、次のとおりとする。
- (1) 国庫補助事業の新市と受益者との負担割合については、等分とすることを原則とする。
- なお、合併時において継続している事業については、現行どおりとする。
- (2) 単独県費補助事業の新市と受益者との負担割合については、等分とする。
- (3) 新市単独補助事業については、補助対象事業費を30万円以上かつ単独県費補助事業採択基準額未満とし、補助率を2分の1とする。要件等は合併までに調整する。
- (4) 利子補給及び償還助成制度については、合併時において継続しているものは現行どおりとする。
- 8 . 地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。
- 9 . 市町村森林整備計画については、次期計画の策定時まで現行どおりとする。
- 10 . 林業振興については、次のとおりとする。
- (1) 合併時において継続している国庫補助事業等については、現行どおりとする。
- (2) 流域公益保全林総合整備事業等については、森林組合が事業主体となるよう調整を図る。なお、町村による単独補助制度については廃止する。
- (3) 松くい虫防除事業については、計画的に実施する。
- (4) 作業道整備にかかる町村単独補助制度については廃止する。
- (5) 森林組合への補助については、合併までに調整を図る。
- 11 . 小規模崩壊地復旧事業の新市と受益者との負担割合については、等分とする。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			【マスタ-プラン】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・地域農業マスタ-プランについては、新市に移行後、速やかに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	マスタ-プラン	マスタ-プラン	マスタ-プラン	マスタ-プラン	マスタ-プラン
策定年度	平成11年度	平成11年度	平成11年度	平成11年度	平成11年度
計画期間	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度	平成12年度～16年度
目的	・地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。	効率的かつ安定的な農業経営が農産物の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等担い手の育成、農用地の利用集積をはじめ、新規就農者の育成・確保、女性・高齢者対策等総合的な経営対策を推進するための体制を整備するとともに、これらの対策の計画的な推進を図る。	・関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。また関係機関で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析を行う。 ・集積促進員の戸別訪問や、認定農業者や地域農業団体への利用権設定等による農地の利用集積を図る。	関係機関、団体及び農業者を含む地域関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの進行管理及び総合的な評価を行う。 認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行い認定志向農業者等に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。	・関係機関、団体及び農業者を含む地域関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 ・認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため、認定志向農業者等に対して説明会を開催する。 ・農地の出し手、受け手の意向調査を行い、農地に対する情報を把握する。
事業概要	(1)経営対策体制整備推進事業・地域マスタープランの目標設定及び推進の検討 (2)農業経営基盤強化促進対策事業・認定農業者の育成指導	(1)推進協議会の開催(年2回) (2)地域農業マスタープランの推進と進行管理	(1)経営対策体制整備促進事業 地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 経営生産対策推進会議の開催 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 認定農業者の育成指導(認定農業者数21名法人4名計25名) 基本構想実践推進会議の開催 (3)農地流動化地域総合推進事業 農地の出し手、受け手の意向調査等 農地情報管理システムによる管理 調査員による個別訪問 (4)農地利用集積実践事業 農地の利用権設定等による農地の集積 集積促進員による個別訪問	(1)経営対策体制整備促進事業 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (3)農地流動化地域総合推進事業 (4)農地利用集積実践事業	(1)経営対策体制整備促進事業 地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 経営・生産対策推進会議の開催 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 認定農業者の育成指導 (認定農業者数33名) 基本構想実践推進会議の開催
負担割合	経営対策体制整備推進事業 事業費 106千円(県1/2 市1/2) 農業経営基盤強化促進対策事業 事業費 320千円(県1/2 市1/2)	国1/2 町1/2	(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 町1/2) 事業費 185千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (県1/2 町1/2) 事業費 867千円	(1)経営対策体制整備促進事業 (県1/2 町1/2) (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (県1/2 町1/2) (3)農地流動化地域総合推進事業 (県1/2 町1/2) (4)農地利用集積実践事業 (県1/2 町1/2)	(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 町1/2) 事業費 285千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (県1/2 町1/2) 事業費 455千円
分野名	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	課題・問題点
名称	マスタ-プラン	該当なし	マスタ-プラン	該当なし	・新市に移行後、早急にプランを策定する必要がある。 ・各市町村の地域性を考慮したプランを作成する必要がある。 ・推進会議の一本化が必要ではないか。
策定年度	平成11年度		平成11年度		
計画期間	平成12年度～16年度		平成12年度～16年度		
目的	関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。		関係機関、団体及び農業者を含む地域の関係者間の連携・調整を行い、地域農業マスタープランの振興管理及び総合的な評価を行う。 認定農業者に対して経営情報等を提供し、経営改善指導を行う。また、認定農業者を増やすため農業者に対して説明会を開催する。		
事業概要	(1)経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 ・アクションプログラム作成		(1)経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 ・アクションプログラム作成		
負担割合	(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 村1/2) 事業費 204千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (県1/2 村1/2) 事業費 110千円		(1)経営対策体制整備推進事業 (県1/2 村1/2) 事業費 250千円 (2)農業経営基盤強化促進対策事業 (県1/2 村1/2) 事業費 245千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【農業振興助成(融資関係市町村単独)】	産業経済部 農林畜産分科会
調整方針(案)	・農業振興助成制度(融資関係市町村単独)については、新市に移行後、速やかに調整する。			
分野名	樋脇町	その他市町村	課題・問題点	
名称	樋脇町農業振興資金	該当なし	・樋脇町で町単補助事業を実施している。(国・県等の制度資金を利用できない農業者等に対し、利子の一部を補給して実質利息を下けている。) ・現在は樋脇町だけの取り組みであるが新市全体で取り組んだ方が良いのではないか。基金積立を多くし、融資上限額を引き上げた方が良いのではないかと。	
目的	農業者等が自主的に能率的な農業技術を導入することを促進するため、農業者等に対し農業振興資金の貸付を行う農協に対し、町が農業振興に必要な資金を預託し、もって農業経営の安定に資する。			
内容	預託金利/年利1分以内 貸付に係る農業振興資金/年利3分5厘以内			
種類	(1)果樹の生産及び施設に要する資金 (2)優良茶生産に要する資金 (3)和牛の生産に供するため2代登録牛以上の子牛導入に要する資金 (4)若齢肥育素畜の導入に要する資金 (5)優良種豚導入に要する資金、ただし常時3頭以上飼育するもの (6)葉たばこの生産安定に必要な機械及び施設の導入に要する資金 (7)園芸の生産及び施設に要する資金 (8)特用林産物振興及び省力化に要する資金 (9)畜舎施設に要する資金 (10)畜産環境保全等施設に要する資金			
貸付限度額	(1)10a当たり750,000円 (2) " 500,000円 (3)1頭当たり350,000円 (4) " 300,000円 (5) " 90,000円 (6)1件当たり450,000円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【農業公社設立準備事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
事業概要	農業公社の設立(17年度)に向けて、設立検討委員会等を発足し、施設整備や運営手法等の事業計画について、調査・研究するもの。	該当なし	・農業公社の設立により、農家の負担軽減と担い手等の育成を推進していくこととなり、地域農業の振興が図れることとなる。 ・新市の農業公社についても、市と農協で運営経費を助成しながら、事業を展開していくもので、合併という問題もあり、事業計画の策定については、十分調査・研究をする必要がある。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の設立(14年度) 設立検討委員会 専門部会 ・組織の設立(15年度) 設立準備委員会 設立準備委員会幹事会 ・先進地研修 島根県横田町 県内(川辺町、志布志町、松山町、横川町) ・アンケート調査 農家を対象に農業公社を設立するにあたり、依頼したい農作業や公社に対する要望について調査する。 			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【研修センター(公民館関係)管理】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・研修センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	榑脇町	その他市町村	課題・問題点	
名称	野下地区営農研修館	塔之原一区多目的集会所	該当なし	管理運営方法が異なる。
目的	地区の話し合い活動の拠点として建設した営農研修館の維持管理費。	地区の話し合い活動の拠点として建設した営農研修館の維持管理費。		
設置年度	昭和57年	平成2年度		
管理方法	野下校区公民館に委託	塔之原一区公民館に委託		
施設概要	研修館	集会場		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業	[特産品加工センター管理]	産業経済部会 農林水産分科会
------	----------------	---------------	----------------

調整方針(案) ・特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。

項目	特産品加工センター管理	課題・問題点
----	-------------	--------

各施設で管理方法に相違がある。

特産品加工センター管理

分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		里村		上甌村	下甌村		鹿島村
名称	川内市農産物加工センター	婦人の館	大馬越農村研修館	該当なし	祁答院町特産品加工センター	大村北部生活センター	里村農水産物加工センター	里村定住センター	上甌村生活改善センター	下甌村農林産物加工センター	下甌村製茶工場	物産加工センター
設置年度	平成4年度	平成3年	昭和57年		昭和62年度	昭和57年度	昭和58年	平成3年度	昭和63年	昭和61年	昭和63年	昭和63年
管理方法	直営	直営	直営		直営	直営	里村漁業協同組合に委託	直営	個人と委託	直営	直営	直営
施設概要	・みそ加工 ・めんつゆ ・焼肉のタレ ・ふくれ菓子	・共同加工室(みそ・ビン類・蒸し器・三重釜・真空パック・漬物佃煮) ・洗濯室(毛布・コタツフuton・家具調コタツフuton)	・農産加工製糶機 ・料理実習 ・洗濯		・農産加工	・農産加工室 ・洗濯室		・研修室・会議室・集出荷場	・研修室 ・農産加工室 ・椎茸乾燥室	・手作り農産加工室・土壌消毒機械・畝立機・中耕ロ・タリ・刈取機・収草反転機・梱包機・被覆機・予冷库・椿製油室・椎茸乾燥室	製茶関係機械	・手づくり加工室・椿油製油室加工原料
実績(平成13年度)	・利用日数173日 ・利用人数966人	・利用日数162日 ・利用人数926人										

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【市市民農園(ふれあい農園)】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・市市民農園(ふれあい農園)については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	その他町村	課題・問題点
名称	ふれあい健康農園	ふれあい農園	市民ふれあい農園	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・川内市は平成16年度で終了後、農業公社に移行予定。 ・樋脇町は利用はなく、草刈りのみ町建設課が実施。 ・入来町はきんかんの里へ委託し、運営を行っている。 ・管理(草刈り)・利用者のモラル等に問題あり。
目的	市民に農業にふれあう場としての「ふれあい農園」を開設し、農業への理解を深めてもらう。	町民にふれあい農園を開設し、ゆとりとやすらぎを与えることを目的とする。	入来町に置ける農村地域の活性化を図るとともに、都市住民に対し農業生産の場を提供し、農業に対する理解を深めていただく場を提供する。		
設置年度	平成11年度		平成9年		
管理方法	さつま川内農業協同組合に委託	直営	きんかんの里へ委託		
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料：3,000円/年 ・区画数：40区画 ・面積：4,000㎡、100㎡/区画 		<ul style="list-style-type: none"> ・面積：4,290㎡、35㎡/区画 		
実績 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 20名(うち2人が2区画) 				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【生産総合対策事業】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・生産総合対策事業(畜産ハ・ド 畜産経営活性化事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	入来町	その他市町村		課題・問題点
名称	畜産経営活性化事業	該当なし		現在、債務負担行為にて補助金の支出がなされている。
目的	新規就農舎の確保・育成を推進するとともに遊休畜舎の有効活用を図ることを目的とする。			
事業内容	・事業種目 離農跡地及び後継者不在経営施設の施設整備 ・事業要件 事業主体が離農者等から買入れれた施設・機械を改修・整備後に新規就農者に一定期間貸付しその後譲渡販売する。 ・事業対象年度 平成14年から15年 ・平成14年 事業費 19,279,230円 遊休畜舎購入 1,691.2㎡、畜舎敷地の購入 5,054㎡、設改修設計委託、畜舎改修工事、タイヤショベル購入 ・平成15年計画 10,080,000円 繁殖素牛24頭購入 1頭420,000円以内			
補助率	国 1/2 町 1/5			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【畜産振興助成制度(融資関係)】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	その他町村	課題・問題点
資金名	大家畜経営活性化資金	大家畜経営活性化資金利子補給	大家畜経営活性化資金	該当なし	・各市町の規則の補給率に相違がみられる。 ・債務負担行為にて実施がなされている。
目的	毎年の約定償還のうち返済不能分を長期、低金利に借り換え国県市等が利子補給を行う。	借入金の多い大家畜経営に対し、財務管理指導とともに中央家畜会の助成により実施される大家畜経営活性化資金の融通に対して、この資金借入農家の利子負担軽減措置として、上乘せ利子補給を行う。	肉用牛生産農家の生活向上を図るため、大家畜経営活性化資金特別融通助成資金実施要綱に基づいて予算の範囲内において大家畜経営活性化資金利子補給を行う。		
利子補給率	0.05%以内	利率は、毎年貸付実行月(11月)に決定。	町年利子補給率0.12%以内		
対象者			・さつま川内関係農家 1戸 期末貸付額 24,180,000円 ・県開拓農協 2戸 期末貸付額 70,788,000円		
資金名	大家畜経営改善支援資金				
目的	毎年の約定償還のうち返済不能分を長期、低金利に借り換え国県市等が利子補給を行う。				
利子補給率	0.05%以内				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			〔肉用牛貸付事業〕	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・肉用牛特別導入事業については、合併時に新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
事業名	川内市肉用牛特別導入事業	樋脇町肉用牛特別導入事業	入来町肉用牛特別導入事業	東郷町特別導入事業	祁答院町特別導入事業
概要		この事業は、樋脇町が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付を受けようとする満60歳以上の農家に一定期間貸付後その者に譲渡する事業。	この事業は、入来町が肉用繁殖雌牛を計画的に購入し、肉用繁殖雌牛の貸付を受けようとする農業者に一定期間貸付後その者に譲渡する事業。	高齢者等による肉用雌牛の飼養を促進し、畜産振興及び高齢者等の福祉向上に資するため、基金を設置する。	高齢者等による肉用雌牛の飼養を促進し、肉用牛資源の確保と高齢者等の福祉の向上に資するため、基金を設置する。
貸付対象者	市内に住所を有し、満60歳以上のもの及び出稼ぎ等により概ね30日以上にわたって不在の世帯に属し成年に達しているもの。		満60歳以上のもの	町内に住所を有する60歳以上の高齢者	
基金の額				1,450万円以内	
基金からの取り崩し限度額		1頭当たりの取り崩し限度額は412千円とする。	1頭当たりの取り崩し限度額は413,627円とする。	1頭当たりの取り崩し限度額は400千円とする。	
導入対象家畜			繁殖用に供する肉用育成雌牛(生後4ヶ月から18ヶ月齢未満)		
貸付限度額	1人につき、2頭までとし、1頭につき400,000円			一頭当たり 400千円	300千円
貸付期間	5年間			5年間	5年
利息				無利子	無利子
里村・上甌村・下甌村・鹿島村 該当なし					課題・問題点
					甌島を除く市町村で実施されているが、それぞれ基金造成額や貸付限度額に相違が見られる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		[肉用牛貸付事業]	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・肥育素牛導入事業及び優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。			
分野名	川内市	祁答院町	その他町村	課題・問題点
事業名	川内市肥育素牛導入資金貸付基金	祁答院町肥育素牛購入貸付金	該当なし	川内市・祁答院町の単独の貸付事業であり、それぞれ基金造成がなされている。
概要		農家の所得向上と経営の安定を図るため、肥育素牛の購入に必要な資金を貸付ける。		
貸付対象者	市内に住所を有する肥育農家。			
貸付限度額	1人につき、4頭までとし、1頭につき350,000円	貸付 400千円以内		
貸付期間	2年間	2年以内		
利息		無利子		
分野名	東郷町	祁答院町	その他市町村	課題・問題点
事業名	東郷町優良雌牛貸付事業	祁答院町優良牛購入資金貸付金	該当なし	東郷町・祁答院町の単独の貸付事業であるが、貸付対象、貸付限度額に相違が見られる。
概要	肉用牛の改良増殖を促進し本町畜産振興を図るため東郷町優良牛保留貸付基金を設置する。	農家の改良増殖を図るため計画的に導入する肉用牛の購入に必要な資金を貸付ける。		
貸付対象者	町内に住所を有し肉用牛の適切な管理が可能であること。 薩摩畜産農業協同組合連合会の主催する子牛展示品評会においてA級以上の子牛を自家保留するもの。 町長が特に優秀と認めた子牛を自家保留するもの。 町長が特に優秀と認めた生後48ヶ月以上70ヶ月未満の繁殖牛で繁殖障害のないもの。			
基金の額	1,500万円以内			
貸付限度額	子牛1頭 30万円 成牛1頭	子牛・成牛 600千円以内		
貸付期間		・子牛 5年貸付 ・成牛 3年貸付		
利息		子牛・成牛 無利子		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		[肉用牛貸付事業]	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・肉用牛付加価値利用貸付事業・営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。			
分野名	東郷町	その他市町村	課題・問題点	
事業名	東郷町付加価値利用資金貸付事業	該当なし	東郷町のみ貸付事業であるため調整が必要である。	
概要	肉用牛の付加価値を高め経営の安定を図るため基金を設置する。			
貸付対象者	町内に住所を有し肉用牛の適切な管理者が可能なこと。 薩摩郡畜産農業協同組合連合会の主催する子牛セリ市において、繁殖素牛又は肥育素牛を目的とし子牛を自家保留するもの。			
基金の額	300万円以内			
貸付限度額	1頭 20万円			
貸付期間	30ヶ月 (利息)			
利息	無利子			
分野名	里村	その他市町村		
事業名	里村営農改善家畜貸付事業	該当なし	里村のみ貸付事業であるため調整が必要である。	
概要	家畜の主産地化と農業経営の自立化のための基金の確立に資するため、村の所有する肉用雌畜の貸付け、譲渡及び果実の譲与を実施する。			
貸付対象者	里村に居住し、農業を営む者であって次に掲げる要件を満たす者の中から借受者を選定し、無償で貸付ける。貸付けを受けようとする者が作成した営農改善計画において、飼養頭数が5年以内に、肉用牛にあつては成牛3頭以上、雌豚にあつては成豚3頭以上となり、かつ飼養頭数に見合う飼料基金を整備するものであつて、当該計画を達成し、農業経営を継続する見込みがある者。			
基金の額	毎年度2,000千円以内			
貸付限度額	家畜の貸付頭数は、一農家当たり10頭以内とする。ただし、村長が必要と認める場合は、経営能力、公害などを考慮して増頭を認めることができる。			
貸付期間	肉用雌牛 5年以内、雌豚 3年以内			
利息				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			[肉用牛貸付事業]	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	里村	上籠村	下籠村	その他市町村	課題・問題点
事業名	特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)	特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)	特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)	該当なし	甞三村のみ対象となる貸付事業であり、事業を実施する中で相違はない。
概要	優良雌牛の導入により、生まれてくる子牛の品質向上を図る。	畜産農家の経営の確立・安定を図るため、「特定離島ふるさとおこし推進事業」、家畜貸付事業の導入により、農家一戸当たり2頭を限度に県有牛の借入を行っている。 この事業で導入した雌牛は、県の備品として村が借受、村が農家に借出し、農家は借受けた年から5年後に村を通し、その購入金額の返済を行うこととなる。	優良雌牛の導入により、生まれてくる子牛の品質向上を図る。		
対象者	牛育成農家 4戸		牛育成農家 13戸		
導入時期	偶数月に実施される薩摩中央家畜市場のセリ市で導入する。		偶数月に実施される薩摩中央家畜市場のセリ市で導入する。		
貸付期間	5年		5年		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		〔家畜運営診療所等〕	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。 共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整する。 			
分野名	里村	上甌村	下甌村	その他市町村
目的	畜産業の振興に資するため家畜診療所を置く。	共済加入家畜その他の家畜に診療を行ない本村畜産行政の推進を図る。 家畜の保健衛生の向上及び増進に寄与する。 家畜の診療飼育管理及び経営の研究調査を行ない、畜産業の近代化、合理化経営に貢献すること。	この村に、畜産業の振興に資するため家畜診療所を置く	該当なし
業務	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の診療(獣医師は下甌村駐在とし、本村は定期的(毎週、金・土)巡回により診療を行っている。) 薬剤の投与又は治療材料の支給 処置手術その他の手当て 診断書、検案書その他の証明の交付 家畜の保健衛生の指導及び相談 家畜共済の引受、検査及び評価の指導 共済加入家畜の損害防止の措置又は指示 その他家畜に必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> 共済家畜の診療 共済家畜にかかる飼養管理の指導 損害防止 引受検査及び評価 家畜共済の普及及び加入推進 その他目的達成のために必要とする業務 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所は、共済加入家畜その他の家畜に対し、次の診療及び業務を行うものとする。 家畜の診療 薬剤の投与又は治療材料の支給 処置手術その他の手当て 診断書、検案書その他の証明の交付 家畜の保健衛生の指導及び相談 家畜共済の引受、検査及び評価の指導 共済加入家畜の損害防止の措置又は指示 その他家畜に必要な業務 	
職員	経済課職員が兼務	診療所長は獣医師をもって充てることとなっているが、甌島3村は下甌村駐在として1獣医師と契約を行い毎週金、土曜日の2日間で本村、里村とを巡回診療している。	診療所に、診療所長その他の職員を置く その他の職員は、兼職または嘱託員をもって、これに充てることができる。診療所長は、獣医師である技術吏員をもって充てて。	
分野名	里村	鹿島村	その他市町村	
名称	里村共同畜舎	鹿島村共同畜舎設置	該当なし	
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 里村里字開1436番地1に里村共同畜舎を置く。 畜舎を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。 この畜舎は里村に居住する者が、共同で利用するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿島村蘭牟田字寺田ノ3,208番地の2、鹿島村蘭牟田字隠迫3,226番地の2に共同畜舎を置く。 共同畜舎使用対象者は、村内に居住して畜産業を営む者とする。 	<p>課題・問題点</p> <p>共同畜舎は里村と鹿島村で設置されているが、今後施設の老朽化や使用料金等の改正も予想される点等を考慮する必要がある。</p>	
実績 (平成13年度)	・利用料 24,000円/1年			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		〔山羊研究所飼育事業〕	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 			
分野名	鹿島村	その他市町村		課題・問題点
名称	山羊研究所飼育事業	該当なし		管理運営方法が異なる。
目的	村営牧場の有効利用推進のため肉用牛以外の家畜(山羊)も放牧できるように、施設整備を行い、当面は行政主体で産業化を図り、後に住民に普及し畜産振興の促進を目的とする。			
管理方法	平成14年度から3年間研究飼育として10頭の生産山羊を購入して繁殖飼育を行う。鹿大農学部との飼育に関する技術指導。 販路開拓。畜舎(山羊小屋)の整備。牧場整備(外柵等)。			
施設概要	牧場面積 13ha 容認頭数 肉用牛 30頭、山羊 300頭			
実績 (平成13年度)	1日1頭 80円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				〔市町村森林整備計画〕	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針（案）	・市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	川内市森林整備計画	樋脇町森林整備計画	入来町森林整備計画	東郷町森林整備計画	祁答院町森林整備計画	
目的	森林法に基づき全国森林計画に則して森林計画区別に、民有林につき、5年ごとに10年を1期とする市町村が定める市町村森林整備計画を樹立する。市の森林整備におけるマスタープラン。	市町村ごとに、5年を1期とする事業別、事業区分別、事業主体別に計画期間内の事業量等を示す計画書の作成。	5年ごとに10年を1期とする入来町森林整備計画の作成。	市町村の10年を1期とし5年ごとに、事業別・事業区分別・事業主体別に計画期間内の事業量等を示す計画書の作成。	市町村ごとに10年を1期とし5年ごとに、事業別・事業区分別・事業主体別に計画期間内の事業量等を示す計画書の作成。	
計画期間	平成12年度～平成21年度			平成12年度～平成21年度		
計画の概要	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した川内市における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した樋脇町における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	入来町森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した入来町における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。計画期間は、10年間として5年ごとに見直していく。	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した東郷町における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した祁答院町の森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	
名称	里村森林整備計画	上甌村森林整備計画	下甌村森林整備計画	鹿島村森林整備計画	・森林整備計画期間 平成12～21年度 平成17年度更新。 ・この計画書は市町村における森林整備のマスタープランであり、計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく。 ・合併した後の計画については、県の方針・指導に基づいて行う。 ・16年度中に17年4月に始まる新市森林整備計画書の編成を行う。	
目的	市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とする。	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能を充実し機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能を充実し機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能を充実し機能間の調整を図り、適正な森林施行の実施により健全な森林資源の維持増進を図るものとする。		
計画期間	・最新の計画樹立は平成12年度(平成13年度変更)。 ・計画期間は平成12～21年度。	平成12年4月1日～平成22年3月31日 10ヶ年	平成12年4月1日～平成22年3月31日 10ヶ年	平成12年4月1日～平成22年3月31日 10ヶ年		
計画の概要	里村森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した里村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく。	上甌村森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した上甌村における森林整備のプランであり、地域森林整備方針を定めている。計画期間は10年間としている。	この計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した下甌村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。	鹿島村森林整備計画は、国の全国森林計画及び鹿児島県の地域森林整備計画に即した鹿島村における森林整備のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めている。計画期間は10年間として、5年ごとに見直していく。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			〔県費単独補助治山事業〕	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・県費単独補助治山事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る。	人家の裏山が自然災害より崩壊した林地を復旧する。	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る事業で、町が事業主体となる。人家の裏山が自然災害により崩壊した林地を復旧する。	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る。	山地崩壊により人家等に被害が及ぶものうち、国庫補助の対象とならない崩壊地の復旧を図る。
概要	箇所の事業費が80万円以上800万円以下 人家等で2戸以上の保護人家等で2戸以上の保護		1箇所の事業費が80万円以上800万円以下が対象。	1箇所の事業費が80万円以上800万円以下が対象。	
負担割合	県 7/10 市 3/10 地元負担無し、測量設計は補助事業内で実施	県 70% 町15% 地元15%	県 70%～50% 町 15%～35% 地元 15%	県70% 町15% 地元15%	県 70% 町 25% 受益者 5%
実績 (平成13年度)	平成13年度 治山工事 6箇所 事業費 30,000千円(県補助金21,000千円)	H13 0円	平成13年度 7,500,000円	13年度 1箇所 事業費6,000,000円	H13 18,600,000円
分野名	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	課題・問題点
目的	該当なし	自然災害により崩壊した林地で、国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧を図る。	国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある山地の予防工事で市町村営の単独治山事業。	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業の対象とならない小規模崩壊地の復旧をはかる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地元負担金の割合が、市町村によって、0%・5%・15%・25%の4種類の負担割合がある。 ・測量委託を補助と単独で行っている。 ・地元負担金割合の調整が必要。 ・測量委託の調整が必要。 ・条例の検討が必要。
概要			治山堰堤、水路(渓流)の整備、山腹の整備(防護ネット)等		
負担割合			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災計画登載(前年度3月までの登載) 県70% 地元30% ・市町村防災計画登載(登載なし・当年度途中登載) 県50% 地元50% ・地元負担については、分担金条例で村1/2 受益者1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・県 70% ・村 30% 	
実績 (平成13年度)		H13 0円	H13 0円	H13 0円 (件数 0件)	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				【鳥獣飼養許可】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・鳥獣飼養許可については、合併時に、新たに制度等を制定する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
目的	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲、飼養を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	
概要	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 1,000円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	
実績 (平成13年度)	平成13年度 24件 81,600円	平成13年度 25件 25,000円	平成13年度 2件 6,800円	13年度 16件 54,400円	13年度 1件 3,400円	
分野名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	課題・問題点	
目的	鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とする。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図ることを目的とする。	狩猟鳥獣以外の鳥獣の存在と移動を的確に把握して、鳥獣の違法な捕獲を未然に防止することにより鳥獣の保護を図る。	・メジロ・ホオジロ等の手数料は、1件当たり樋脇町1,000円で他市町村は3,400円である。 ・13年度の実績件数は、祁答院町1件～樋脇町25件である。 ・メジロ・ホオジロ等の手数料の調整が必要。 ・条例制定が必要である。	
概要	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円	1 捕獲許可 メジロ、ホオジロ等を捕獲しようとする者の捕獲許可申請書の受付及び捕獲許可証の交付。 2 飼養許可 メジロ、ホオジロ等を飼養しようとする者は、飼養許可申請書の受付及び飼養許可証の交付。 【手数料】 1件当たり 3,400円		
実績 (平成13年度)	平成13年度 4件 13,600円	平成13年度 10件 34,000円	平成13年度 7件 23,800円	平成13年度 8件 27,200円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【林業施設整備】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・林業施設整備については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	木製展望所(城上町鹿倉)	丸山生活環境保全林整備	・向山自然公園管理 ・八重山国有林遊歩道等整備事業及び管理	該当なし	・百年杉の館(蘭牟田池) ・滝の山休憩所 ・林業後継者交流館 ・森林広場(5,600㎡)、森林浴歩道橋(2029.5m)、木製歩道橋(20.6m)、東屋(3基)、デッキ
管理方法					委託契約 (林道維持管理員)
管理内容		丸山生活環境保全林内の草払い、ごみ拾い、	・林業構造改善事業で設置した公園や建物等の維持管理。 ・国有林にある珍しい石積みや滝までの遊歩道等の整備及び管理		
実績 (平成13年度)	2,310,000円	1,456,000円	2,567,000円		4,818,000円
分野名	里村・上甌村・下甌村・鹿島村 該当なし				課題・問題点
名称					委託による管理、シルバー・人材センター等賃金及び使用料による支出等市町によってばらつきがある。
管理方法					
管理内容					
実績 (平成13年度)					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【林業振興推進協議会】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	川内市林業振興推進協議会	樋脇町林業振興推進協議会	入来町林業振興推進協議会	該当なし	祁答院町林業構造改善事業協議会
事業内容	川内市の林政全般の施策に関する諮問機関である。総合計画、農林水産業振興計画、森林整備計画等市のマスタープランに対する意見を求めるもの。	樋脇町の林業振興に関し、町と林業関係機関が一体となって方策を総合的かつ円滑に施策を推進する。	入来町林業の振興に関し、町と林業関係機関及び団体が一体となってその方策を総合的かつ円滑に施策を推進する。		林業関係各種補助金申請等、事業計画の策定、森林計画(市町村森林整備計画)の立案・変更、各種協議会等事務その他
任期	2年	2年	2年		
人数	10名(会長1名、副会長2名、事務局:農林水産課)	12名以内(会長1名、副会長1名、事務局:経済課)	12名以内(議会の代表3名・森林組合の代表3名・学識経験者3名、事務局:経済課)		15名以内(会長1名、副会長1名、事務局:経済課)
実績(平成13年度)	年一回開催 報酬 37,600円(一人当たり4,700円)	報酬39,900円(一人当たり 5,700円)	78,750円		0円
分野名	里村・上甑村・下甑村・鹿島村				課題・問題点
名称	該当なし				・各市町村(構成・人数・日当賃金等)異なっている。 ・会議の開催は4月である。 ・委員の構成等条例が必要
事業内容					
任期					
人数					
実績(平成13年度)					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				【火入れ許可】	産業経済部会 農林畜産分科会
調整方針(案)	・火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
目的	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	入来町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手続きその他必要な事項を定めること。	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	造林の地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良を行うための火入れに関し必要な事項を定める。	
内容	森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を市長に提出、市長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、川内地区消防組合にその旨通知する。	森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を町長に提出、町長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、地元消防組合にその旨通知する。		森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を町長に提出、町長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、地元消防組合にその旨通知する。	森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れを行う者は、火入予定期間の5日前までに火入れ許可申請書を町長に提出、町長は要件を満たす場合許可書を交付するとともに、地元消防組合にその旨通知する。	
火入れの許可の対象期間						
許可件数(平成13年度)	24件	0件	13件	39件	5件	
分野名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	
目的	里村の森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れについて、適正な実施を行うことを目的とする。	上甑村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。	下甑村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。	鹿島村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。	・川内市・樋脇町・入来町・祁答院町・里村・鹿島村は林務係で行っている。他の東郷町・上甑村・下甑村は総務課で行っている。 ・森林法第21条に火入れ許可であるが、火入れによる地帯えは無いので受付窓口は総務課で良いのではないか。	
内容	・経済課で受付後、総務課消防係へ進達。 ・許可申請 ・許可要件 ・許可証の交付等 ・許可後における指示 ・火入れの通知 ・消防団への連絡 等	許可申請書等の受付及び火入れの通知他は総務課消防係で行う。	許可申請書等の受付及び火入れの通知他は総務課消防係で行う。	・火入れの許可を受けようとする者は、火入れを行うおとする期間の開始する日の5日前までに、火入れ許可申請書2に、火入れを行おうとする土地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図と申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写しを添え、村長に提出する。申請者は、火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者を定め申請者に明示しなければならない。		
火入れの許可の対象期間				1件につき10日以内		
許可件数(平成13年度)				16件		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【農業農村整備管理計画】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農村振興整備計画等を国県へ報告し、予算確保等に反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。
概要	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。
分野名	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	課題・問題点
目的	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等に反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等に反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し、予算確保等へ反映させる。	各市町村が5ヶ年計画として策定した農業農村整備事業を、県の示した様式により耕地事務所に提出、アリリングを受け、予算確保に反映させる。
概要	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	・農業推進に必要な農業農村整備事業が導入できるように他事業との調整・基礎づくりを進める。 ・村内消費への供給体制の確立と販売につながる農業の振興を図る。 ・現在本村において、実施・計画中の農業農村整備事業はない。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	市町村が県営及び団体営事業で実施希望する農道等各種農業農村整備事業の5ヶ年計画を策定し、毎年5月に川内耕地事務所のアリリングを受け今後の事業執行を図る。事業執行については、当該計画に記載されていることが原則になっている。また新市まちづくり計画にも計画箇所は記載されている。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【農道等の使用(占用)許可】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農道等に関する使用(占用)許可は、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	地下に埋設する電線、水管、下水道管、ガス管について快適な市民生活向上を目的に各管理者の申請に基き許可書の発行を行うもの。	道路法、道路法施行例及び施行規則、町規則に基づき、町が管理する農道の占用に関し必要な事項を定める。	道路法、道路法施行例及び施行規則、町規則に基づき、町が管理する農道の占用に関し必要な事項を定める。	道路法、道路法施行例及び施行規則、町規則に基づき、町が管理する農道の占用に関し必要な事項を定める。	農道占用許可条例がないため、道路法、道路法施行例及び施行規則、町条例に準じて町が管理する農道の占用に関し必要な事項を定める。
概要	・電話線、電力線、水管下水道管、ガス管について各管理者の申請に基づき法令の規定を順守され、許可条件を附して許可するもの。 道路占用許可申請書、道路専用料減免申請書、道路工事施工許可申請書、川内市土地改良区の同意書が必要。	道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている「樋脇町道路占用料徴収条例」、 「樋脇町道路占用等に関する規則」に準じて事務を行う。	農道の占用については、現地確認後占用許可を行い、併せて構造物の施工を行う場合においては、工事施工申請書を徴収し審査の上、許可を行う。	農道の占用については、現地確認後占用許可を行い、併せて構造物の施工を行う場合においては、工事施工申請書を徴収し審査の上許可を行う。	農道の占用については、現地確認後占用許可を行い、併せて構造物の施工を行う場合においては、工事施工申請書を徴収し審査の上、許可を行う。
申請件数	・道路・河川占用等許可関連事務(農道関係) 平成13年 50件申請。				
占用料		樋脇町道路占用料徴収条例による。	入来町道路占用料徴収条例による。	東郷町道路占用料徴収条例による。	
占用料の減免		道路の占用を許可したとき、次に掲げる場合は、これを減免することができる。 (1)公共団体が直接公共の用に供するとき、但し、営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。 (2)その他道路管理者が天災、地変その他特別の理由があると認めるとき。	道路の占用が次の事項に該当すると認めるときは、占用料の一部又は全部を免除することができる。 (1)公営企業のために占用するとき、(2) 通路を設けるため必要な路端のり敷又は側溝上を占用するとき、(3) 公衆の用に供する上下水道の事業のために占用するとき、(4) 交通に支障を来たさないこと又は道路保善上、当該施設の設置のために占用するとき、(5) 地先から雨水又は汚水を悪水路等に排せつするために必要な排水管等の埋設のために占用するとき、(6) 祝日祭典緑日、市等のために臨時に占用するとき、(7) 交通に何ら支障を来たさないことを条件とした電線軒先その他これらに類する軽易な施設のために占用するとき。	(1)道路法第35条に規定する事業又は地方財政法第6条に規定する公営企業のために占用するとき、(2)道路を設けるために必要な路端、のり敷又は側溝上を占用するとき、(3)公共の用に供する上下水道事業、水管・ガス管の各戸引き込み、かんがい施設設置のために占用するとき、(4)無料で常時一般交通の用に供し、これによって交通の便益を増進できる施設の設置のために占用するとき、(5)地先から雨水又は汚水を悪水路等に排せつするために必要な排水管等の埋設のために占用するとき、(6)祝日、祭典、緑日、市等のため臨時に占用するとき、(7)電線、軒先その他これらに類する軽易な施設のために占用するとき。	
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点
目的	農道占用許可条例がないため、道路法、道路法施工令及び施工規則、村条例に準じて村が管理する農道の占用に関し必要な事項を定める。	村の管理する農道の占用協議について必要な事項を定め、健全な維持管理を目的とする。	村の管理する農道の占用協議について必要な事項を定め、健全な維持管理を目的とする。	村の管理する農道の占用協議について必要な事項を定め、健全な維持管理を目的とする。	申請書様式、占用期間、許可条件、許可証等様式の統一や許可手順の統一を整備する必要がある。
概要	・道路占用等許可関連事務 道路占用許可事務と道路工事施行承認事務とに区別されている。「道路法」、「里村道路占用料徴収条例」、「里村道路占用料徴収条例施行規則」によって事務を行っている。 ・河川占用等許可関連事務 河川占用許可事務と河川工事施行承認事務とに区別されている。 「河川法」、「河川法施行規則」によって事務を行っている。	道路占用については、現地確認後占用許可書を発行し、工事施工が必要な場合においては工事施工申請書を徴収する。 一般道路と同様に取扱っている。	道路占用については、現地確認後下甌村公有財産管理規則に基づき、使用許可申請書を提出してもらい許可書を発行している。 一般道路と同様に取扱っている。	道路占用については、現地確認後下甌村公有財産管理規則に基づき、使用許可申請書を提出してもらい許可書を発行している。 一般道路と同様に取扱っている。	
申請件数					
占用料		上甌村道路占用徴収条例及び施行規則に基づき徴収する。	下甌村道路占用徴収条例に基づき徴収する。	下甌村道路占用徴収条例に基づき徴収する。	
占用料の減免					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			【農道等に関する境界協定申請処理】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針（案）	・農道・水路・法定外公共物に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
種類	農道・水路	農道・水路	農道・水路	農道・水路	農道・水路
目的	農道を適正に管理及び処分するため、所管する農道の境界を明確にして数量を明らかにする必要がある。	農道・水路との境界を確定し、管理を適正に行う。	農道・水路との境界を確定し、管理を適正に行う。	農道・水路との境界を確定し、管理を適正に行う。	農道等の新設改良において、用地買収等のため、買収対象地と公共用地との境界を明確にするための立会い及び協議を行う。
内容	境界は原則として財産管理者と隣接土地所有者との現地立会いによる協議成立をもって確定するものであり、境界確定協議によって確定されるのは、農道等とこれに隣接する民有地との所有権の範囲である。	民有地との境界の確認作業（農道・水路について）	民有地との境界の確認作業（農道・水路について）	公共用地境界確定申請書の受理（隣接者若しくは代理人）	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・道路境界明示申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 ・全部事項証明書 ・委任状（必要時） ・その他 【申請者への提出書類】 ・確認書 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・公共用地境界確定申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図等 	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・農道等境界協定申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・測量図等 	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・申請書、位置図・案内図、公図の写し（原本証明付き） ・登記簿謄本（境界確定申請地及び隣接地・対面地） ・委任状（土地家屋調査士等に委任している場合） ・印鑑証明書（法人にあっては法人登記簿等）、その他 	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・公共用地境界確定申請書 ・申請書 ・位置図、案内図 ・公図の写し（原本証明付き） ・登記簿謄本（申請地及び隣接・対面地） ・印鑑証明書（法人にあっては法人登記簿） ・その他
種類	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物
目的	法定外公共物（里道・水路）の利用・管理は、地域住民の生活と密接な関係を有しており、当該地域住民に最も近い関係にある市町村において処理することが望ましい。	法定外公共物の境界を確定し、管理を適正に行う。	法定外公共物との境界を確定し、管理に適正を期す。	法定外公共物との境界を確定し、管理に適正を期す。	法定外公共物との境界を確定し、管理に適正を期す。
内容	農道・水路については、市で買収がされていないところは国有財産として都道府県知事に対する機関委任ということで土木事務所で取り扱っている。上記以外については、耕地課で境界立会を行っている。過去に地籍調査の行われた場所については、地籍調査事業の成果をもとに現地で関係者と立会い協議により確認を行っている。	民有地との境界の確認作業（農道・水路について）	民有地との境界の確認作業（農道・水路について）	民有地との境界の確認作業（農道・水路について）	民有地との境界の確認作業（農道・水路について）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・道路境界明示申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 ・全部事項証明書 ・委任状（必要時） ・その他 【申請者への提出書類】 ・確認書 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 	<ul style="list-style-type: none"> 【提出書類】 ・公共用地境界確定申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図等 			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【農道等に関する境界協定申請処理】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農道・水路・法定外公共物に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
分野名	里村	上郷村	下郷村	鹿島村	課題・問題点
種類	農道・水路	農道・水路	農道・水路	農道・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で事務処理を行っているが、事務処理手順等取扱いが異なっている。 ・申請書様式、事務手順等事務内容について、整備、統一する必要がある。
目的	農道を適正に管理及び処分するためには、所管する農道の境界を明確にして数量を明らかにする必要がある。通常農道との境界確定を必要とするもの(隣接者)から申請に基づいて行う。	農道等と臨地との境界を確認する。		農道を適正に管理及び処分するためには、所管する農道の境界を明確にして数量を明らかにする必要がある。通常農道との境界確定を必要とするもの(隣接者)から申請に基づいて行う。	
内容	境界は原則として財産管理者と隣接土地所有者との現地立会いによる協議成立をもって確定するものであり、境界確定協議によって確定されるのは、農道等とこれに隣接する民有地との所有権の範囲である。	地権者からの要請または工事実施に伴う隣地との境界を地籍調査測量成果品等に基づき立会い、境界確認を行う。	公共用地境界確定申請書の受理(隣接者若しくは代理人)	境界は原則として財産管理者と隣接土地所有者との現地立会いによる協議成立をもって確定するものであり、境界確定協議によって確定されるのは、農道等とこれに隣接する民有地との所有権の範囲である。	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> [提出書類] ・道路境界明示申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 ・全部事項証明書 ・委任状(必要時) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> [申請者への提出書類] ・確認書 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 	特に定めなし	<ul style="list-style-type: none"> [提出書類] ・申請書、位置図・案内図、公図の写し(原本証明付き) ・登記簿謄本(境界確定申請地及び隣接地・対面地) ・委任状(土地家屋調査士等に委任している場合) ・印鑑証明書(法人にあっては法人登記簿等)、その他 	<ul style="list-style-type: none"> [提出書類] ・道路境界明示申請書 ・申請箇所の位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 ・全部事項証明書 ・委任状(必要時) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> [申請者への提出書類] ・確認書 ・隣接者等境界同意書 ・測量図 	
種類	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	法定外公共物	
目的	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
内容					
提出書類					

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		[里道に関する境界協定申請処理]	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。			
分野名	川内市	樋脇町	その他町村	
種類	里道	里道	里道	<p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村で事務処理を行っているが、事務処理手順等取扱いが異なっている。 ・申請書様式、事務手順等事務内容について、整備、統一する必要がある。
目的	農道と里道との関係については基本的には農道管理者が道路敷地の所有権を取得し、占用と所有の同一を図る。	里道の境界を確定し、管理を適正に行う。	該当なし	
内容	法定外公共物(里道)を拡幅等により農道認定している場合には、この農道敷地の所有権を取得する方法として道路法90条2項による譲与又は貸付の手続きが必要である。実情としては、過去道路改良等の拡幅がなされていない農道については、上記手続きが行われていない。このような農道については境界確定や用途廃止についての申請は国有財産管理者である都道府県知事(土木事務所)にお願いしている。	国有財産で譲渡を受けた里道について、民有地との境界の確認作業		
提出書類		<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地境界確定申請書 ・申請箇所的位置図、地籍図、字絵図 ・隣接者等境界同意書 ・測量図等 		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				【土地改良関係負担金】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
県負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・農道台帳管理賦課金 331,640円 ・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 50,000円 ・棚田地域推進協議会負担金 20,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 711,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 25,000円 ・農道台帳管理賦課金 155,300円 ・県農業農村整備事業推進協議会負担金 10,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 10,000円 ・県ほ場整備構造政策研究会負担金 23,000円 ・(社)農村環境整備センター会費 100,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円 特別賦課金 11,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・農道台帳管理賦課金 106,130円 ・農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 50,000円 ・棚田地域等保全対策協議会負担金 20,000円 ・(社)農村環境整備センター会費 100,000円 ・ダム所在市町村全国協議会 20,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円 特別賦課金 408,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・農道台帳管理賦課金 170,000円 ・県農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 50,000円 ・(社)農業環境整備センター会費 100,000円 ・県農村振興技術連盟負担金 14,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円 特別賦課金 198,750円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・農道台帳管理賦課金 128,800円 ・県農業農村整備事業推進協議会負担金 30,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 50,000円 ・県農村振興技術連盟負担金 7,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 6,000円 特別賦課金 150,000円 	
川薩地域負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地区広域営農団地、農道等整備事業推進協議会負担金 108,000円 ・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 105,000円 		<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業推進協議会会費(川薩地域) 27,900円 ・川薩広域営農団地農道等整備事業推進協議会負担金 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会負担金 91,000円 ・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 64,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地区広域営農団地農道等整備事業推進協議会負担金 33,000円 ・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 51,000円 	
分野名	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	課題・問題点	
県負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・県農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 50,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 特別賦課金 300,000円 一般賦課金 3,000円 ・県市町村農村総合整備事業 連絡協議会会費 10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・県農業農村整備推進協議会負担金 10,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 10,000円 ・県土地改良事業団体連合会賦課金 23,000円 ・棚田保全協議会がこしま負担金 20,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 5,000円 ・県農業農村整備事業推進協議会負担金 50,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 50,000円 ・県土地改良事業団体連合会 一般賦課金 3,000円 特別賦課金 196,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集団化推進協議会負担金 4,500円 ・県農業農村整備事業推進協議会負担金 10,000円 ・県農業農村整備情報センター負担金 10,000円 ・(社)農業環境整備センター会費 100,000円 ・県土会連一般賦課金 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・農道台帳賦課金については、全市町村が県土改連に委託している。 	
川薩地域負担金 (平成13年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地域農業農村整備事業推進協議会負担金 7,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地区農業農村整備推進協議会負担金 2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地区農業農村整備推進協議会負担金 10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・川薩地区農業農村整備推進協議会負担金 900円 		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業			【土地改良事業分担金徴収】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。				
分野名	川内市	桶脇町	入来町	東郷町	祁答院町
目的	土地改良事業に要する費用及び県が行う土地改良事業について、土地改良法に基づき町が負担する費用に充てるため、法による分担金及び地方自治法による分担金徴収を行う。	土地改良事業に要する費用及び県が行う土地改良事業について、土地改良法に基づき町が負担する費用に充てるため、法による分担金及び地方自治法による分担金の徴収を行う。	本町が行う小規模土地基盤整備事業に要する経費に充てるため、地方自治法の規定による分担金の徴収に関し、必要な事項を定める。	本町が行う土地改良事業に要する費用及び県が行う土地改良事業について、土地改良法の規定に基づき本町が負担する費用に充てるため、地方自治法の規定による負担金及び分担金の徴収に関し、必要な事項を定める。	
分担金の決定	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助を控除した範囲。	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助を控除した範囲。	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助及び町債を控除した額。	事業に要する費用の総額から当該事業に係る国県の補助を控除した範囲。	
区画整理・暗渠排水事業		・事業費の10% (区画整理については、測量設計費、換地計画費、用地補償費、工事雑費、事務費は分担金対象外とする。)		土地基盤整備に係る事業費の20%	
農道整備事業	・計画幅員5.0m以上 10% ・計画幅員以外のもので計画幅員4.0m以上 20% ・計画幅員3.0m以上4.0m未満 30%	分担金なし		分担金なし	
かんがい排水	・受益戸数の50%を超えるもの 10% ・受益戸数の50%未満のもの 5% ・受益標準面積0.3ha以上 10%	・事業費の10%			
農地等災害復旧事業	・事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の10。	・事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の20。	・事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の20。	施工箇所ごとの事業に要する経費から補助金を控除した額の100分の60。	
飼料畑造成					
その他					・土地改良区が事業主体となって徴収事務を行っている。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【土地改良事業分担金徴収】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針（案）	・土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たな制度等を制定する。			
分野名	下飯村	里村・上飯村・鹿島村	課題・問題点	
目的	本村が行う土地改良事業（条例適用事業）に要する費用の分担金徴収を定める。	該当なし	・各市町村の分担金の種目及び分担金の徴収率が異なっている。また、土地改良区への補助金という形で支出している団体もある。 ・災害復旧事業の分担金の関係上、早急に分担金の種目及び徴収率を統一する必要がある。	
分担金の決定	当該土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額。			
区画整理・暗渠排水事業	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
農道整備事業				
かんがい排水	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
農地等災害復旧事業	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
飼料畑造成	土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の50%の額。			
その他	・里山等利用促進対策事業 土地改良事業に要する費用の総額のうち附帯事務費を除いた額から、事業費にかかる国、県補助金を控除した額の100%の額。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業				【土地改良区育成】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。 					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
名称	川内市土地改良区	小野土地改良区	入来町土地改良区	山田土地改良区 南瀬土地改良区	祁答院町土地改良区	
設立	平成13年11月1日	昭和28年12月1日	昭和57年3月27日	山田 昭和28年12月10日 南瀬 昭和30年9月27日	昭和43年3月22日	
組合員	7,837名	96名	1,105名	山田 227名 南瀬 333名	1,364名	
地区面積	2,859ha	23ha	518.8ha	山田189ha 南瀬134ha	996ha	
総代数	185名		55名	総代制度なし	52名	
理事・監事	理事22名 監事3名	理事7名 監事2名	理事18名 監事4名	山田 理事7名 監事2名 南瀬 理事8名 監事3名	理事6名 監事3名	
運営補助方法	運営に必要な経費補助 人的補助	年間通水補助金	運営に必要な経費補助(事務局職員の人件費、臨時職員を含む)	運営に必要な経費補助(定額)	運営に必要な経費補助 事務補助	
事務局職員	市職員5名派遣(事務局長1名)		局長(経済課長)局長補佐(経済課係長兼務)会計主任(事務局1名)		5名(会計主任1名、経済課長、耕地係3名)	
職員の業務内容	農地の保全管理		土地基盤整備事業による借入金の償還事務及び土地改良施設の維持管理		土地基盤整備事業による借入金の償還事務と土地改良施設の維持管理。	
管理施設	ため池,堰,用排水路					
分野名	里村・上甕村・下甕村・鹿島村				課題・問題点	
名称	該当なし				<ul style="list-style-type: none"> 補助金、事務関係全般について、各市町村の土地改良区への関わり合い方が異なるため、時間をかけて調整を行う必要がある。 土地改良区の合併についても議論する必要がある。 	
設立						
組合員						
地区面積						
総代数						
理事・監事						
運営補助方法						
事務局職員						
職員の業務内容						
管理施設						

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業			【農村公園維持管理】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	その他町村
名称	天神ため池	・倉野農村公園 ・藤本農村公園	ふるさと水と土ふれあい公園	・矢立農村公園・会田農村公園・早馬農村公園・桜渡農村公園・湯之元農村公園・蘭牟田公園・よりみち広場(馬頃尾)中原公園	該当なし
管理方法	委託契約	管理運営補助	委託契約 (藤川特産品販売所管理組合と管理委託契約を締結)	委託契約・管理運営補助	
管理内容	・水流機及び浄化装置の保守点検業務委託 ・草刈り及び清掃等業務委託 ・光熱費、給水負担金等の手続き	・倉野農村公園 中山間地域総合整備事業により造成された公園の伐採及び清掃、又遊具や便所(浄化槽)等の点検・水道料・電気料など管理運営。 ・藤本農村公園 集落環境整備事業により造成された公園の伐採及び清掃、又あずま屋や便所及び相撲場の点検・汲み取り料・電気料・水道料などの管理運営。	浄化槽保守点検業務委託 草刈り、清掃等業務委託	浄化槽等の保守点検・検査委託料 草刈り及び清掃等業務委託料 水道・電気料	
実績 (平成13年度)	13、14年度実績なし	・倉野農村公園 192,000円 ・藤本農村公園 197,000円	360,000円	・矢立農村公園 4,800千円 ・会田農村公園 6千円 ・早馬農村公園 34千円 ・桜渡農村公園 293千円 ・湯之元農村公園 18千円 ・蘭牟田公園 523千円 ・よりみち広場(馬頃尾)140千円 ・中原公園 106千円	課題・問題点 ・各市町村で管理方法が異なるため、時間をかけた調整が必要である。 ・条例を制定し、統一した中での管理が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業		【生態系保存資料館「アクアタイム」】	産業経済部会 農業土木分科会
調整方針(案)	・生態系保存資料館「アクアタイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	祁答院町	その他市町村		課題・問題点
名称	生態系保存資料館「アクアタイム」	該当なし		・祁答院町の生態系保存資料館の運営である。 ・今後も引き続き管理運営が必要である。
概要	1階 主に川内川水系の淡水魚の水槽、蘭牟田池の断面水溝、蘭牟田池の地形模型、デルタビジョン 2階 映写室、図書・閲覧室、蘭牟田池周辺模型、ベッコウトンガ関係展示			
利用時間・休館日	・利用時間 冬時間 午前10時から午後4時まで 夏時間 午前10時から午後5時まで ・休館日 毎週月曜日			
管理	館長 1名、事務受付 1名			
入館者数・入館料	・入館者 14,651人 ・入館料 1,964,360円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業										【県・市町村単独農業農村整備事業】				産業経済部会 農業土木分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																											
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。 																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
項目	県単独農業農村整備事業・市町村単独農業農村整備事業																	課題・問題点																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>県単独農道農村整備事業負担率一覧(単位: %、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">県</th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甌村</th> <th colspan="2">下甌村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>55</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.5</td> <td>27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑作かんがい</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.5</td> <td>27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道一般(基幹)</td> <td>(50)45</td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(50)55</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地保全</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27.5</td> <td>27.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地開墾</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交換分合</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績 (平成13年度)</td> <td></td> <td>55,655</td> <td></td> <td>66,400</td> <td></td> <td>33,900</td> <td></td> <td>34,695</td> <td></td> <td>127,940</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																				県	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	かんがい排水	45	45	10	45	10	55										27.5	27.5			畑作かんがい	45																			区画整理	45			45	10											27.5	27.5			農道一般(基幹)	(50)45	(50)55		(50)55		(50)55		(50)55		(50)55						(50)55				暗渠排水	45					25	30													客土	45																			農地保全	45															27.5	27.5			農地開墾	45																			交換分合	45																			施設整備	45																			地区				4		4		3		4										実績 (平成13年度)		55,655		66,400		33,900		34,695		127,940										<p>・県の要綱に基づき事業の実施を行っているので、事務的には特に問題はないようである。 ・受益者負担金が各市町村徴収する種目、徴収しない種目があり、また負担率についても異なっているため、調整の必要がある</p>	
	県	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																																																																																																																																																							
かんがい排水	45	45	10	45	10	55										27.5	27.5																																																																																																																																																																																																																																																																																									
畑作かんがい	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区画整理	45			45	10											27.5	27.5																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農道一般(基幹)	(50)45	(50)55		(50)55		(50)55		(50)55		(50)55						(50)55																																																																																																																																																																																																																																																																																										
暗渠排水	45					25	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
客土	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農地保全	45															27.5	27.5																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農地開墾	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
交換分合	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施設整備	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
地区				4		4		3		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																
実績 (平成13年度)		55,655		66,400		33,900		34,695		127,940																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>市町村単独農道農村整備事業負担率一覧(単位: %、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甌村</th> <th colspan="2">下甌村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績 (平成13年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14,371</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																				川内市	樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	地区						6														実績 (平成13年度)						14,371														<p>・県事業の採択基準に満たない事業を単独で行うもので、事業内容・採択基準の統一、事務手順の整備が必要である。</p>																																																																																																																																																																																																													
	川内市	樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																																																																																																																																																									
地区						6																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
実績 (平成13年度)						14,371																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業	[農地農業用施設災害復旧事業等]	産業経済部会 農業土木分科会																																																																																																																																																																		
調整方針(案)	農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。																																																																																																																																																																				
項目	農地農業用施設災害復旧事業・特別災害復旧事業		課題・問題点																																																																																																																																																																		
<p>農地農業用施設災害復旧事業負担率一覧(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">事業概要及び採択基準</th> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">川内市</th> <th colspan="2">樋脇町</th> <th colspan="2">入来町</th> <th colspan="2">東郷町</th> <th colspan="2">祁答院町</th> <th colspan="2">里村</th> <th colspan="2">上甌村</th> <th colspan="2">下甌村</th> <th colspan="2">鹿島村</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>町</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> <th>村</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農地農業用施設災害復旧事業</td> <td>農業用施設災害</td> <td rowspan="2">被災金額400千円以上</td> <td>65</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>農地災害</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>5</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>10以内</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">補助残10%</td> <td colspan="2">補助残20%</td> <td colspan="2">補助残20%</td> <td colspan="2">補助残60%</td> <td colspan="2">補助残20%以内</td> <td colspan="2">受益者負担なし</td> <td colspan="2">受益者負担なし</td> <td colspan="2">補助残50%</td> <td colspan="2">受益者負担なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村単独農地農業用施設災害復旧事業負担率一覧(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甌村</th> <th>下甌村</th> <th>鹿島村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>公共耕地災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災。</td> <td>国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。</td> <td>自然災害を受けた農用地のうち公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。</td> <td>該当なし</td> <td>補助災害採択要件外のもので、公共性・緊急性のあるもの。</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>補助の対象</td> <td>工種 水路・農道(農業用施設)</td> <td>農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。</td> <td>農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。</td> <td></td> <td>農地は対象外復旧費については、全額町負担。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業費</td> <td>13万円以上40万円未満</td> <td>工事費10万円以上40万円未満</td> <td>工事費10万円以上40万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業の負担割合</td> <td>農業用施設のみ実施(工事費13万円以上40万円未満の被災・全額市負担)</td> <td>工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費・10万円×1/2)、農業用施設(工事費・10万円×2/3)</td> <td>工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費×1/2)、農業用施設(工事費×2/3)</td> <td></td> <td>農業用施設施設のみ実施(工事費40万円未満の被災・全額市負担)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績(平成13年度)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>1件 198千円</td> <td></td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			分類	事業概要及び採択基準	国	川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村		市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	農地農業用施設災害復旧事業	農業用施設災害	被災金額400千円以上	65	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	農地災害	50	45	5	40	10	-	10	-	30	-	10以内	-	-	-	-	25	-	-	-				補助残10%		補助残20%		補助残20%		補助残60%		補助残20%以内		受益者負担なし		受益者負担なし		補助残50%		受益者負担なし		分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	目的	公共耕地災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災。	国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	自然災害を受けた農用地のうち公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	該当なし	補助災害採択要件外のもので、公共性・緊急性のあるもの。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	補助の対象	工種 水路・農道(農業用施設)	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。		農地は対象外復旧費については、全額町負担。					対象事業費	13万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満							事業の負担割合	農業用施設のみ実施(工事費13万円以上40万円未満の被災・全額市負担)	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費・10万円×1/2)、農業用施設(工事費・10万円×2/3)	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費×1/2)、農業用施設(工事費×2/3)		農業用施設施設のみ実施(工事費40万円未満の被災・全額市負担)					実績(平成13年度)	なし	なし	1件 198千円		なし					各市町村農地や農業用施設に対する制度に違いがあり、また制度のある団体、ない団体があり調整を行う必要がある。災害復旧事業という性質上速やかに調整を図る必要がある。
分類	事業概要及び採択基準	国				川内市		樋脇町		入来町		東郷町		祁答院町		里村		上甌村		下甌村		鹿島村																																																																																																																																															
			市	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	町	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者	村	受益者																																																																																																																																																	
農地農業用施設災害復旧事業	農業用施設災害	被災金額400千円以上	65	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-	35	-																																																																																																																																																
	農地災害		50	45	5	40	10	-	10	-	30	-	10以内	-	-	-	-	25	-	-	-																																																																																																																																																
			補助残10%		補助残20%		補助残20%		補助残60%		補助残20%以内		受益者負担なし		受益者負担なし		補助残50%		受益者負担なし																																																																																																																																																		
分類	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																																																																																																																																																												
目的	公共耕地災害復旧事業で工事費40万円に満たない被災。	国の災害指定を受けた年度の気象災害において、公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	自然災害を受けた農用地のうち公共災害復旧の適用を受けない農用地等の災害。	該当なし	補助災害採択要件外のもので、公共性・緊急性のあるもの。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																																																																																																																												
補助の対象	工種 水路・農道(農業用施設)	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。	農業者・土地改良区・共同施工者・その他町長が適当と認める者が事業を行う場合で、農地及び農業用施設等の災害復旧事業。		農地は対象外復旧費については、全額町負担。																																																																																																																																																																
対象事業費	13万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満	工事費10万円以上40万円未満																																																																																																																																																																		
事業の負担割合	農業用施設のみ実施(工事費13万円以上40万円未満の被災・全額市負担)	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費・10万円×1/2)、農業用施設(工事費・10万円×2/3)	工事費10万円以上40万円未満の被災で、農地(工事費×1/2)、農業用施設(工事費×2/3)		農業用施設施設のみ実施(工事費40万円未満の被災・全額市負担)																																																																																																																																																																
実績(平成13年度)	なし	なし	1件 198千円		なし																																																																																																																																																																
特別災害復旧事業	<p>市単独特別災害復旧事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>川内市</th> <th>その他町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>公共災害復旧事業等の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの工事をされる場合、その経費の一部を補助する。</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>農地及び宅地に係る民有地の崩土除去 対象者 所有者又は借地権者 補助額 崩土除去に要する工事費が 75,000円未満は25,000円を控除した額 75,000円以上300,000円以下は2/3の額 300,000円を超える場合は200,000円 *隣接地等から流入し、又は隣接地等へ流出した土砂の除去又は埋戻しを行うための工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績(平成13年度)</td> <td>3件 333,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分類	川内市	その他町村	目的	公共災害復旧事業等の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの工事をされる場合、その経費の一部を補助する。	該当なし	内容	農地及び宅地に係る民有地の崩土除去 対象者 所有者又は借地権者 補助額 崩土除去に要する工事費が 75,000円未満は25,000円を控除した額 75,000円以上300,000円以下は2/3の額 300,000円を超える場合は200,000円 *隣接地等から流入し、又は隣接地等へ流出した土砂の除去又は埋戻しを行うための工事		実績(平成13年度)	3件 333,000円		川内市の独自の事業であり、生活環境部、土木部、都市計画、教育委員会と関係のある事業であるので、他の部会の協議を待たなければ結論はでないが、当該事業要綱の中から農地関係分を市単独農地農業用施設災害復旧事業で事業実施できれば、農地分を特別災害事業から除外していただきたい。 他の部会での協議が済んでいないので、今のところ現行で残したい。																																																																																																																																																						
分類	川内市	その他町村																																																																																																																																																																			
目的	公共災害復旧事業等の対象とならない民有地について農地及び宅地等の崩土除去や埋戻しの工事をされる場合、その経費の一部を補助する。	該当なし																																																																																																																																																																			
内容	農地及び宅地に係る民有地の崩土除去 対象者 所有者又は借地権者 補助額 崩土除去に要する工事費が 75,000円未満は25,000円を控除した額 75,000円以上300,000円以下は2/3の額 300,000円を超える場合は200,000円 *隣接地等から流入し、又は隣接地等へ流出した土砂の除去又は埋戻しを行うための工事																																																																																																																																																																				
実績(平成13年度)	3件 333,000円																																																																																																																																																																				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業										[漁港・海岸保全施設の維持管理]	産業経済部会 水産分科会	
調整方針(案)	・漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。												
項目	漁港・海岸保全施設の維持管理										課題・問題点		
漁港・海岸保全施設概要													
	川内市		里村	上甌村			下甌村				鹿島村	その他町	
漁港管理者	市管理		村管理	村管理	県管理		村管理				県管理	県管理	該当なし
種類及び港数	第1種 2港		第1種 1港	第1、2、4種 3港			第1種 4港				第2種 1港	第2種 1港	
漁港名	唐浜漁港 第1種	寄田漁港 第1種	里漁港 第1種	小島漁港 第1種	中甌漁港 第4種	平良漁港 第2種	青瀬漁港 第1種	瀬々野浦漁港 第1種	片野浦漁港 第1種	芦浜漁港 第1種	手打漁港	閩牟田漁港 第2種	
防波堤(m)	154		120	314.0			542.6	340.5	340.9	227.0	876.3		
護岸(m)	836	76	62	900.7			1,986.2	411.0	399.0	80.0	4,032.7		
用地護岸(m)			104、-2.0										
突堤(m)		165											
岸壁(m)	30						95、-3.0				270.2		
棧橋(浮棧橋) (m)													
船揚場(m)	231		30、-2.0	30.0			50.0	20.0	28.5	20.0	65.0		
物揚場(m)			130	185.0			165、-2.0	159、-2.0	180、-2.0	75.0、-2.0	665		
航路(m)	3,800		3,900				220、-2.0				1,255.0		
泊地(m ²)	27,262	880	4000、-2.0				5,619、-3.0	4,621、-2.0	11,389、-2.0	2,413.0、-2.0	38,095.0		
施設用地内道路 (m)	637		254	423.0			497.6	336.0	423.5	371.0	1,571.7		
臨港道路(m)			245								1,571.7		
橋梁(m)				6.9					12.0		50.0		
加工場用地(m ²)											1,654.3		
野積場用地(m ²)				221.0							8,652.0		
漁具保管修理場 用地(m ²)											8,857.8		
漁港環境整備施設 用地(m ²)											5,292.8		
公用・公共施設 用地(m ²)													
漁村再開発施設 用地(m ²)													
漁港施設用地 (m ²)	14,801		4,255	1,052.7			10,218.9	5,334.7	3,076.3	3,447.0	39,825.6		
航路標識(箇所)	1						2	2			3		
公園広場等種類 及び数	緑地広場 1										1		
公園広場等名称	唐浜漁港緑地 広場										小泊公園		
公園広場(m ²)	4,503										5,292.8		
維持管理内容	航路浚渫・緑地広場の浚渫・施設の維持補修等		施設の維持補修等	施設の維持補修等			施設の維持補修等				施設の維持補修等	施設の維持補修等	
維持経費(平成13年度)	3,219,000円			40,000,000円			4,909,500円				5,000,000		
防砂堤	266										160		
防潮堤		620									123		
導流堤		41											
海岸保全施設	295												

・漁港施設等自然災害等で倒壊した場合の補修などが主である。(軽微なもの)
 ・現在整備されている施設については財産については水産で担当するが、維持管理については管理公社等を整備した方が良いのではないかと。
 ・各市町村で管轄する港の数、管理形態が違うので把握する必要がある。
 ・市町村管理の漁港については、定期的(ゴミ拾い、草刈り等)あるいは突発的に(台風等)管理作業が伴う。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 15 農林水産関係事業				〔漁港占用許可〕	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・漁港占用許可については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
目的	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
概要	漁港施設を一定期間占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとするものに占用許可を行う。					
占用料						
占用料の減免						
分野名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	課題・問題点	
目的	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	漁港法の規定に基づき、漁港の管理を円滑に行うため。	港内の電柱設置などに対する、占用許可事務手続きであり各市町村同様の手続きである。占用料等徴収条例を制定していないため、現在、行政財産使用料として徴収している(川内市)	
概要		小島漁港分の占用許可を作成し、漁港使用者に送付する。	下甕村長が管理する漁港を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは除去しようとするものに占用許可を行う。 ・占用許可年限は特別に理由があると認めた場合を除くほか一年を超えることが出来ない。		県の漁港内に構築物等を建てたり、場所を利用したりする場合に県に対して占用許可を行う。	
占用料			村条例で徴収規定があるが附則で当分の間使用料は徴収しない旨の規定があるため徴収はしていない。			
占用料の減免			工務又は台風その他の災害のため施設を利用しようとするときは使用料を免除する。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業				[漁港使用料徴収]	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
分野名	上甌村	下甌村	鹿島村	里村	その他市町村	課題・問題点
概要	県条例に基づき、上甌村の県管理漁港の使用料徴収及び納付。	県条例に基づき、県管理漁港所在地の下甌村が手打漁港の使用料を徴収する。	水産業の発展を図り、これらにより国民生活の安定と国民経済の発展とを寄与するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。		該当なし	(その他) 県管理、市町村管理によって漁港使用料納付先は異なるが、これまでの経緯等を踏まえて現行のまま新市に引き継ぐ。県管理漁港の使用料については市町村が漁協等に委託し、徴収している。(商船等について)
対象漁港	中甌漁港 平良漁港	県管理漁港(手打漁港)	蘭牟田漁港	里漁港		
徴収方法	・使用料徴収(稼動橋使用料及び係船料)は村と上甌村漁協と徴収委託契約を結び漁協が徴収し、村が県へ納入する。 野種場使用料は、村が納入告知書を発行し村が徴収する。 ・甌島商船フェリーの係船料	徴収料は、毎月ごとに県に納めてから年度末に徴収金額の3分の2を村経由で漁協に交付。 ・甌島商船フェリーの係船料	・蘭牟田漁港を利用した船舶及び施設利用者に月々使用料を徴収する。(漁船は除く) ・甌島商船フェリーの係船料			
委託先	上甌村漁協	下甌村漁協	鹿島村漁協	里村漁協		
徴収の状況	稼動橋使用料及び野種場使用料は徴収金額の3分の2が村へ 係船料は徴収金額の3分の2が漁協へ	使用料の納付(毎月) 委託料の受領(年度末)	使用料の納付(毎月) 委託料の受領(年度末)	使用料無料		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		【水産物地方卸売市場】	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。			
分野名	川内市	その他町村	課題・問題点	
目的	水産物の消費者への円滑な流通促進	該当なし	・川内市のみ設置されており、移転計画がある。 ・新市になった場合の水産物流を考えると、中心的な市場を整備することが必要であると考えられるが事前調査等が必要になってくる。	
概要	・所在地 川内市西開間町2番7号 ・開設年度 昭和25年4月 公設民営 ・敷地面積 1,517.78㎡ ・建物構造 木造平屋建(256㎡) ・卸売業者 川内魚市場株式会社 (代表取締役社長 鶴屋 賢了) ・資本金 14,300千円 ・市場手数料 7% ・買受人手数料 2/1000(H14年11月~) ・使用料 月3000円+月上売額×1/100 0×12月 平成11年11月の使用料より1/2を減免している。			
売上の推移	H11年度 204,916千円 H12年度 172,160千円 H13年度 153,118千円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		【水産関係施設】	産業経済部会 水産分科会	
調整方針(案)	・水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	その他市町村
名称	・貸付 土地(里村里中樋3788-2) 水産加工場施設 漁船漁具保全倉庫施設 ・管理委託 里村農水産物加工センター 里村水産物簡易加工処理施設 里村漁船保全修理施設 里村加工処理施設 里村魚介類畜養施設	・上甌村ふるさと加工センター ・上甌村水産物荷さばき施設並びに鮮度保持施設(上甌漁協中甌支所) ・上甌村水産物鮮度保持施設(冷蔵庫) ・上甌村資源培養型増殖場陸上育成施設(水槽) ・上甌村小島漁港上架施設(ドック) ・上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)中甌港 ・上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)江石港 ・アワビ種苗中間育成事業 ・小島漁港水門管理	・下甌村離島物産開発センター ・下甌村離島物産開発センター資材倉庫	・鹿島村管製氷冷蔵施設 ・鹿島村水産加工センター ・鹿島村漁船保全修理施設 ・アワビ中間育成施設	該当なし
管理方法	委託契約(里村漁業協同組合) (甌産業振興公社)	委託契約(上甌村漁業協同組合)	委託契約(下甌村漁業協同組合)	委託契約(鹿島村漁業協同組合)	課題・問題点
実績(平成13年度)	・貸付 ・土地(里村里中樋3788-2) 無償 ・水産加工場施設 無償 ・漁船漁具保全倉庫施設 無償 ・管理委託 ・里村農水産物加工センター 無償(漁協) ・里村水産物簡易加工処理施設 無償(漁協) ・里村漁船保全修理施設 無償(漁協) ・里村加工処理施設 無償(漁協) ・里村魚介類畜養施設 無償(甌産業振興公社)	・上甌村ふるさと加工センター 無償 ・上甌村水産物荷さばき施設並びに鮮度保持施設(上甌漁協中甌支所) 無償 ・上甌村水産物鮮度保持施設(冷蔵庫) 無償 ・上甌村資源培養型増殖場陸上育成施設(水槽) 無償 ・上甌村小島漁港上架施設(ドック) 無償 ・上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)中甌港 無償 ・上甌村漁船漁業用保管施設(漁具倉庫)江石港 無償 ・アワビ種苗中間育成事業 委託料年間600千円 ・小島漁港水門管理委託 委託料年間36千円	・下甌村離島物産開発センター 無償 ・下甌村離島物産開発センター資材倉庫 無償	・鹿島村管製氷冷蔵施設 無償 ・鹿島村水産加工センター 無償 ・鹿島村漁船保全修理施設 無償 ・アワビ中間育成施設 無償	(加工施設) 村が事業主体となり事業を行い、建物は村所有。 上甌・下甌村は、管理運営を漁港と行ない(無償)使用料は徴収していない現状である。鹿島村は村営で事業を行っている。 (その他) 市町村が施設等を持っているが、管理については漁協等に委託をしている施設としていないものがある。小規模な修理等については、漁協が負担しているが額の大きなものについては村が予算を組んでいる状況である。使用料を徴収していない施設については譲渡も検討しているが、補助事業で導入しているため、耐用年数などの問題も係わってくる。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業	[水産観光促進奨励金]	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・水産観光促進奨励金制度については、4村を対象にし、合併時に、上甌村の例により調整する。		
分野名	上甌村	その他市町村	課題・問題点
目的	本村水産・観光の振興に寄与するため、個人が水産業並びに観光業等の業務に従事又は従事しようとする者(以下「従事者」という。)に対し、資金の一部を助成し豊かな活力に満ちたふるさとを創造することを目的とする。	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業並びに観光業等の業務に従事等するものに対して資金の一部を助成する事業。 ・上甌村の例により調整し、離島振興対策として甌島地区限定として4村に広げる。 ・定住構想も関連してくるので、企画課等との調整が必要である。
概要	対象事業費は、10,000千円以上、奨励金の額は対象事業費の5%とし、最高限度額は1,000千円。		
実績(平成14年度末)	平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> ・観光1件 750千円 ・水産4件 2,875千円 		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		【損失補償並びに利子補給】	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
分野名	里村		上甕村	
名称	漁業信用事業利子補給及び損失補償		漁港信用事業実施基盤強化対策事業利子補給	
目的	里村漁業協同組合の信用事業合併時に譲渡不足資金の利子補給を行う。	里村漁業協同組合の信用事業合併時に譲渡不足資金の利子補給並びに損失補償を行う。	上甕村漁協基盤強化対策のため	上甕村漁協基盤強化対策のため
概要	漁協組織(信用事業)合併に基づく整備借入金131,000,000円に対する1%の金利資金の融資を受けた平成14年度から償還期限の平成23年度までの合計8,110,000円。	信用事業譲渡不足資金金利補助金 里村漁協に対する信用事業譲渡不足資金金利補助、平成14年度から平成23年度まで実施不足額4,304,000円の補助	漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金150,828,000円に対する1.0%の金利、平成14年から23年まで10,933,976円。	・信用事業譲渡に伴う譲渡対価不足資金、110,785,000円に対する1.0%の金利。平成14年～23年まで6,377,159円。 ・上甕村漁協が信用事業譲渡のため鹿児島県漁業協同組合連合会から融資を受ける借入金に対する損失補償。平成14年～23年まで損失補償金109,564,000円。
分野名	下甕村		鹿島村	その他市町
名称	漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金利子補給補助事業	信用事業譲渡対価資金利子補給補助事業	信用事業譲渡対価資金利子補給補助事業	信用事業譲渡に伴う損失補償並びに利子補給
目的	下甕村漁協基盤強化対策のため	下甕村漁協基盤強化対策のため	鹿島村漁協の基盤強化策のため鹿島村漁協に補助する	鹿島村漁協の基盤強化策のため鹿島村漁協に補助する
概要	・漁協の信用事業譲渡に係る借入金利息支払による漁協の経営悪化を防止するために、村がその利息分1%を漁協に利子助成する。 ・譲渡不足金に対する利子補助。借入額176,143,000円に対する1.0%の金利。平成14～23年まで9,246,000円。	漁協組織緊急再編対策事業で信用事業を譲渡した漁協のうち、漁協が抱える固定化債権等に113,000,000円の融資を行い、その借入に対して利子補給する。 ・漁協組織緊急再編対策事業に基づく整備借入金。113,000,000円に対する1.0%の金利。平成14年から23年まで8,647,000円。	鹿島村漁協に対する譲渡不足資金利子補助、平成14年～23年まで実施不足額115,712,140円の1%(9,603,822円)の金利補助。 平成14年度～23年度までに44,000,000円の1.45%(3,651,890円)鹿島村漁協に金利補助(この事業は12月議会に提案予定)。	譲渡対価資金60,000,000円に対する1.0%の利子補給並びに損失補償。 ・漁協が信用事業譲渡に伴い、県漁業協同組合から融資を受ける借入金に対する損失補償及び利子補給。 ・里村、上甕村、鹿島村、下甕村が各漁協合併のために実施している利子補給事業。漁港の資金借入に対する市町村の利子補給事業であり、平成23年度までの長期事業であるため返済終了まで予算を組む必要がある。
				課題・問題点

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-15 農林水産関係事業		【漁船建造資金利子補助】	産業経済部会 水産分科会
調整方針(案)	・漁船建造資金利子補助制度については、4村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。			
分野名	下甕村		その他市町村	課題・問題点
名称	下甕村漁船建造資金利子補助		該当なし	下甕村のみ実施。(村単独事業)
目的	本村に在籍する漁船の近代化を促進し、漁業の振興と操業の安定を期するため利子補助を行う。			
対象	総トン20トン未満の漁船建造、取得、又は改造のために借入れた資金の償還に係る利子。			
概要	利子のうち、7%を上限とし、その範囲内で補助対象者が支払った利子額の1/3の額。			
実績(平成13年度)	延べ支払者 42名。 1,707,000円。			

(2) 新市名称に係わる報告事項

第6回新市名称等検討小委員会の報告について

1. 日 時 平成15年11月4日(火) 13:30~
2. 場 所 川内市内
3. 報告事項
新市名称候補5点程度の絞込みについて

第7回新市名称等検討小委員会の報告について

1. 日 時 平成15年11月17日(月) 15:00~
2. 場 所 川内市内
3. 報告事項
新市名称候補5点の選定理由について

新市名称候補21点から新市名称候補5点絞込みについて

新市名称候補21点一覧表(五十音順)(10月14日選定、10月24日報告)

整理番号	名 称	よみがな	整理番号	名 称	よみがな
1	あけぼの市	あけぼのし	12	新薩摩市	しんさつまし
2	鹿児島川内市	かごしませんたいし	13	西薩市	せいさつし
3	北さつま市	きたさつまし	14	せんさつ市	せんさつし
4	北薩摩市	きたさつまし	15	川薩市	せんさつし
5	薩州市	さっしゅうし	16	川内さつま市	せんたいさつまし
6	さつま市	さつまし	17	川内薩摩市	せんたいさつまし
7	薩摩市	さつまし	18	西さつま市	にしさつまし
8	さつませんたい市	さつませんたいし	19	西薩摩市	にしさつまし
9	さつま川内市	さつませんたいし	20	北薩市	ほくさつし
10	薩摩せんたい市	さつませんたいし	21	南九州市	みなみきゅうしゅうし
11	薩摩川内市	さつませんたいし			

新市名称候補5点一覧表(五十音順) H15.11.4(火)(小委員16名出席)

整理番号	名 称	よみがな	委員点数	備 考
1	さつま市	さつまし	8	
2	薩摩市	さつまし	9	
3	さつま川内市	さつませんだいし	7	
4	薩摩川内市	さつませんだいし	10	
5	川薩市	せんさつし	13	

各委員が前記21点の中から各々5点程度を選定し、集計(上位5点)

新市名称候補一覧表

(五十音順)

整理番号	よみ が な 名 称	選 定 理 由
1	さ つ ま し さ つ ま 市	<ul style="list-style-type: none"> ・薩摩地方に位置しており、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮で優しく、やわらかさを感じさせる。 ・名称が書きやすく、覚えやすい。
2	さ つ ま し 薩 摩 市	<ul style="list-style-type: none"> ・古くから鹿児島を代表する地名であり、全国的にも知名度の高い、新市の名称となる。 ・この地方が奈良・平安・江戸時代、薩摩国と呼ばれており、歴史と伝統のある名称であり、力強いイメージがある。
3	さつませんだいし さつま川内市	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮でやわらかさを感じさせる。 ・薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。
4	さつませんだいし 薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」の漢字表記は、力強いイメージがある。 ・薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。
5	せんさつし 川 薩 市	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、県下一周駅伝大会や県民体育大会、広域行政等で使用されており、慣れ親しまれてきた名称である。 ・川内市と薩摩郡(4町4村)の各1文字が入り、わかりやすく、この地域の特徴を表している。

提案第46号

その他事業(契約事務関係)について

合併協定項目23-23(5)号「その他事業(契約事務関係)」について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日 提出

川薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【 調整方針(案) 】

その他事業(契約事務関係)について

(変更前)

工事等入札指名事務及び入札事務は、合併時に川内市の例により調整する。

(変更後)

工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。

ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

平成15年11月26日 一部変更

平成 年 月 日 確認

協定項目 23 - 23 (5) 号資料

その他事業（契約事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

契約に関する事務に関し必要な事項を調整するものとする。

- (1) 工事等入札指名事務について
指名基準、指名業者数等について調整する。
- (2) 入札事務については
入札方法、入札保証金、最低制限価格等について調整する。
予定価格の事前公表制度については、合併時まで調整する。
電子入札の実施については、新市発足後研究することとする。
- (3) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

工事等入札指名事務及び入札事務について、事務の効率化や透明性等の向上を図る観点から調整し、提案する。

3 協定（協議）先進事例

愛媛県重信町川内町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

入札制度の取扱いに関すること

- (1) 新市においては、入札に関する窓口を統合し事務の専門化・効率化を図る。
- (2) 入札に関する情報については、透明性等の向上を図る観点から、積極的に公開する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

5 今後の協議スケジュール

平成15年12月 6日 （幹事会二次協議）

平成15年12月11日 協議会確認

協定項目 23-23(5)その他事業(契約事務関係)について 専門部会名 企画財政部会

調整方針案 工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。ただし、入札参加資格の取扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

項目 川内市 樋脇町 入来町 東郷町

<p>【指名委員会】 (所掌事務) (1) 指名競争入札に参加する者の資格の審査及び等級の格付けに関し意見を述べること。 (2) 次に掲げる指名競争入札に参加する者を選考すること。 ア 設計価格500万円以上の建設工事 イ 設計価格300万円以上の測量設計等委託事業 ウ 見積価格100万円以上の物品の調達又は修繕 2 前項第2号に掲げる価格未満の建設工事、測量設計等委託事業又は物品の調達若しくは修繕で、当該主管の課所長が必要と認めた場合は委員会に付議することができる。</p> <p>【委員会の構成】 (1) 建設工事 技術助役、総務部長、建設部長、水道局長及び当該工事の主管課所長(教育委員会にあっては、教育部長を含む。) (2) 測量、設計その他土木建設に関する委託事業 技術助役、総務部長、当該事業の主管部長及び主管課所長</p> <p>【指名基準】 入札参加資格格付審査基準 第1 工事種別等の格付は次に掲げる区分による。 イ 土木工事については 1等級から4等級まで 2 舗装工事については 1等級から3等級まで 3 造園工事については 1等級から2等級まで 4 建築工事については 1等級から4等級まで 5 電気工事については 1等級から2等級まで 6 管工事については 1等級から3等級まで 7 水道施設工事については1等級から3等級まで 8 建築・土木・測量コンサルタントについては 1等級から2等級まで 9 補償コンサルタントについては 1等級 10 製造の請負、物品の購入及び役務の給付については 1等級から3等級まで</p> <p>【指名業者数】 工事種別・等級毎に指名。ただし、同一等級に16行社以上ある場合には分割指名し、最大15業者。</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) ・事故等に基づく処置基準 ・措置要件(虚偽記載)(過失による粗雑工事)(契約違反)(公衆損害事故)(工事関係者事故) ・期間 1月以上12月以内 ・贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 ・措置要件(贈賄)(独占禁止法違反行為)(談合) (営業の停止)(故意による粗雑工事等)(妨害行為)(契約不履行等)(不正又は不誠実な行為) ・期間 1月以上24月以内</p> <p>【談合対応】 (措置) 代表役員等、一般役員等、使用人が談合容疑で逮捕、公訴提訴されたとき。 指名停止 ・・逮捕、公訴を知った日から3月以上24月以内</p>	<p>【指名推せん委員会】 1 指名推せん委員会は、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、樋脇町契約規則第21条及び第24条第1項に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。 (推せん委員会対象金額) 設計金額が30万円以上の随意契約(物品購入含む) 設計金額が50万円以上の工事請負 設計金額が30万円以上の業務委託</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会の委員は、助役、総務課長、企画課長、経済課長及び建設課長のほか、当該工事等の主管課長並びに委員長が適当と認められたもの。</p> <p>【指名推せん基準】 1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する業者の中から指名推せんの決定を行う。 2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんの決定を行う。</p> <p>【指名業者数】 1 契約担当者は、指名競争入札に参加せようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者についてするものとする。 イ 請負に付する額が5千万円未満の工事 5人以上10人を目途 ロ 請負に付する額が5千万円以上3億円未満 12人を目途 ハ 請負に付する額が3億円以上 15人を目途 2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>【指名停止基準】 抜粋 1 町長は、有資格者が別表第1、第2及び第3、第4に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところに期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。 (別表1) 事故等に基づく措置基準 抜粋 ・過失による粗雑工事(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・契約違反(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 ・公衆損害事故(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・工事事故(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 (別表2) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 抜粋 ・贈賄 有資格者(個人、役員、使用人)が町職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は、公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで ・不正又は不誠実な行為 当該認定した日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>【談合対応】 1 談合情報寄せられた場合は、指名推せん委員会において情報の確認及び指名業者等の事情聴取を行い、談合の事実が確認された場合は、入札執行の延期又は入札執行の取り止めを決定し、公正取引委員会へ通知する。 2 不正行為に対する必要な措置を行う。</p> <p>【指名願いの受付】 ・毎年2月～3月末まで総務課で受付(紙ファイル綴じて提出依頼)後、建設課で審査確認後保管 ・全の業種を随時受付</p>	<p>【指名委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、入来町建設工事等入札参加資格審査要綱に基づき請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者の中から、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、入来町工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【対象額】 工事については50万円以上、その他については、30万円以上</p> <p>【組織】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画開発課長、建設課長、経済課長とし、委員長が必要であると認めるときは関係課長等に意見を求めることができる。 3 助役が欠ける場合は委員長を総務課長、副委員長を企画課長とする。</p> <p>【指名基準】 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を選定するものとし、業務委託、物品調達もこれに準ずるものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事等の施工に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無 (5) その他業者の経営及び信用的状況、安全管理、労働福祉の状況等指名審査会が必要と認める事項</p> <p>【指名業者数】 指名委員会においては、なるべく5者以上を指名するものとする。</p> <p>【指名願いの受け付け】 ・2年に一度受け付け、次回は平成16年1月から3月末まで ・随時受け付けあり ・企画開発課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・業者管理システム導入なし</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) 町長は、事業主(法人にあっては役員)又はその使用人が、次の各号の1に該当すると認められた場合は、当該各号に定める期間の範囲内において一定期間を定め、その期間中当該業者の指名を停止するものとする。 (1) 入札参加資格申請書の虚偽記載 [1ヶ月以上6ヶ月以内] (2) 過失による粗雑工事 [1ヶ月以上6ヶ月以内] (3) 安全管理が不適切で死傷者、損害を与えたとき 公衆の場合 [1ヶ月以上6ヶ月以内] 工事関係者の場合 [2週間以上2ヶ月以内] (4) 贈賄の容疑で逮捕又は公訴されたとき 代表役員等 [2ヶ月以上12ヶ月以内] 一般役員等 [2ヶ月以上9ヶ月以内] 使用人等 [1ヶ月以上3ヶ月以内] (5) 独占禁止法違反行為 [2ヶ月以上9ヶ月以内] (6) 談合の容疑で逮捕又は公訴されたとき [2ヶ月以上12ヶ月以内] (7) 代表役員等が犯罪の容疑で控訴され、または禁固刑、罰金刑を宣告されたとき [1ヶ月以上9ヶ月以内] (8) 契約不履行 [3ヶ月以上12ヶ月以内] (9) 入札、契約、検査の妨害 [3ヶ月以上12ヶ月以内]</p>	<p>【指名委員会】 1 指名委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者の中から、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、東郷町工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会組織】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画課長、経済課長、建設課長をもってあてられるものとし、委員長が必要であると認めるときは関係課長、関係課長補佐、その他委員長が適当と認められた者としてすることができる。</p> <p>【指名基準】 1 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を選定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事の施工に際しての不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名委員会が必要と認める事項 2 請負工事等入札指名格付については、県格付けを準用し前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。 3 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、第1項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士、)等の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。</p> <p>【指名業者数】 1 指名委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上とする。</p> <p>【指名願いの受け付け】 ・2年に一度受け付け、次回は平成15年12月から平成16年2月末日まで ・随時受け付けあり ・建設課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・業者管理システム導入なし</p> <p>【指名停止基準】 1 事故等に基づく措置基準(抜粋) ・過失による粗雑工事 当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(抜粋) ・贈賄 逮捕を知った日から控訴の提起又は控訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 3 暴力団及び関係者に基づく基準(抜粋) ・有資格業者の役員が関係者及び経営者に事実上参加 当該認定した日から6ヶ月以上12ヶ月以内 ただし、期間内に改善が認められればその日まで 4 その他の措置基準(抜粋) ・契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は物品等の納入に不正の行為をした者 当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>【資格の停止】 事故等に基づく措置基準 1 過失による粗雑行為(町と締結した工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 2 過失による粗雑行為(町以外締結した工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 3 契約違反 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 4 公衆損害事故(町発注の工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 5 公衆損害事故(一般工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 6 工事関係者事故(町発注の工事) 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 7 工事関係者事故(一般工事) 当該認定日から2週間以上2ヶ月以内</p> <p>賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 1 有資格業者個人、有資格業者役員又はその使用人が、町の職員に対し行った賄賂の容疑に逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで ハ 使用人 1月以上6ヶ月以内 2 代表役員又は一般職員等が県内の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 4 次のイロハにあげられるものが県内の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により公訴されたとき イ 代表役員等 ロ 一般職員等 1月以上4ヶ月以内 ハ 使用人 1月以上3ヶ月以内 5 代表役員又は一般職員等が県外の他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕されたとき 逮捕又は公訴を知った日から2月以上5ヶ月以内 不正又は不誠実な行為 6 前各号におけるほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手として不適当であると認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 7 前各号におけるほか代表役員等が禁固以上の刑にあたる容疑にて公訴され、禁固以上の刑若しくは刑法の規定より罰金刑を宣告され、契約相手として不適当と認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内</p> <p>暴力団及び関係者に基づく基準 1 有資格業者が又は法人である有資格業者役員等が、暴力団関係者の場合。または暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加していること認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内ただし改善されない場合は改善されたこと認められる日まで 2 有資格業者が、業務に関し不正に暴力団関係者を利用、使用したと認められるとき 当該認定日から2月以上6ヶ月以内 3 有資格業者が、不正に暴力団関係者に対し財産上の利益を与えたと認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内</p> <p>その他 1月以上12月以内</p>
---	--	---	---

工事入札指名事務及び入札事務

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について				専門部会	企画財政部会																																																			
調整方針																																																									
項目	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村																																																				
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">145</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 40%; top: 50%; transform: translateY(-50%);">工事入札指名事務及び入札事務</p>	<p>【指名委員会】</p> <p>委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、祁答院町建設工事指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱に基づき、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。</p> <p>【委員会組織】</p> <p>第1条 祁答院町契約規則（平成10年規則第7号）第21条の規定に基づいて建設工事入札者指名のための資格者の推薦をするため、建設工事の入札者指名のための資格者推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>助役、総務課長、建設課長、経済課長、企画開発課長、土木管理係長、耕地係長、林政係長</p> <p>2 委員会に委員長を置き、委員長は助役をもって充てる。</p> <p>第3条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。</p> <p>2 委員会の議事の決定は、委員長が出席した委員の意見を尊重して行う。</p> <p>3 委員会をひらくいとまがないとき、又はやむを得ない理由があるときは、前2項に規定する手続を省略することができる。</p> <p>【指名基準】</p> <p>町が発注する建設工事の指名競争入札に参加させようとする建設業者を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>(2) 指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案すること。</p> <p>ア 建設工事場所の地域性</p> <p>イ 建設業者に関する次に掲げる事項</p> <p>(ア)経営状況 (イ)信用度 (ウ)手持工事業</p> <p>(エ)施工についての技術的適性 (オ)安全管理の状況</p> <p>(カ)労働福祉の状況 (キ)指名回数等の機会均等</p> <p>ウ 指名する建設業者数</p> <p>【指名業者数】</p> <p>(1) 祁答院町契約規則（平成10年規則第7号）第21条の規定により、なるべく5人以上とすること。</p> <p>(2) 祁答院町契約規則第24条の2の規定により見積書を徴する場合は、なるべく2人以上の者から徴するものとする。</p> <p>(3) 建設業者をできる限り多く指名することは差し支えないものであること。</p> <p>【指名願いの受付】</p> <p>指名願いは随時受け付けており、総務課で受付・保管。</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>事故等に基づく措置基準</p> <p>町長は、事業主又はその使用人が次の各号に該当すると認められた場合は、一定期間を定め、その期間中当該業者の指名を停止するものとする。</p> <p>1 町工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格の審査申請書及び入札参加資格の確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>2 町工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑に行つたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く）</p> <p>3 町内を施行場所とする一般工事等の施工にあたり、過失により建設工事等を粗雑に行つた場合において、それによるかしが重大であると認められるとき。</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、町工事等の施工に当たり契約に違反し、町工事等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p> <p>イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ウ 当該町工事等の工事関係者に志望者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>6 町内を施行場所とする一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。</p> <p>ア 公衆の死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p> <p>イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ウ 当該一般工事等の工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>7 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>(資格の停止)</p> <p>事故等に基づく処置基準</p> <p>・措置要件 虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、公衆損害事故、工事関係者事故</p> <p>・期間 1月以上12月以内</p> <p>・職務及び不正行為等に基づく措置基準</p> <p>・措置要件 賄賂、独占禁止法違反行為、談合、営業の停止、故意による粗雑工事等、妨害違反、契約不履行等、不正又は不誠実な行為</p> <p>・期間 1月以上24月以内</p>	<p>【指名推薦委員会】</p> <p>1 指名推せん委員会は、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、里村建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規程に基づき、建設工事ならびに物品の調達（修繕を含む）に係る指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。</p> <p>【委員会の構成】</p> <p>・助役、総務課長、住民課長、税務課長、建設課長、保健福祉課長</p> <p>・委員は助役をもって充てる。委員長に事故あつたとき又は欠けるときは、総務課長がその職務を代理する。</p> <p>【指名推せん基準】</p> <p>1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付（2年に1回）をもって、格付区分に属する者及びその上位又は直近以下に属する者の中から指名推せんを決定を行う。</p> <p>2 コンサルティング業務（業務委託）の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんを決定を行う。</p> <p>【指名業者数】</p> <p>1 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者についてするものとする。</p> <p>イ 請負に付する額が5百万円未満の工事</p> <p>3人以上を目途</p> <p>ロ 請負に付する額が5百万円以上3千万円未満</p> <p>5人を目途</p> <p>ハ 請負に付する額が3千万円以上1億円未満</p> <p>7人を目途</p> <p>ニ 請負に付する額が1億円以上</p> <p>10人を目途</p> <p>2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>・過失により工事を粗雑したと認められるとき</p> <p>・契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であるとみられるとき</p> <p>・安全管理の措置が不適切であったため、公衆並びに工事関係者に損害を与えたときと認められるとき</p> <p>・有資格業者である個人、有資格者の役員又は、その使用人が村や他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕されたとき</p> <p>・競争入札等において、その公正な執行を妨げたもの又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p>	<p>【指名委員会】</p> <p>建設工事の指名競争入札に指名する者を適正に選定する主管課長から内申を受けて、里村建設工事の入札の必要に応じ助役が召集し委員会を開く</p> <p>【委員会の構成】</p> <p>助役、総務課長、建設課長、企画課長、及び主管課長</p> <p>【指名基準】</p> <p>・要綱に基づき当該年度の建設業者経営事項等審査結果を準用し、工事施工能力が下記に定められた本工事費</p> <p>に対応するもの及びその上位又は直近下位の等級に属する建設業者のうちから選定。</p> <p>・建設業者の同時施工の総工事最高施工能力を、経営規模、経営比較、信用度、手持工事の質及び量等で考慮し能力限度以上のものを選定。</p> <p>・施行地域に本店又は営業所を有する建設業者を、優先的に選定を考慮する場合においても施工能力と工事箇所の地理的条件を充分勘定のうえ選定。</p> <p>・緊急を要する工事、特殊な技術経験、機械等を要する工事、軽微な工事、その他特別な場合はこのかぎりでない。</p> <p>【建設工事の種類】</p> <p>建設工事の標準金額 参加資格の区分</p> <table border="1"> <tr> <td>土木工一式</td> <td>A級</td> </tr> <tr> <td>38,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>17,000千円以上38,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>7,000千円以上17,000千円未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>7,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>70,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>30,000千円以上70,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上30,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>10,000千円未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>30,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>30,000千円未満</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>15,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>5,000千円未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>造園工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>8,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>8,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5,000千円以上10,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>5,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>5,000千円以上10,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> </table> <p>【指名業者数】</p> <p>工事入札参加資格申請書をもって審査、受理を行い、その中から事業規模に応じて事業執行課で推薦者数を設定、推薦し指名委員会へ付託する。</p> <p>500万円以下 3業者</p> <p>500万円以上1000万円未満 3～5業者</p> <p>1000万円以上3000万円未満 3～8業者</p> <p>3000万円以上 5～10業者</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>なし</p>	土木工一式	A級	38,000千円以上	B	17,000千円以上38,000千円未満	C	7,000千円以上17,000千円未満	D	7,000千円未満	C	建築一式工事	A	70,000千円以上	B	30,000千円以上70,000千円未満	C	10,000千円以上30,000千円未満	B	10,000千円未満	D	舗装工事	A	30,000千円以上	B	30,000千円未満	A	15,000千円未満	C	5,000千円未満	D	造園工事	A	8,000千円以上	B	8,000千円未満	B	管工事	A	10,000千円以上	B	5,000千円以上10,000千円未満	C	5,000千円未満	B	電気工事	A	10,000千円以上	A	5,000千円以上10,000千円未満	B	5,000千円未満	C	<p>【指名推薦委員会】</p> <p>1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、下飯村建設工事指名競争入札参加者指名要綱に基づき、下飯村契約規則（平成9年下飯村規則第11号）第22条の規定により作成された請負工事等入札指名資格者名簿（以下「指名業者名簿」という。）に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。</p> <p>2 委員会は、下飯村請負工事等指名停止等措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。</p> <p>【委員会組織】</p> <p>第2条 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【指名基準】</p> <p>1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。</p> <p>(1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴</p> <p>(2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件</p> <p>(3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数</p> <p>(4) 請負工事等の施工に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無</p> <p>(5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名審査会が必要と認める事項</p> <p>【指名願いの受付】</p> <p>H14・1・4～H14・3・31まで有効（経営審査評表の提出要）</p> <p>建設課で受付（郵送可）</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>(資格の停止)なし。</p>	<p>【指名推薦委員会】</p> <p>1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱に基づき、鹿島村契約規則（昭和52年3月1日）により作成された請負工事等入札指名資格者名簿（以下「指名業者名簿」という。）に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会組織】</p> <p>第2条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は助役とし、委員は総務課長、住民課長、経済土木課長、企画課長をもって構成する。ただし、必要がある場合には、関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>3 委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。</p> <p>【指名基準】</p> <p>1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。</p> <p>(1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴</p> <p>(2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件</p> <p>(3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数</p> <p>(4) 請負工事等の施行に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無</p> <p>(5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名推薦委員会が必要と認める事項</p> <p>【指名】</p> <p>指名推薦委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上の者についてするものとする。ただし、指名推薦委員会において必要であると認めるときは、必要に応じて増減することができる。</p>
	土木工一式	A級																																																							
38,000千円以上	B																																																								
17,000千円以上38,000千円未満	C																																																								
7,000千円以上17,000千円未満	D																																																								
7,000千円未満	C																																																								
建築一式工事	A																																																								
70,000千円以上	B																																																								
30,000千円以上70,000千円未満	C																																																								
10,000千円以上30,000千円未満	B																																																								
10,000千円未満	D																																																								
舗装工事	A																																																								
30,000千円以上	B																																																								
30,000千円未満	A																																																								
15,000千円未満	C																																																								
5,000千円未満	D																																																								
造園工事	A																																																								
8,000千円以上	B																																																								
8,000千円未満	B																																																								
管工事	A																																																								
10,000千円以上	B																																																								
5,000千円以上10,000千円未満	C																																																								
5,000千円未満	B																																																								
電気工事	A																																																								
10,000千円以上	A																																																								
5,000千円以上10,000千円未満	B																																																								
5,000千円未満	C																																																								

(4) 協議事項

地域審議会の取扱いについて

1. 経過説明

- ・ 4月30日 地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する」中間報告
- ・ 7月10日 川薩地区法定合併協議会の発足
- ・ 7月15日 事務組織調整会議を設置（地域審議会の取り扱いなどについての検討組織）
地区コミュニティ調整会議を設置（地区コミュニティ協議会制度などについての検討組織）
- ・ 8月12日 新市まちづくり計画（原案）を協議会で提案（地区の重点化）
- ・ 11月13日 地方制度調査会答申

2. 検討スケジュール（案）

- ・ 11月10日 企画財政部会
- ・ 11月13日 地区コミュニティ調整会議
- ・ 11月14日 事務組織調整会議
- ・ 11月20日 幹事会 事前協議
- ・ 11月26日 協議会 協議・確認

3. 確認事項

【主旨】

新市の 本庁コミュニティ課の設置や、地域振興課の設置を含む支所の総合機能化と、 地区ごとに地区コミュニティ協議会制度を導入することで、地方制度調査会が提唱する地域自治組織制度以上の効果が実質上期待できるため、「地域審議会」を設置せず、行政組織と地区との充実した連携を図る。

【確認事項】

地域審議会に替わる地区コミュニティ協議会制度の活用

市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）第5条の4による（設置期間が限定された）「地域審議会」は設けず、永続的に活動が行える地区コミュニティ協議会制度を活用して意見広聴や協議の場を設けることとする。

総合計画審議会での審議

新市まちづくり計画の見直しを行う場合は、地区コミュニティ協議会制度を活用した意見聴取と新市において設置が見込まれる総合計画に関する審議会等（以下、総合計画審議会という。）における審議を行うこととする。

総合機能を持つ支所と各地区の連携

地方制度調査会における地域自治組織（一般制度制度）は、住民に身近なところで、住民に身近な基礎的自治体の事務を処理する支所・出張所的な機能と住民の意向を反映させる機能、さらに 地域における公私協働による地域づくりの中核としての機能を有するものとされ、また、その機関として、地域協議会（仮称）を置き、地域自治組織の事務所で支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能とを担わせることと答申されている。新市ではこれをさらに充実した地区コミュニティ協議会によって総合機能を持つ支所と各地区の連携を保つ。

4. 関連制度の比較

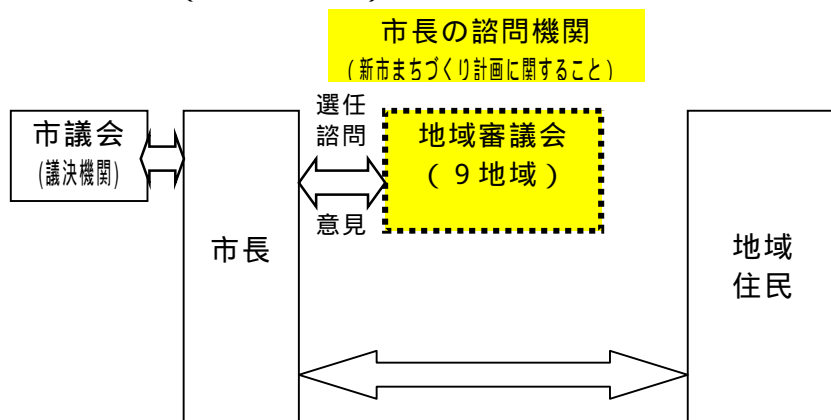
	地域審議会	地域協議会 (地域自治組織)	地区コミュニティ協議会 総合支所
根拠	合併特例法 (平成17年3月31日まで)	地方制度調査会答申 (改正地方自治法)	川薩地区合併協定 (新市条例:平成16年10月12日から)
単位	合併前の市町村地域 (9地域)	合併前の市町村地域 (9地域)	各地区 (65地区[地区の意向による])
性格	市長の諮問機関	自治組織 新市組織の一部	地区コミ 自治組織 支所 新市組織の一部
設置期間	新市まちづくり計画の 計画期間(10年間)	永続的なもの (ただし、法人格を持つ場合は一定期間)	永続的なもの
委員等	合併協議による	長が選任する	地区で選任
長の選任	組織等は合併協議による	地域協議会 未定 地域自治組織 長は市長が選任	地区コミ会長 地区 支所長 市長
機能	新市まちづくり計画の 執行状況についての意見 を述べること。 新市まちづくり計画を 変更する場合に市長に 意見を述べること。	(支所・出張所的に) 住民に身近なところで 住民に身近な基礎的自 治体の事務を処理する 住民の意向を反映させ る 公私協働による地域づ くりの中核 機関として地域協議会を置 き地域自治組織の事務所で 支所、出張所的な機能と協 議会の庶務を処理できる。 地域協議会構成員は原則、 無報酬	[地区コミュニティ] 地区内の自治会活動等 の取りまとめ。 地区における課題につ いての解決策・将来像 の検討(地区振興計画) 及び実践活動 地区住民から市長への 意見・要望取りまとめ (広聴活動) 生涯学習等活動 [支所] 各種窓口業務 総合的業務

5. 市長への意見広聴の面からの比較

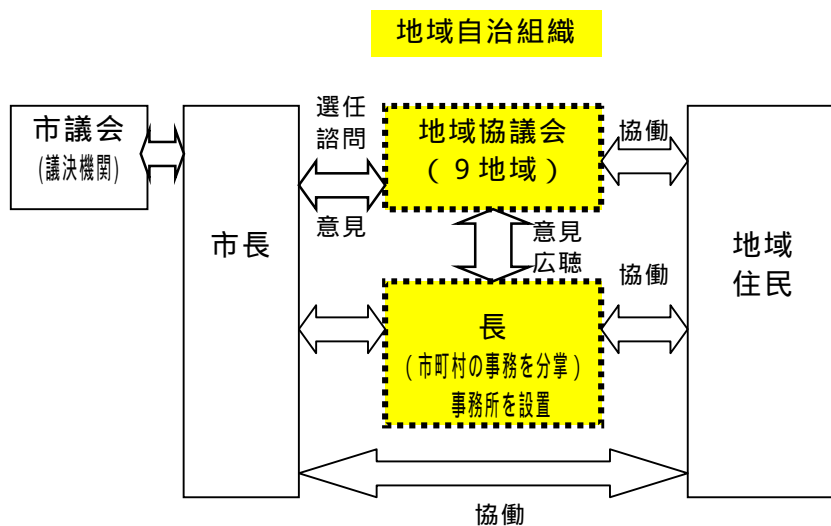
	地域審議会(合併特例法)	地区コミュニティ協議会
メリット	市長の附属機関として法的な位置付けがある。	地区コミュニティ協議会は永続的に設置される自治組織である。新市が広聴する場合に地域単位(9つ)だけでなく、地区単位の広聴が定着できる。新市に対して、新市まちづくり計画だけでなく、地区の課題全般について意見・要望が出せる。地区振興計画の策定等を通じて地区としての意見を述べられる。
デメリット	期間が10年間である。一般的には新市まちづくり計画を中心とした意見広聴となり限定的である。地区コミュニティ協議会方式と比較して委員数が限定的になる。(仮称)総合計画審議会との役割区分が不明確である。	新市まちづくり計画の変更があった場合、市長の諮問機関として位置付けがない。合併後、地区単位での広聴機会が減っていく恐れがある。

参考1 制度比較イメージ図

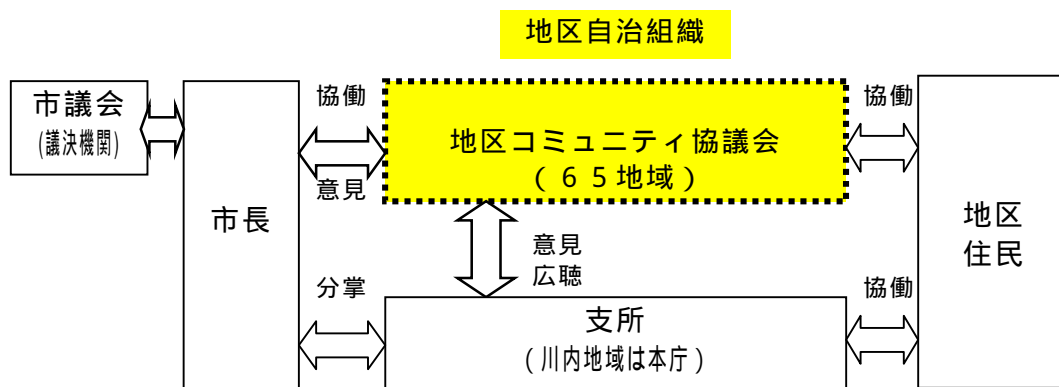
地域審議会（合併特例法）制度



地域自治組織制度（行政区タイプ） 新市の事務を分掌する。



川薩地区制度（地区コミュニティ制度） 総合機能を持つ支所において新市の事務を分掌する。



参考2：地域審議会制度

事例数 6市町 平成15年5月1日現在
運用内容

		合併時期	設置区域	運用状況
1	岩手県 大船渡市	13年 11月	旧三陸町	【発足時期】14年3月 設置条例あり 【委員数】公募3人を含む15人。任期2年 【開催頻度】原則年に3回 【開催状況】14年3月以降4回開催
2	宮城県 加美郡 加美町	15年 4月	旧三町村毎	【発足時期】15年6月2日 設置要綱あり 【委員数】公募3人を含む15人。任期2年 【開催状況】15年6月以降2回
3	山梨県 南アルプス市	15年 4月	旧六町村毎	【発足時期】15年4月1日 設置条例あり 【委員数】20人以内 合併協定で議会議員のみで構成。任期2年 【開催状況】15年4月以降2～3回開催
4	愛媛県 新居浜市	15年 4月	旧別子山村	【発足時期】15年4月1日 【委員数】公募3人含む7人。任期2年 【開催頻度】原則年に2回。 【開催状況】1回
5	熊本県 球磨郡 あさぎり町	15年 4月	旧五町村毎	【発足時期】15年4月1日 設置条例あり 【委員数】15名。任期2年 【開催頻度】原則年2回。 【開催状況】4月以降1回。
6	山口県 周南市	15年 4月	旧四市町毎	【発足時期】15年10月1日 設置条例等なし 【委員数】公募3人含む15名。任期2年 【開催状況】現在まで1回開催

平成15年5月1日までに設置されている事例を収集した。(11月1日調査)

参考3：合併特例法（抜粋）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

< 中略 >

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

< 中略 >

9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

（地域審議会）

第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(5) 報告事項

合併協定項目 G群の一次協議について

【提案日：10月24日(第8回)】・【承認予定日：12月11日(第11回予定)】

交通関係事業

特になし

商工・観光関係事業

特になし

建設関係事業

特になし

学校教育関係事業

特になし

コミュニティ施策

特になし

社会教育事業

特になし

(5) 報告事項

・ 合併協定項目 H群 (一部) の一次協議について

【提案日 : 11月13日 (第9回)】・【承認予定日 : 12月11日 (第11回予定)】

一般職の職員の身分の取扱い

特になし

特別職の身分の取扱い

特になし

生活保護事業

特になし

その他の福祉事業

特になし

その他事業 (選挙事務関係)

特になし

その他事業 (個人情報保護制度)

特になし

その他事業 (地籍調査事業)

特になし

その他事業 (会計事務関係)

特になし

その他事業 (契約事務関係)

・ 11月26日第10回協議会・・・再提案

その他事業 (企画関係)

・ 定住促進対策にバラツキがある。周辺部の過疎化を抑制するためにも、現行制度を残せないか。(地域指定等はできないか。) (祁答院町)

事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・12月5日：第5号発送予定（第8・第9回協議会） ・第6号は12月末発送予定
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月10日：ホームページ開設 平成15年11月17日現在 アクセス件数11,400件 ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回議事録 11月17日：調製・関係市町村発送 ・第9回議事録は12月上旬発送予定
新市名称	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：平成15年8月25日～9月25日 応募件数9,490件 ・10月24日 第8回協議会に21点を報告
新市まちづくり計画 (計画班)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月7日 第7回協議会において計画原案審議 ・10月10日～各専門部会から原案修正についての意見聴取 ・10月24日 プロジェクト会議 ・10月31日 プロジェクト会議 ・11月4日 県と事前協議開始 ・11月13日 第9回協議会において修正案提案 ・11月26日 第10回協議会において修正案審議（案確定） <p>[今後の予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月27日～計画案について県知事協議・回答 ・12月24日 第11回協議会において計画決定 ・12月25日～まちづくり計画を総務大臣及び県知事へ送付
事務事業一元化関係 (調整班)	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門部会、分科会開催状況（11月1日～11月15日） <ul style="list-style-type: none"> 専門部会 延べ 5回 分科会 延べ 29回 ・調整会議開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 事務組織機構調整会議 1回 地域情報化調整会議（作業部会） 2回（2回） コミュニティ調整会議（作業部会） 1回 ・議会議長会議 1回 <p>[今後の作業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各専門部会、分科会で事務事業再調整作業（分科会協議に併せ随時） ・例規原案作成作業（7月～H16.3月） ・事務処理マニュアル作成作業（7月～H16.3月） ・地域情報化計画策定作業（7月～12月）

9 専門部会の進捗状況について（平成 15 年 7 月 10 日～平成 15 年 11 月 15 日）

部 会 名	進 捗 状 況
総務部会	<p>これまでに専門部会 4 回、分科会（5 分科会）を延べ 4 5 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、事務組織機構調整会議を 6 回、助役会議を 1 回（2 日）開催し、新市の組織機構について協議した。なお、消防団の取扱いについて消防団長会議を開催した。現在、職員定数や事務分掌等の調整を進めている。</p> <p>今後、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議と併せて文書法制・選挙・庁舎管理分科会に設置した例規作業部会を中心に各専門部会の協力を得ながら、例規一元化作業を進める。</p>
企画財政部会	<p>これまでに専門部会を 8 回、分科会（9 分科会）を延べ 4 3 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>また、地区コミュニティ調整会議（作業部会合同）を 3 回、作業部会 1 回開催し、新市の地区コミュニティ制度について事業内容等を検討した。</p> <p>今後の予定としては、各協定項目議案の調整と各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ協議を行いながら、例規一元化作業も同時に進めることとしている。</p>
産業経済部会	<p>これまでに専門部会を 5 回、分科会（8 分科会）を延べ 6 2 回開催し、事務事業の再調整、詳細な事務事業のすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び議案調整を行った。</p> <p>今後は、引き続き各分科会による事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業を進めることとしている。</p>
住民健康福祉部会	<p>これまでに専門部会 6 回、分科会（5 分科会）を延べ 5 7 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行った。</p> <p>今後も、各協定項目に係る事務事業の詳細なすり合わせ継続して協議することとしている。</p> <p>社会福祉協議会においては、各専門部会を毎週開催し、事業・財産・債務等の取扱いについて、詳細協議が進められており、今後さらに社協と市町村を含め合同会議を開催し、各事務事業の協議を進めることとしている。</p>
建設部会	<p>これまでに専門部会 5 回、分科会（5 分科会）を延べ 2 5 回開催し、事務事業の再調整・詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール調整、例規一覧表の確認及び協定項目議案調整を行った。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
上下水道部会	<p>これまでに専門部会 2 回、各分科会（4 分科会）を延べ 2 8 回開催し、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
教育部会	<p>これまでに専門部会 6 回、各分科会（6 分科会）を延べ 4 6 回開催し、事務事業の再調整、各協定項目議案、例規一覧表の確認及び事務事業の詳細なすり合わせ協議に向けてのスケジュール等について協議した。また、第 2 回教育長会を開催し、新市の組織機構等について協議した。</p> <p>現在、各分科会で事務事業の詳細なすり合わせ及び例規一元化作業の協議中である。</p>
電算情報部会	<p>これまでに専門部会 3 回、分科会を 6 回開催し、事務事業の調整、システム統合作業、ネットワークの考え方などについて協議し、また、地域情報化調整会議を 6 回、同作業部会を 10 回開催し、地域情報化計画策定作業を行った。</p> <p>今後は、システム統合作業や新市のネットワークの詳細協議などに重点を置き、作業を進めていくこととしている。</p>
議会・監査部会	<p>これまでに議会・監査専門部会を 6 回開催し、事務事業の再調整及び協定項目の議案調整を行うとともに、議長会を 8 回開催し、「議会議員の定数及び任期の取扱い」について協議し、議長会の方針をもとに専門部会の調整方針案を整理した。</p> <p>これからの予定としては、協定項目に係る事務事業の詳細なすり合わせ協議及び例規一元化作業を進める予定である。</p>

一部事務組合について

(参考：川西薩地区での協議経過)

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 15 年 4 月 25 日	3 地区法定協 議会事務局意 見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール ・一部事務組合の現状 ・一部事務組合調整の考え方 ・調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係一部事務組合会議の開催 ・スケジュールの一番早い日置に合わせて協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 ・県へ県内法定協事務局長会議の開催要請
5 月 28 日	3 法定協共催 一部事務組合 等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協概要及びスケジュール等 確認 ・業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今 後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず組合構成市町村で協議を進める。 ・6 月中を目処に協議を進める。 ・構成市町村、組合、法定協間での協議が必要
6 月 23 日	川西薩地区・薩 摩東部地区事 務局長協議	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の考え方について ・一部事務組合調整の考え方 ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月 11 日は、解散ではなく 2 町（入来町、祁 答院町）の脱退である。 ・脱退、財産処分等については構成町すべての議 会の可決が必要である。 ・法的な手続きや法解釈の不明確な部分（解散、 消滅）財産処分や一部事務組合職員の取扱い等 について、県に照会し、今後調査していく。 ・お互いに知識、資料の交換を行う。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
6 月 30 日	入来町・祁答院 町・川西薩地区 法定合併協議 会事務局意見 交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・2 町の方針について ・今後の協議について 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的 問題点を整理し、協議していく。 ・一部事務組合は、すべて同列で協議するのでは なく、業務ごとに状況が異なるので、それぞれで 協議していく。 ・今後、助役会議及び法定協幹事長会議、法定協 会長協議、管理者協議を進めていく。
7 月 4 日	川薩地区介護 保険組合担当 課長会	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の概要及び現状等の説明 ・解散するとした場合の問題点 財産について (財政調整基金・公用車) 合併期日の時期のズレによる対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回、課題問題点について、持ちより、協議す る。

協議経過 [川薩地区]

月 日	会議名	協議事項	確認事項
7月11日	禰答院地区消防組合議会全員協議会	[薩摩東部地区合併協議会] 禰答院地区消防組合の調整方針について	[禰答院地区消防組合での調整方針案] 「 禰答院町は、川薩地区新市施行の前日（平成 16 年 10 月 11 日）に禰答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。 財産処分、職員の処遇については、今後協議する。」 という管理者の方針が示された。 * 禰答院町分を抜粋
7月14日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	禰答院地区消防組合の調整方針について 今後のスケジュールについて	・ 禰答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。 ・ 他組合の調整についても、9 月提案を目処に共通のスケジュールにより作業を進める。 ・ 財産処分や職員の処遇については、複数案を提示し協議していく。（薩摩東部地区で資料は作成する。）
7月16日	薩摩郡東部衛生処理組合関係 5 町助役会議	これまでの協議経過 組合の基本方針について 協議スケジュールについて 協議事項について	・ 解散の考え方は、平成 16 年 10 月入来町・禰答院町の脱退、平成 17 年 1 月解散（消滅） ・ 一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会へ説明が必要であり、その判断材料となる資料作成が必要である。 ・ 合併の伴う問題については、幹事会及び担当係長で問題の整理を行い、今後の判断材料にしていく。 ・ 判断材料となる資料については、両地区で共有する。
7月23日	一部事務組合等協議スケジュール説明会 各一部事務組合事務局長 業務担当課長	これまでの協議経過 今後の協議のスケジュール 協議の進め方 調査事項等	・ 最終議案調整を 8 月 25 日とし、それまでに調整方針案を協議し、決定する。 ・ 業務別会議を開催する。 ・ 組合構成市町村の助役、首長協議、関係組合の管理者協議を行う。 ・ 考えられるパターンの試算等を行い、関係市町村へ示す。
8月6日	薩摩東部地区法定協事務局と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・ 協議検討に必要な資料の作成依頼 ・ 関係市町村等協議の設定を依頼
8月6日	西薩衛生処理組合構成市町担当課長会議（1市2町）	組合の調整方針（案） 今後のスケジュール	・ 組合を構成する 1 市 2 町は、合併関係市町にすべて含まれるため、組合は解散することとなる。 ・ 新市での体制を想定し、協議を進める。
8月18日	業務別（ごみ処理）打合せ 川内市・樋脇町・入来町・禰答院町	現状報告 意見交換	・ ごみ処理業務の現状把握と課題・問題点の把握
8月19日	県副知事、総務部長等と協議	一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の枠組みは、地域の協議課題であるが、再編に伴う起債償還・財産処分等に係る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を県に依頼した。

月 日	会議名	協議事項	確認事項
8月25日	樋脇町・串木野 樋脇清掃組合 と打合せ	現状報告 組合の取扱い	・今後の協議について
8月27日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・5町助役、担当課長会議の開催 ・両法定協幹事長会議の設定要請
9月9日	薩摩郡東部衛 生処理組合関 係5町助役会 議	組合基本方針の協議	・組合基本方針に対する合併協議会事務局及び構成市 町村長協議の開催
9月12日	薩摩東部地区 法定協事務局 と打合せ	これまでの協議経過 スケジュールの確認	・両法定協幹事長会議の開催(9月中)
9月17日	県協議	協議状況の報告 起債償還、財産処分等の在り 方について協議	
9月19日	鹿児島県町村 会打合せ	町村会関係各組合等の調整 方針報告 今後の協議について	・各組合の体制について ・今後の協議について
9月26日	薩摩東部地 区・川薩地区両 法定協正副幹 事長・事務局長 等協議	一部事務組合の取扱い これまでの協議経過 スケジュールの確認	・1市7町、市町長会議を開催する。
10月1日	1市7町市町 長意見交換会	薩摩東部地区関係一部事務 組合調整方針(案) 今後の進め方	・祁答院地区消防組合・祁答院地方卸売市場組合・祁答 院地区土地開発公社祁答院町支社・祁答院地区視聴覚 教育協議会の基本方針については合意。 ・薩摩郡東部衛生処理組合・川薩地区介護保険組合に ついては、10月中旬までに基本方針の確認を行う。 ・財産処分及び職員の取り扱いについては、今後協議す る。
10月20日	薩摩東部地 区・川薩地区両 幹事長・事務局 長協議	薩摩郡東部衛生処理組合 川薩地区介護保険組合の調 整方針(案) 今後の進め方	・両一部事務組合については、今後も継続して調整方針 の協議を進める。
10月29日	串木野市・樋脇 町協議	串木野樋脇清掃組合の調整 方針協議 今後の進め方	・今後も継続して調整方針の協議を進める。
11月11日	県出納長、市町 村合併推進室 長協議	協議状況の報告 一部事務組合の取扱い調整 依頼	一部事務組合の再編に伴う起債償還・財産処分等に係 る法的な課題の整理について、全県統一的な調整を依 頼した。

(6) その他

次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第11回幹事会	12月6日(土) 午後1時30分~	市役所 6階大会議室 (川内市)	<p>協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11回協議会資料案について ・合併協定項目 G群審議 <ul style="list-style-type: none"> -交通関係事業 -商工・観光関係事業 -建設関係事業 -学校教育事業 -コミュニティ施策 -社会教育事業 ・合併協定項目 H群(一部)審議 <ul style="list-style-type: none"> -一般職の職員の身分の取扱い -特別職の身分の取扱い -生活保護事業 -その他福祉事業 -その他事業 ・合併協定項目 H群(一部)一次協議 <ul style="list-style-type: none"> -議会議員の定数及び任期 -農業委員会委員の定数及び任期 -一部事務組合等の取扱い(その2) -環境衛生事業(その2)
第11回協議会	12月11日(木) 午後2時~	ホテル太陽パレス (川内市)	<p>協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目 G群審議 <ul style="list-style-type: none"> -交通関係事業 -商工・観光関係事業 -建設関係事業 -学校教育事業 -コミュニティ施策 -社会教育事業 ・合併協定項目 H群(一部)審議 <ul style="list-style-type: none"> -一般職の職員の身分の取扱い -特別職の身分の取扱い -生活保護事業 -その他福祉事業 -その他事業

合併協定項目（４６項目）の協議状況

合併協定項目		提案時期	確認時期	協議状況
1	1 合併の方式	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
2	2 合併の期日	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
3	3 新市の名称	10/24 第 8 回協議会に 2 1 点を報告		
4	4 新市の事務所の位置	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 1 回協議会(H15.7.10)	確認済
5	5 財産の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
6	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
7	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
8	8 地方税の取扱い	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
9	9 一般職の職員の身分の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
10	10 特別職の身分の取扱い	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
11	11 条例、規則等の取扱い	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 2 回協議会(H15.7.24)	確認済
12	12 事務組織及び機構の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
13	13 一部事務組合等の取扱い(その 1)	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
14	一部事務組合等の取扱い(その 2)	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
15	14 使用料、手数料等の取扱い	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
16	15 公共的団体等の取扱い	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
17	16 補助金、交付金等の取扱い	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
18	17 町名・字名の取扱い	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
19	18 慣行の取扱い	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
20	19 国民健康保険事業の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
21	20 介護保険事業の取扱い	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
22	21 消防団の取扱い	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
23	22 自治会・行政連絡機構の取扱い	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
24	23-1 男女共同参画事業	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
25	23-2 友好都市・国際交流事業	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
26	23-3 電算システム事業	第 1 回協議会(H15.7.10)	第 2 回協議会(H15.7.24)	確認済
27	23-4 広報広聴関係事業	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
28	23-5 消防防災関係事業	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
29	23-6 交通関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
30	23-7 窓口業務	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
31	23-8 保健衛生事業	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
32	23-9 環境衛生事業(その 1)	第 5 回協議会(H15.9.11)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
33	環境衛生事業(その 2)	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
34	23-10 障害者福祉事業	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
35	23-11 高齢者福祉事業	第 3 回協議会(H15.8.12)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
36	23-12 児童福祉事業	第 4 回協議会(H15.8.28)	第 8 回協議会(H15.10.24)	確認済
37	23-13 生活保護事業	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
38	23-14 その他の福祉事業	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
39	23-15 農林水産関係事業	第 7 回協議会(H15.10.7)		持ち帰り協議中
40	23-16 商工・観光関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
41	23-17 建設関係事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
42	23-18 上・下水道事業	第 2 回協議会(H15.7.24)	第 6 回協議会(H15.9.25)	確認済
43	23-19 学校教育事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
44	23-20 コミュニティ施策	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
45	23-21 社会教育事業	第 8 回協議会(H15.10.24)		持ち帰り協議中
46	23-22 情報公開制度	第 6 回協議会(H15.9.25)		持ち帰り協議中
47	23-23 その他事業	第 9 回協議会(H15.11.13)		持ち帰り協議中
48	24 新市まちづくり計画	第 3 回協議会(H15.8.12)		協議中

平成15年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程(予定)について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
7	3	木	13:30			・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	10	木	13:30	設置会議 第1回協議会 第1回小委員会	・新市まちづくり計画策定方針 ・新市名称募集要項等提案	・基本3項目提案・決定 ・合併協定項目 S 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	17	木	13:30	第1回幹事会		・合併協定項目 A, B 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	24	木	13:30	第2回協議会 第2回小委員会	・新市名称募集要項等承認 ・町名・字名について	・合併協定項目 S 群決定 ・合併協定項目 A 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	31	木	13:30	協議会 予備			ホテル太陽パ レス
8	7	木	13:30	第2回幹事会		・合併協定項目 C 群提案	入来町 文化ホール 別館
	12	火	13:30	第3回協議会 第3回小委員会	・新市まちづくり計画原案提案 ・町名・字名について	・合併協定項目 B 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	22	金	13:30	第3回幹事会		・合併協定項目 D 群提案	東郷町 アミティプラザ 東郷
	28	木	13:30	第4回協議会		・合併協定項目 C 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
9	4	木	13:30	第4回幹事会		・合併協定項目 E 群提案	川内市 おおとり荘
	11	木	13:30	第5回協議会 第4回小委員会		・合併協定項目 D 群提案	川内市 ホテル太陽 パレス
	18	木	13:30	第5回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	25	木	13:30	第6回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 A B 群決定 ・合併協定項目 E 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
10	2	木	13:30	第6回幹事会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 G 群提案	川内市 サンアリーナ せんだい
	7	火	13:30	第7回協議会	・新市まちづくり計画原案審議	・合併協定項目 F 群提案	榑臨町 ホテル グリーンヒル
	14	火	13:30	第5回小委員会	・新市名称20点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	16	木	13:30	第7回幹事会		・合併協定項目 H 群提案	里村 中央公民館
	24	金	13:30	第8回協議会	・新市名称小委員会中間報告 (20点程度)	・合併協定項目 C D 群決定 ・合併協定項目 G 群提案	祁答院町 いこいの村 いむた池
	30	木	13:30	第8回幹事会			川内市 (ホテル太陽 パレス)

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併協定協議項目	会場
11	4	火	13:30	第6回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 安藤旅館
	6	木	14:00	第9回幹事会	・新市まちづくり計画修正原案提案		川内市 おおとり荘
	13	木	13:30	第9回協議会	・新市まちづくり計画修正原案提案	・合併協定項目 H群提案	榑臨町ホテル グリーンヒル
	17	月	15:00	第7回小委員会	・新市名称5点程度に絞込み		川内市 川内ホテル
	20	木	13:30	第10回幹事会	・新市まちづくり計画案決定	・住民説明会の日程協議	川内市 サンアリーナ せんだい
	26	水	14:00	第10回協議会	・新市まちづくり計画案決定	・合併協定項目 E,F群決定 ・新市の名称について提案(5点程度)	川内市ホテル 太陽パレス
12	6	土	13:30	第11回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	11	木	14:00	第11回協議会		・合併協定項目 G,H群決定	川内市ホテル 太陽パレス
	18	木	13:30	第12回幹事会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定		入来町文化ホ ール別館
	24	水	13:30	第12回協議会 第8回小委員会	・新市まちづくり計画知事協議報告 ・新市まちづくり計画決定 ・優秀賞の決定(小委員会)	・合併協定項目 H群決定 ・新市の名称について決定 (候補1点)	川内市 ホテル太陽 パレス
1	8	木	13:30	第13回幹事会			東郷町アミテ ィプラザ東郷
	15	木	13:30	第13回協議会	・合併協定書(案)提案	・住民説明会	榑臨町ホテル グリーンヒル
	22	木	13:30	第14回幹事会			川内市 サンアリーナ せんだい
	29	木	13:30	第14回協議会	・合併協定書(案)審議		各市町村 住民説明会
2	5	木	13:30	第15回幹事会			川内市 おおとり荘
	12	木	13:30	第15回協議会	・合併協定書(案)決定 【合併協定書 調印式】	・住民説明会 報告	川内市ホテル 太陽パレス
	19	木	13:30	第16回幹事会			祁答院町 農村環境改善 センター
	26	木	13:30	第16回協議会			祁答院町 いこいの村 いむた池
3	4	木	13:30	幹事会予備			(未定)
	11	木	13:30	協議会予備			(未定)
	18	木	13:30	第17回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	25	木	13:30	第17回協議会	・各市町村 議決		川内市ホテル 太陽パレス
4	1	木	13:30	第18回幹事会			川内市 市民会館第1 会議室
	8	木	13:30	第18回協議会			榑臨町ホテル グリーンヒル
	15	木	13:30	第19回幹事会			川内市役所 6階大会議室
	22	木	13:30	第19回協議会			川内市ホテル 太陽パレス